

第3次神栖市総合計画

〈素案〉

令和4年12月

目次

第Ⅰ部 序論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
3. 計画策定に当たって配慮すべき視点	3
4. 計画の進行管理・評価	4
5. 計画の構成と期間	5
第2章 神栖市の現状と課題	6
1. 神栖市の概要	6
2. 土地利用、道路・交通	8
3. 人口・世帯等	10
4. 市民意識調査	13
5. 神栖市の主なまちづくりの課題	15
第Ⅱ部 基本構想	17
第1章 まちづくりの基本方針	18
1. 将来像	18
2. まちづくりの理念	19
3. 施策の大綱	20
4. SDGsの本計画への位置づけによる実現	26
第2章 計画の基本フレーム	28
1. 将来人口	28
2. 土地利用の方針	29
第Ⅲ部 基本計画	33
第1章 重点プロジェクト	34
①防災・医療の安心プロジェクト	35
②産業力強化プロジェクト	36
③交流、定住・移住促進プロジェクト	37
④子育て日本一プロジェクト	38
⑤生涯いきいき・生きがい・健やかプロジェクト	39
第2章 分野別計画	41
1. 医療・健康福祉	43
2. 生活環境	67
3. 産業	87
4. 都市基盤	103
5. 教育・文化	127
6. 地域づくり	143
7. 自治体運営	156
第3章 各分野の計画等	169
資料編	171

第 I 部

序論

第 1 章 計画策定の趣旨

第 2 章 神栖市の現状と課題

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

神栖市総合計画は、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を定める計画であり、その実現に向けてのまちづくり推進のための指針となるものです。

前総合計画（第2次神栖市総合計画）では、将来像を「みんなでつくる新しい神栖市 ～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」として、医療・福祉の充実、日本一を目指した子育て支援の充実や教育環境の整備、企業誘致等の産業振興、防災対策の充実など、市民との協働のもと、総合的にまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、この間に、全国的に人口減少・少子高齢化は進行し、産業の構造変化やグローバル化の進展、情報技術 DX (Digital Transformation) の急速な進展、資源・エネルギー及び環境問題の深刻化、自然災害の激甚化、国・地方に共通する厳しい財政状況、さらに新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、本市を取り巻く社会経済の状況は大きく変化しています。

本市では、そのような厳しい状況に適切に対処し、これまでのまちづくりの蓄積と豊富な地域資源を活かしながら、将来を見据えた持続可能なまちの発展を目指し、計画的・総合的にまちづくりを推進していく必要があります。そのための本市における最上位計画として「第3次神栖市総合計画」を策定するものです。

2. 計画策定に当たっての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取組を進めていきます。

(1) 地域の連携・共創を進める計画

計画の着実な推進に向けては、市をはじめ市民、団体、企業等が、まちづくりの方向性を共有し、参加・協力を進めていくことが重要であることから、市が目指すべき将来像を、市民目線に立って分かりやすく示し、連携・共創を促進する計画とします。

また、地球規模での持続的な発展を目指す SDGs の枠組みを取り込み、持続可能なまちづくりを意識した計画とします。

(2) まちづくりの進捗や目指す成果が分かりやすい計画

施策や事業の着実で効果的な実施に向けては、その有効性・効率性を継続的に高めていける評価・検証の仕組みが必要となります。施策体系の整理と合わせて、施策評価や事業評価の体系の整理・改善を行い、市民から見てもまちづくりの進捗や目指す成果が分かりやすい計画とします。

(3) 政策課題解決に向けた適切な方策の設定と重点的な取組の実行性を重視した計画

国・県の政策の動向、市の強みや市民ニーズの把握分析を通じて、政策課題の優先順位、施策のスクラップ&ビルドを意識しながら、より適切な解決方策を設定するとともに、全庁一丸となって重点的に取り組む方向性を明らかにする計画とします。

3. 計画策定に当たって配慮すべき視点

第3次計画は、次の観点に配慮して、計画の策定を進めます。

(1) 地域の連携によるまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化が進み、地域活力の低下が進むことが懸念される中、市が重点的に取り組んでいる交流・定住促進、産業力強化、子育て、安全・安心（国土強靱化等）において、地域の連携が一層重要となります。

(2) 成長と成熟が調和した持続可能性の高いまちづくりの推進

少子高齢化の進展、経済のグローバル化の進展、地球温暖化等環境問題の深刻化など、地球規模での社会・経済・環境の持続性が問われている中、本市においても、産業基盤や自然・文化・スポーツ等の豊富な地域資源を強みとして活かしながら、成長と成熟が調和した持続可能性の高いまちづくりを推進していくことが重要です。

(3) コロナ禍による社会変化に対応したまちづくりの推進

世界的なコロナ禍が続き、3密回避やリモート化等の生活様式や社会環境が変化する中、市民の健康と安全を確保し、経済活動を維持していく取組を円滑に進めていくことが求められています。

(4) デジタル技術の革新的な発展・変化への積極的な対応

DX、AI など、近年のデジタル技術の目覚ましい発展を、まちづくりに積極的に取り込み・活かしていくことが重要です。同時に、その急激な変化による不安や歪みを和らげる取組を丁寧に進めていくことが重要です。

(5) SDGs(持続可能な開発目標)の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、2030年（令和12）を期限とする国際目標の達成に寄与するため、SDGsの理念や目標を踏まえた取組を進めていく必要があります。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27）の国連サミットで採択された、2030年（令和12）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

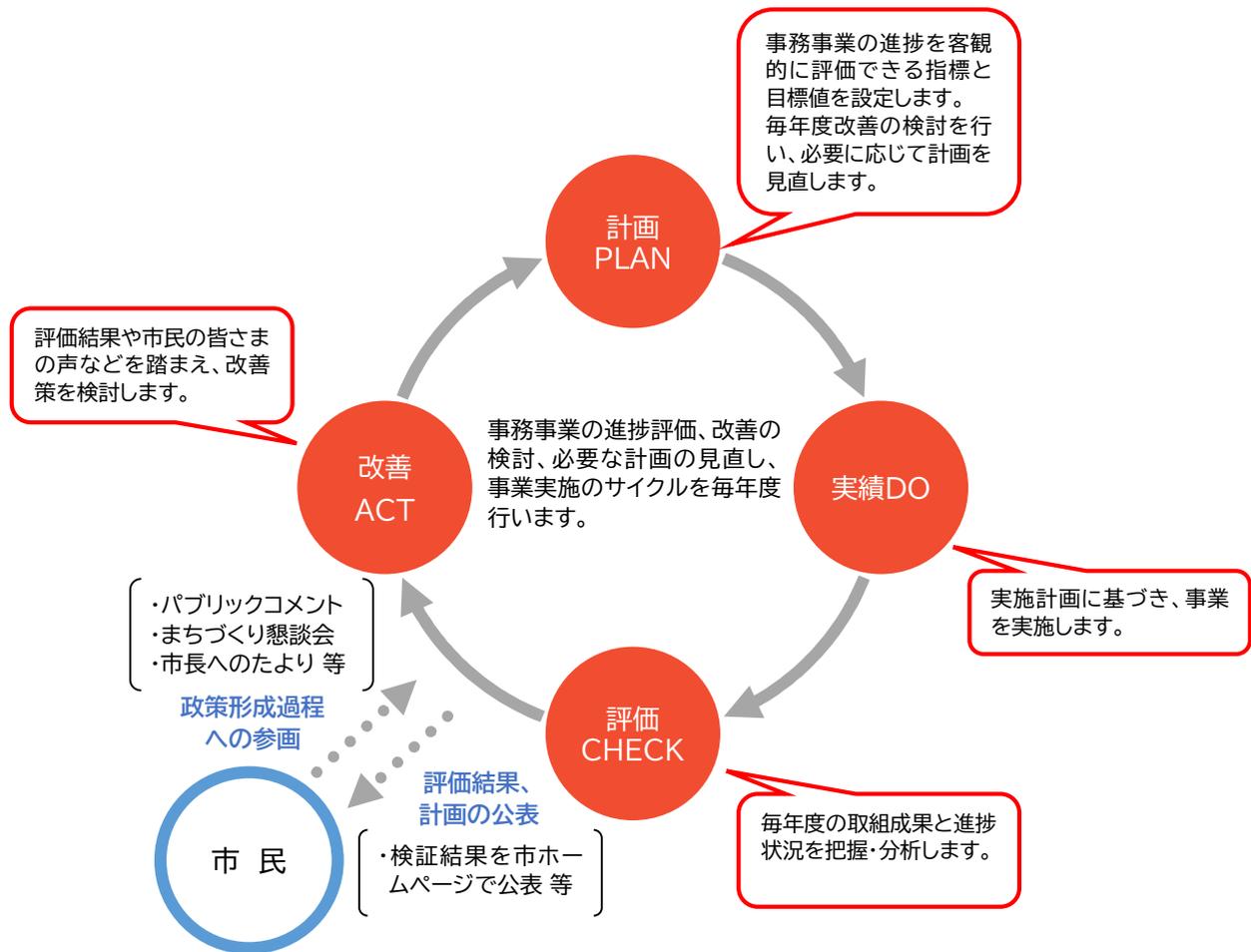


4. 計画の進行管理・評価

第3次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、効率的かつ効果的に施策を展開していくため、計画の進行管理として「PDCA サイクル」の確立を図ります。

施策評価制度を活用し、毎年度、計画に定めた施策・事業について、具体的な目標（指標）の達成度に基づいて評価・検証を行います。施策の進捗・達成の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて目標（指標）の見直しを行うなど、継続的に施策評価制度の改善（ブラッシュアップ）を図っていきます。

また、その結果を市民に公表し説明責任を果たすことで、市民のまちづくりへの意識を高めながら、実効性を高めていく計画を目指していきます。



5. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

①基本構想

まちづくりの目標となる将来像やまちづくりの理念を示すとともに、その実現のための施策の体系を定めます。

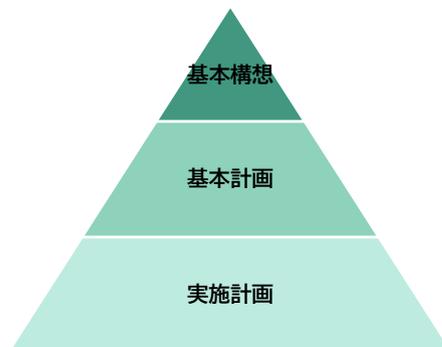
②基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために必要な施策を体系に定め、施策の具体的な目標や方向性を示します。

③実施計画

基本計画に定めた施策ごとの目的を達成するために実施する具体的な方策を、財源的な裏づけを持って示すものとなり、毎年度の予算編成の指針としての役割を有します。

総合計画の構成



(2) 計画の期間

昨今の急速に変化する社会情勢に機敏に対応する等の観点から、「基本構想」及び「基本計画」の計画期間を、2023年度（令和5）から2026年度（令和8）までの4ヵ年とします。また、「実施計画」の計画期間は3ヵ年とし、毎年度見直しを行います。

	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
基本構想	4ヵ年			
基本計画	4ヵ年			
実施計画	3ヵ年			
		3ヵ年		
			3ヵ年	

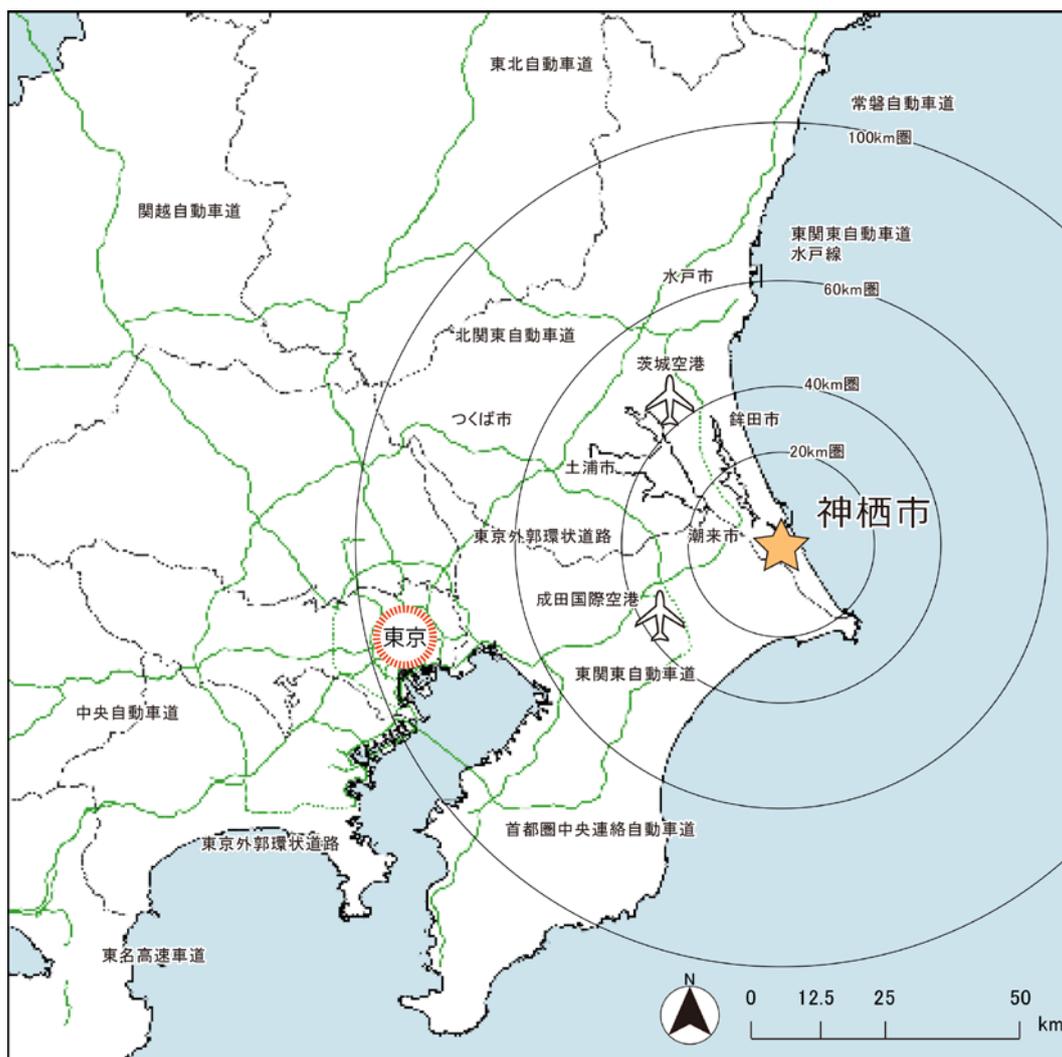
第2章 神栖市の現状と課題

1. 神栖市の概要

(1) 位置、概要

- ・茨城県の東南端の鹿行地域に位置し、東側は太平洋に、南側・西側は利根川を経て千葉県に、北西側は鹿嶋市や潮来市に接した南北に長い形状をしています。本市の北東部一帯は鹿島港や鹿島臨海工業地帯が整備され、約180社の企業が集まり、総従業員数は約2万人、製造品出荷額は茨城県内第1位で国内屈指の工業地帯です。
- ・温暖な気候を活かしたピーマン、正月飾りの千両・若松は全国第1位の出荷量を誇ります。
- ・南部は波崎漁港を中心に漁業が盛んで、多彩な水産加工品が生産され特産品となっています。
- ・本市は東京から100km、成田国際空港から約30kmの距離にあります。2015年（平成27）に東関東自動車道と常磐自動車道が圏央道により結ばれたことで、東京へのアクセスは格段に向上し、時間距離にして約1時間40分となっています。
- ・本市は、鹿嶋市、潮来市、銚田市、行方市の4市とともにJリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとなっています。また年間約30万人が訪れるスポーツ合宿の聖地として全国に知られています。

【本市の広域的な位置】

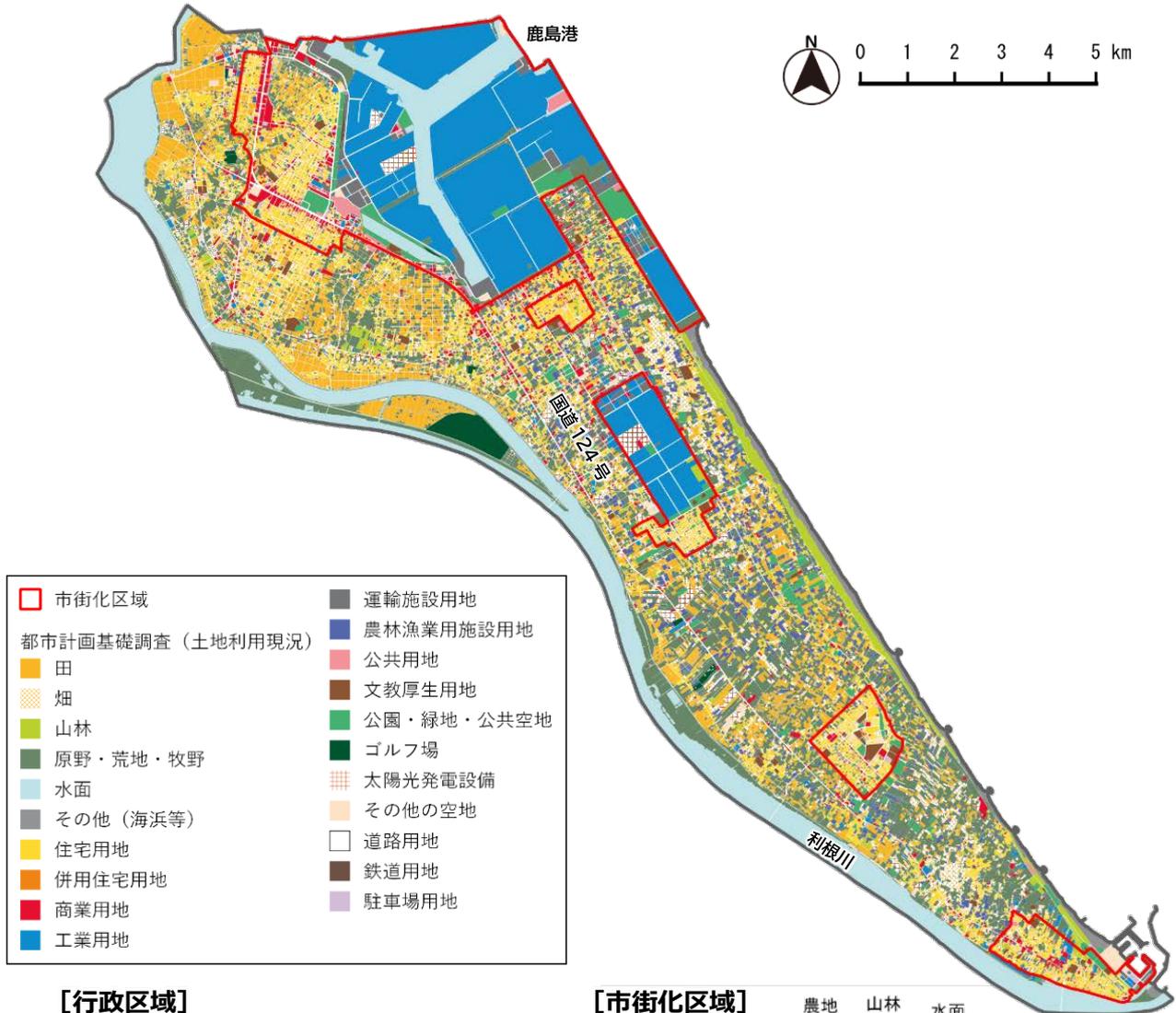


2. 土地利用、道路・交通

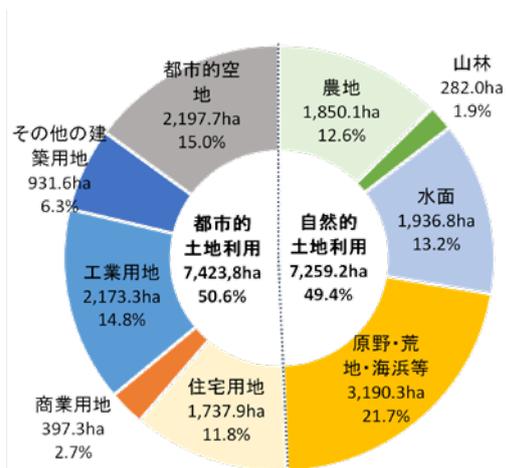
(1) 土地利用

・国道 124 号を基軸とした沿道型の商業・業務系、工業と漁業の拠点としての産業系、面的に広がる住宅系などの都市的土地利用と、優良農地や河川などの自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用の均衡を保ちながら、環境にやさしい都市づくりの推進を基本としています。

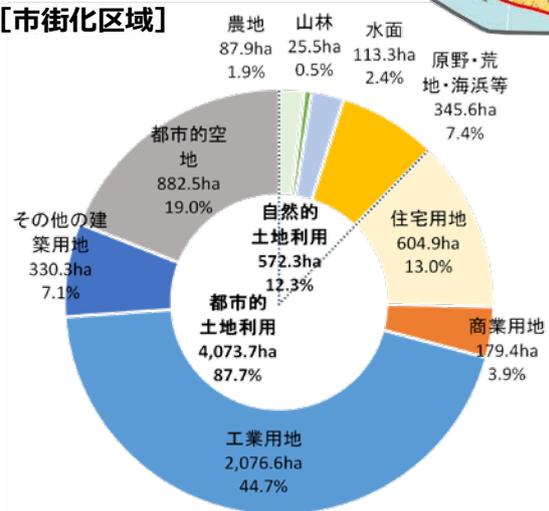
[土地利用現況図]



[行政区域]



[市街化区域]



資料：神栖市都市計画基礎調査 (R3)

(2) 道路

- ・市内を南北に縦断する国道 124 号が地域の中心的な道路であり、南は利根川を越えて千葉県銚子市で国道 126・356 号に接続しており、また、北は鹿嶋市で国道 51 号に接続し、水戸市を中心とする県央地域に連絡しています。
- ・また、国道 124 号からつながる県道水戸神栖線は、潮来 IC で東関東自動車道に接続し、成田国際空港や東京都心部へとつながっています。このほか、市内幹線道路として、中央部には県道深芝浜波崎線、海岸部を通る市道 1-9 号線が、南北に長い市域の交通を補完しています。

(3) 交通

①高速バス・路線バス等

- ・東京駅と連絡する高速バス路線は、関東鉄道、京成バス、JR バス関東の 3 社が乗り入れており、非常に利便性の高い広域交通手段となっています。
- ・路線バスは、隣接する鹿嶋市及び銚子市へ接続し、海岸線、利根川線、海水浴場線の 3 路線が運行しています。また、市内中心部と小見川駅を連絡する朝夕・日中の 2 系統のコミュニティバスのほか、市内を 4 エリアに分け、エリア間移動も可能な乗合型デマンドタクシーを運行し、路線バスを補完しています。交通手段を持たない高齢者や高校生などの貴重な移動手段となっています。

②鉄道

- ・本市には鉄道駅はなく、最寄り駅は、JR 総武本線の銚子駅、JR 成田線の椎柴駅、下総橋駅、小見川駅、JR 鹿島線の潮来駅、鹿島神宮駅となっています。

3. 人口・世帯等

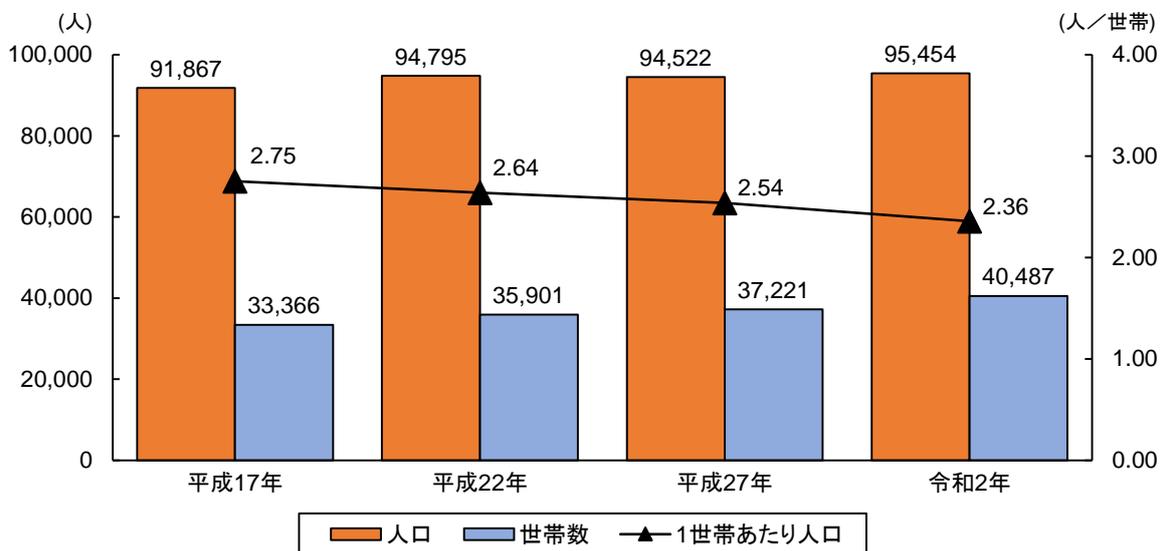
(1) 人口・世帯数

- ・2020年（令和2）国勢調査によると、本市の人口は95,452人となっています。直近の2015年（平成27）から2020年（令和2）は増加しましたが、その前の2010年（平成22）から2015年（平成27）にかけては減少しており、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい・微増で推移しています。茨城県全体では、既に2000年（平成12）には、人口減少傾向に転じています。
- ・2020（令和2）年の世帯数は40,487世帯、1世帯あたり人口は2.42人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人口は減少傾向にあります。茨城県と比較すると、1世帯あたり人口が少なく、核家族世帯やひとり暮らし世帯の割合が高いことがうかがえます。

（単位：人、世帯）

		2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
神栖市	人口	91,867	94,795	94,522	95,454
	世帯数	33,366	35,901	37,221	40,487
	1世帯あたり人口	2.75	2.64	2.54	2.36
茨城県	人口	2,975,167	2,969,770	2,916,976	2,867,009
	世帯数	1,032,476	1,088,411	1,124,349	1,184,133
	1世帯あたり人口	2.88	2.73	2.59	2.42

資料：国勢調査



(2) 年齢3区分人口

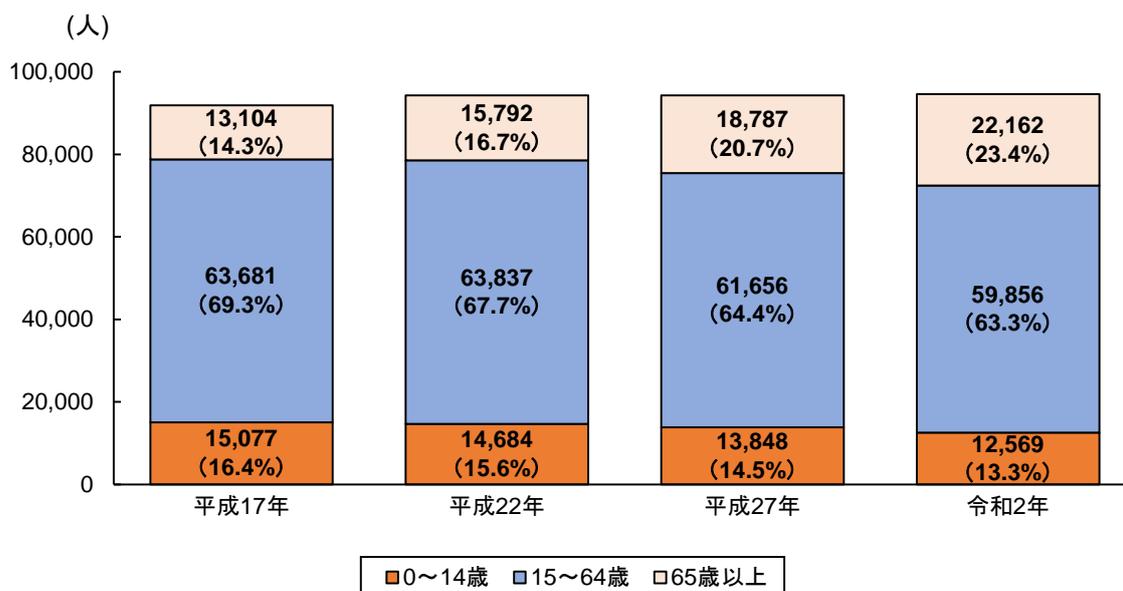
- ・2020年（令和2）の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口については、年少人口（14歳以下）は12,569人（13.3%）、生産年齢人口（15歳～64歳）は59,856人（63.3%）、高齢者人口（65歳以上）は22,162人（23.4%）であり、年少人口及び生産年齢人口は減少の傾向、高齢者人口は増加の傾向が続いており、人口が横ばい・微増で推移する中においても、少子高齢化は確実に進行しています。
- ・茨城県においても少子高齢化の傾向は進行しており、2020年（令和2）の高齢化率は29.9%、年少人口率は11.9%となっています。

（単位：人、％）

		2005年 (平成17)	2010年 (平成22)	2015年 (平成27)	2020年 (令和2)
神栖市	65歳以上 (高齢者人口)	13,104 (14.3%)	15,792 (16.7%)	18,787 (20.7%)	22,162 (23.4%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	63,681 (69.3%)	63,837 (67.7%)	61,656 (64.4%)	59,856 (63.3%)
	0～14歳 (年少人口)	15,077 (16.4%)	14,684 (15.6%)	13,848 (14.5%)	12,569 (13.3%)
	計	91,867	94,795	94,522	94,587
茨城県	65歳以上 (高齢者人口)	576,272 (19.4%)	665,065 (22.5%)	771,678 (26.8%)	839,907 (29.9%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	1,974,159 (66.4%)	1,891,701 (64.0%)	1,747,312 (60.6%)	1,638,165 (58.3%)
	0～14歳 (年少人口)	422,913 (14.2%)	399,638 (13.5%)	364,351 (12.6%)	333,741 (11.9%)
	計	2,975,167	2,969,770	2,883,341	2,811,813

*総人口は年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査



(3) 就業構造

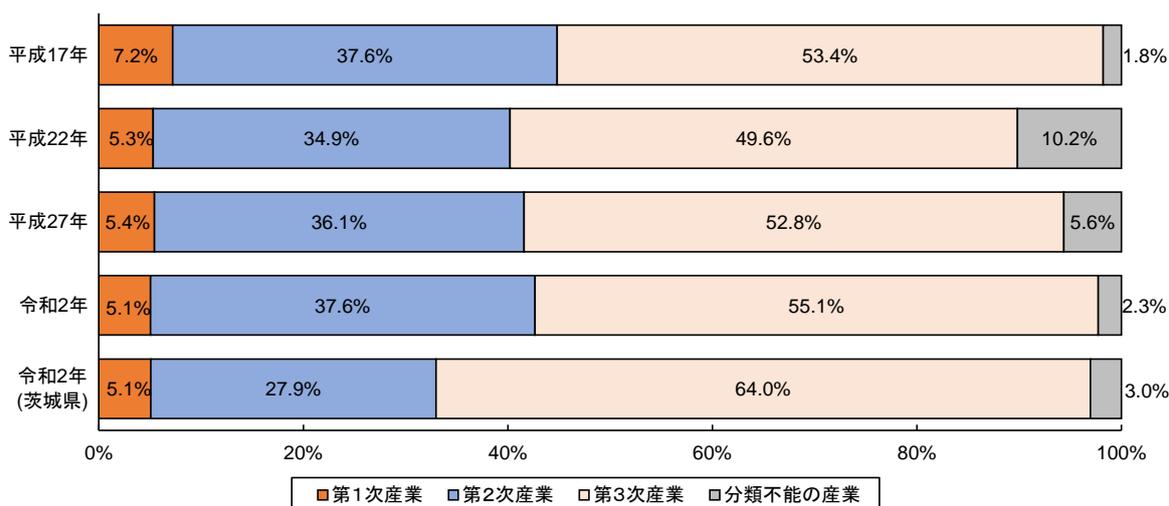
- ・2020年（令和2）の国勢調査によると、本市の就業人口総数は53,911人となっており、2010年（平成22）から2015年（平成27）にかけて一旦減少しましたが、2015年（平成27）から2020年（令和2）にかけては増加しており、増減を繰り返しながら、微増の傾向にあります。茨城県や国も同様の傾向にあります。
- ・産業別就業者比率を見ると、第1次産業は減少、第2次と第3次産業は増加の傾向にあります。第2次産業については、国や県が減少傾向にある中、本市は比率、実数ともに増加傾向が続いており、鹿島臨海工業地帯を有する本市の特徴が見られます。

（単位：人）

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業人口総数
神 栖 市	2005年（平成17）	3,378	17,580	24,964	836	46,758
	2010年（平成22）	2,521	16,542	23,516	4,825	47,404
	2015年（平成27）	2,554	16,965	24,784	2,643	46,946
	2020年（令和2）	2,362	17,560	25,724	1,069	46,715
茨 城 県	2005年（平成17）	108,019	443,203	888,758	21,580	1,461,560
	2010年（平成22）	82,873	401,004	863,268	73,036	1,420,181
	2015年（平成27）	78,996	399,707	864,715	57,266	1,400,684
	2020年（令和2）	69,281	380,140	872,083	41,440	1,362,944
全 国	2005年（平成17）	2,965,791	16,065,188	41,328,993	1,146,001	61,505,973
	2010年（平成22）	2,381,415	14,123,282	39,646,316	3,460,298	59,611,311
	2015年（平成27）	2,221,699	13,920,834	39,614,567	3,161,936	58,919,036
	2020年（令和2）	1,962,762	13,259,479	40,679,332	1,741,652	57,643,225

* 就業人口総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査



4. 市民意識調査

(1) 調査概要

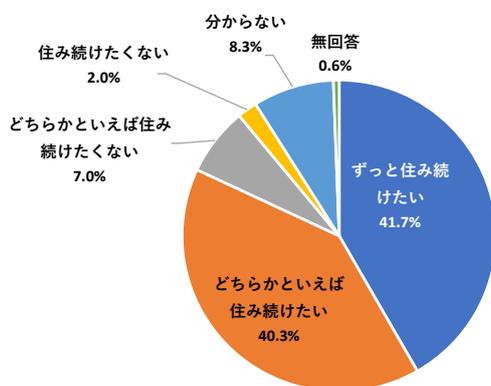
調査対象	神栖市在住の18歳以上の男女6,000人、無作為抽出
調査方法	紙面方式、ウェブ方式（インターネットによる配布・回答）の併用 無記名方式
調査期間	令和3年11月
回答数、回答率	回答数2,841票（紙面方式 2,315票、ウェブ方式 526票）、回答率47.35%

(2) 主な調査結果

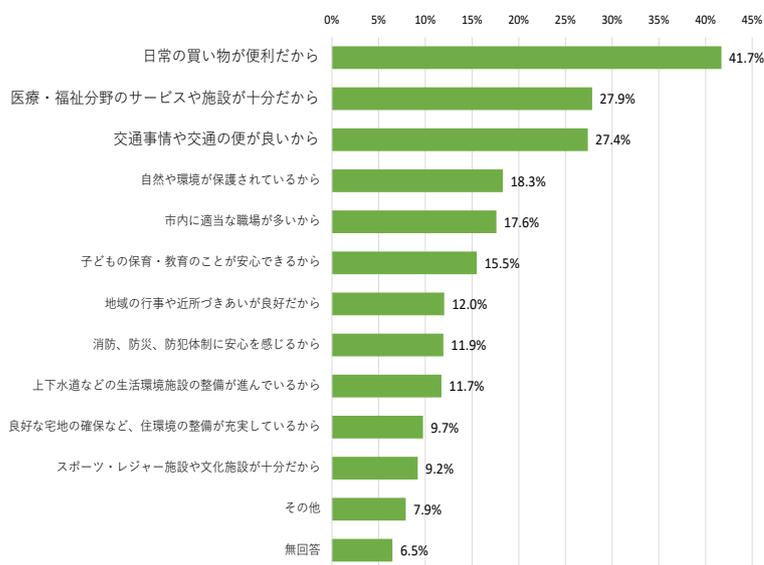
① 定住意向とその理由

- ・今後の本市への定住意向を尋ねたところ、「住み続けたい」（ずっと住み続けたい＋どちらかといえば住み続けたい）は82.0%を占め、8割以上が住み続けたいと思っています。ただ年齢別にみると、若年層ほど「住み続けたい」の割合は低くなっており、10・20歳代では69.6%、30歳代では78.4%、40歳代では76.2%にとどまっています。
- ・住み続けたい理由としては、「日常の買物が便利だから」が41.7%と最も多く、次いで「医療・福祉分野のサービスや施設が十分だから」が27.9%、「道路事情や交通の便が良いから」が27.4%となっています。この傾向は、年齢別、居住地区別でも概ね同様ですが、若年層（10・20～30歳代）では、最も多い「日常の買物が便利だから」に次いで、2番目に「子どもの保育・教育のことが安心できるから」が挙がっており、10・20歳代で32.3%、30歳代で33.8%となっています。

[定住意向]



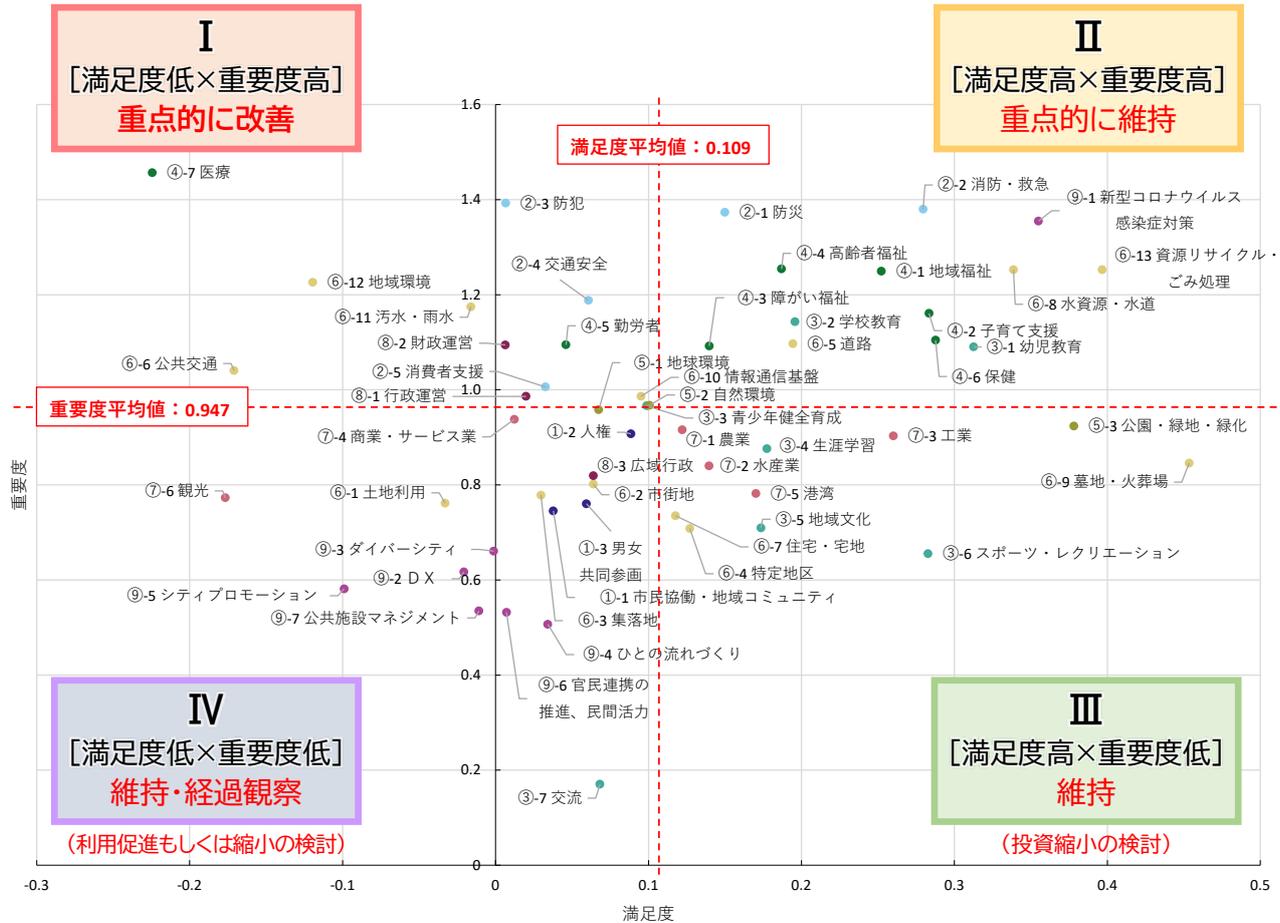
[住み続けたい理由]



② まちづくりの取組に対する満足度・重要度

- ・「第2次神栖市総合計画」に位置づけられている施策分野の取組や近年の社会動向への対応に関して、満足度と重要度を尋ねたところ、満足度の評価点の全体平均は0.109であり、満足が不満をわずかに上回るという結果でした。一方、重要度の評価点の全体平均は0.947でした。満足度と重要度の掛け合わせにより各取組を評価すると、より優先的・重点的な対応が求められる「低満足度×高重要度」の取組として、④-7 医療、⑥-12 地域環境などが挙がっています。

【まちづくりの取組に対する満足度・重要度】



- ① 市民と協働のまちづくり
- ② 安全性の高いまちづくり
- ③ 人を育み、若者を育てるまちづくり
- ④ 健康で人にやさしいまちづくり
- ⑤ 自然環境と調和したまちづくり
- ⑥ 暮らしの質を高めるまちづくり
- ⑦ 産業活力にあふれたまちづくり
- ⑧ 健全な行財政のまちづくり
- ⑨ 近年の社会変化に対する取組

象 限	対象施策
I [満足度低 × 重要度高] 重点的に改善	②-3 防犯 ③-3 青少年健全育成 ⑤-1 地球環境 ⑥-10 情報通信基盤 ⑧-1 行政運営 ②-4 交通安全 ④-5 勤労者 ⑤-2 自然環境 ⑥-11 汚水・雨水 ⑧-2 財政運営 ②-5 消費者支援 ④-7 医療 ⑥-6 公共交通 ⑥-12 地域環境
II [満足度高 × 重要度高] 重点的に維持	②-1 防災 ③-2 学校教育 ④-3 障がい福祉 ⑥-5 道路 ⑨-1 新型コロナウイルス感染症対策 ②-2 消防・救急 ④-1 地域福祉 ④-4 高齢者福祉 ⑥-8 水資源・水道 ③-1 幼児教育 ④-2 子育て支援 ④-6 保健 ⑥-13 資源リサイクル・ごみ処理
III [満足度高 × 重要度低] 維持	③-4 生涯学習 ⑤-3 公園・緑地・緑化 ⑥-9 墓地・火葬場 ⑦-3 工業 ③-5 地域文化 ⑥-4 特定地区 ⑦-1 農業 ⑦-5 港湾 ③-6 スポーツ・レクリエーション ⑥-7 住宅・宅地 ⑦-2 水産業
IV [満足度低 × 重要度低] 維持・経過観察 (利用促進もしくは縮小の検討)	①-1 市民協働・地域コミュニティ ③-7 交流 ⑥-3 集落地 ⑧-3 広域行政 ⑨-4 ひとの流れづくり ①-2 人権 ⑥-1 土地利用 ⑦-4 商業・サービス業 ⑨-2 DXの推進 ⑨-5 シティプロモーション ⑨-7 公共施設マネジメント ①-3 男女共同参画 ⑥-2 市街地 ⑦-6 観光 ⑨-3 ダイバーシティ ⑨-6 官民連携の推進、民間活力

5. 神栖市の主なまちづくりの課題

社会情勢の変化、神栖市の現状、市民意識の動向等を踏まえ、本市の将来のまちづくりにおける主な課題として、以下の9点を整理します。

① 若者の定着、移住・定住の促進（生活利便性の向上と豊かなコミュニティ形成）

- ・社会動態では、若者を中心に転入超過の傾向が続いており、全国的に少子高齢化が進む中において、いかにこれら若い転入者のまちへの定着（愛着）を図っていくかが大きな課題といえます。アンケート結果からは、若年層の定住理由として、「買物等の生活利便の向上」、「医療、子育て支援等の充実」等が上位となっており、暮らしの利便性と安心感を高める取組が求められています。

② 医療機能の確保による住み続けることができる地域形成（医療、福祉での安心の向上）

- ・医療の確保・充実に対する市民ニーズは高く、市民の全ての世代において暮らしの安心感を高め、居住継続の意向を高める上で、また新たな居住者を呼び込んでいく上で重要な課題となっています。

③ 産業立地機能の維持、強化（産業都市基盤の維持、まちづくりでの連携の強化）

- ・茨城県内第1位、全国第29位の製造品出荷額等を誇る産業拠点の強みを堅持し、地域経済を牽引していくため、産業基盤の充実と雇用の確保に、引き続き取り組んでいく必要があります。また、産業都市として、まちづくりにおける民間企業と連携を強化していくことが望まれます。

④ 防災、防犯の充実による安心・安全を感じる暮らし・地域の形成

- ・頻発化、激甚化の傾向にある洪水等の自然災害に対する防災・減災の取組の強化と、犯罪のない地域社会を築いていくための防犯の取組の充実を図り、暮らし・地域の安心・安全を高めていく必要があります。

⑤ 交流・関係人口の創出（人を呼び込む魅力づくり、地域の枠を超えた関係づくり）

- ・全国的に人口減少が進む中において、地域の活力を維持していくためには、これまでの定住・移住（居住、雇用）を中心とした人口確保策だけでなく、交流や活動といった関係機会（交流・関係人口）を、地域の活性化に結びつけていく視点が重要になっています。様々な分野で、広域連携も視野に入れながら、まちの外の人々と積極的に関係を築いていく取組を進めていく必要があります。

⑥ 交通弱者への対応、移動制約者への対応（公共交通網の充実、交通弱者対策の充実）

- ・鉄道網がない本市においては、高齢者等の交通弱者に対しては、バス等の公共交通網の確保が必要となりますが、分散している地域拠点や人口密度の低い居住地の広がりなどの地域特性を踏まえながら、持続性の高い公共交通網を構築（交通弱者対策を充実）していくことが課題となっています。

⑦ 市域の各地域のバランスの取れた発展と融和（地域格差の解消、地域特性の一層の発揮）

- ・市域は鹿島灘と利根川に沿って南北に長く広がり、南北に走る都市軸の周辺を中心に、各地域に生活拠点が分散立地する都市構造となっています。都市全体での都市機能の充実・発揮を図るとともに、各地域・拠点の機能・特性を活かした、各地域のバランスのとれた発展や調和にも留意したまちづくりの推進が必要です。

⑧ シビックプライドの醸成（愛着と誇りを高めるまちづくり）

- ・市民アンケートでは、市に愛着・誇りを感じているのは73%と過半を占めますが、若年層では若干低くなっています。市の資源を活かした魅力づくりと情報発信を進めながら、市外へのアピールだけでなく、市民の我がまちに対する愛着や誇りを醸成していける取組としても進めていく必要があります。市民の本市への定住意向や地域コミュニティへの参加意識（地域の絆）を高める上でも重要な取組となります。

⑨ 良質な居住地環境の維持・形成（市街地、景観・街並みの整備）

- ・人口減少が進むことが予想される中において、居住地のコンパクト化・効率化に努めながら、空き家・空き地対策など、良質な居住地環境を維持・形成していくための取組が必要です。また、まちの顔となる市街地中心部や拠点施設における、良好な街並み・景観の形成が必要となっています。

第Ⅱ部

基本構想

第 1 章 まちづくりの基本方針

第 2 章 計画の基本フレーム

第1章 まちづくりの基本方針

1. 将来像

これまでの本市のまちづくりでは、恵まれた自然環境と力強い産業との調和による、潤いと安らぎ、安全・安心を兼ね備えたまちの形成を進めるとともに、農水産業の振興や鹿島臨海工業地帯を核とした企業の立地促進、公共施設、商業施設などの集積を図ることによる、市域を超えた経済圏・文化圏の形成を目指してきました。

今後は、これまでのまちづくりを着実に引き継ぎつつ、更に市民本位の取組を深めながら、市民をはじめとする様々な主体のまちづくりへの主体的・積極的な参画を促し、各主体の協力と連携を強めながら、市民が本市への愛着と誇りを感じるまちづくりを力強く進めていきます。

そこで、本計画の将来像を、次のように設定します。

[将来像]

魅力ある誇れる神栖市を目指して

2. まちづくりの理念

本計画の将来像「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を支える、まちづくりの理念（計画全体を貫く基本姿勢）として、次の3点を設定し、まちづくりを推進していきます。

①市民本位 【市民とともに歩む】

- 市民が心から喜びと満足を感じるまちの発展に向けて、市民にとって真に必要な「市民本位」の施策を一体的かつスピード感を持って進めていきます。

②協力と連携 【人々のつながり・結びつきを大切にする】

- 今後、人口減少・少子高齢化が一層進み、地域の活性化やコミュニティの維持が困難になっていくと懸念される中、市民をはじめとする様々な人々のつながり・結びつきを大切にした「協力と連携」のまちづくりを進めていきます。
- 市民をはじめ各種団体や事業者、行政など、本市で活動するあらゆる主体が良き協力関係（パートナーシップ）を築きながら、互いに役割を担い、力を合わせ連携して地域課題に取り組んでいきます。

③挑戦 【地域課題に果敢に挑む】

- 生活様式の変化や脱炭素社会への取組など、大きな変革期が訪れている今、市民の日々の暮らしを支える基本的な環境が一層充実するよう、様々な地域課題の解決に向けて果敢に「挑戦」していきます。
- 本市の豊かな自然環境やスポーツ・レクリエーション施設、農水産品、産業活力、スポーツのまちづくりの取組など、本市の強み・魅力を最大限活かしながら、市民一人ひとりが我がまちへの愛着と誇りを感じるまちづくりを進めていきます。

3. 施策の大綱

将来像を実現するために、7の分野、14の基本目標を掲げ、それぞれの基本目標が目指すべき姿（方向性）を以下に整理します。



※施策大綱の7分野の色分けは、視覚障害の方などにも配慮して、「カラーユニバーサルデザイン 推奨配色セット ガイドブック」（第2版）を参考に、見分けやすいとされている色を割り当てています。

1. 医療・健康福祉

11. 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる

市民や企業に寄り添う地域医療の実現を目指し、幅広い方々の連携促進による地域医療体制の確立と、医師や看護師をはじめとする医療従事者の育成・確保を図ります。

構成施策 111. 医療

12. 子どもを産み育てやすい環境を整える

子育て支援に積極的に取り組む市として、安心して子どもを産み、楽しく育てることができ、全ての子どもがすくすくと成長する環境づくりを目指します。

構成施策 121. 子ども・子育て支援

13. 健康でひとにやさしいまちを目指す

市民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくり体制の充実を進めていきます。また、関係機関と連携しながら、感染症対策の推進を図ります。

医療福祉制度の充実を図るとともに、人口減少・少子高齢化の本格化による社会保障関連経費の増大に備え、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の財政健全化に努めます。

地域における市民相互の支え合い意識と多様な主体の連携を基本としながら、高齢者や障がい者など支援を必要とする人たちに、必要な福祉サービスの的確な提供を図っていきます。

構成施策 131. 保健 132. 社会保障 133. 地域福祉
134. 障がい福祉 135. 高齢者福祉

2. 生活環境

21. 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる

地震や水害などに対するハード・ソフトの両面からの備えの充実、消防・救急体制の強化により、災害等に対する強靱さを高め、安心できる地域づくりを進めていきます。

また、交通事故を防ぐための安全な道路環境の整備、詐欺等の犯罪を未然に防ぐための消費生活に関わる体制の充実により、安全に暮らせる地域づくりを進めていきます。

墓地・火葬場の整備充実と適正な維持管理に取り組みます。

構成施策 211. 防災・危機管理 212. 消防・救急活動の推進 213. 防犯
214. 交通安全 215. 消費者行政 216. 墓地・火葬場

22. 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

本市が有する都市の利便性と豊かな自然環境を活かしながら、都市と自然が調和した持続可能なまちを目指します。

自然環境の適切な保全と活用、都市環境の維持を図りつつ、脱炭素社会（地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を実質ゼロにする社会）に向けた取組を推進していきます。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進により、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

構成施策 221. 環境保全・公害防止 222. 廃棄物対策

3. 産業

31. 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える

鹿島臨海工業地帯における工業集積性や地理的優位性を活かし、既存の工業団地や大規模公有地等への積極的な企業誘致を推進し、新たな活力の創造を図ります。

また、将来にわたり、本市が成長を続けていくため、新たな成長分野の育成や地域課題への産業経済からの対応など、活力ある地域産業の創出に向けた支援に取り組んでいきます。

構成施策 311. 企業誘致 312. 雇用・労働環境

32. 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

担い手の育成や法人化等による経営基盤の強化を促進し魅力的で力強い農業の発展とともに、安定した漁業生産の促進による活力ある水産業の発展を図ります。

本市の産業活動の中核を担う商工業の中小企業の経営安定化と活性化に向けた支援に取り組んでいきます。また、本市の豊かな自然環境や豊富なスポーツ施設を活かしたスポーツツーリズムを中心に、観光交流の拡大を図ります。

構成施策 321. 農業 322. 水産業 323. 商工業 324. 観光

4. 都市基盤

41. 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める

市街地の活力の維持・向上に向けて、都市機能の強化と集積を進めながら、市街地のコンパクト化と魅力を高める拠点の形成を図ります。

地域特性を踏まえた公共交通の機能強化を図り、都市機能が集積する市街地と周辺地域とのネットワーク形成を進めます。

また、増加しつつある空き家・空き地等の防犯・防災面からの適正な管理に取り組むとともに、地域の活性化に資する利活用を推進していきます。

土地取引や行政事務の円滑化に資する地籍調査について、引き続き推進していきます。

構成施策	411. 拠点・市街地整備	412. 公共交通
	413. 空き家対策	414. 地籍調査

42. 良好な居住環境を整える

市民生活の安全性・快適性の確保を目指し、都市基盤の整備を推進します。

市民生活と経済活動を支える道路については、ネットワークの強化とともに、危険・狭隘箇所、混雑箇所の解消を進めます。

市民の憩い・交流の場となる公園緑地については、主に施設の老朽化対策に取り組み、公園機能の向上を図ります。

安全・安心な上水の安定供給、生活排水や雨水排水の適正な処理を、引き続き推進していきます。

また、市民や来訪者が美しさや心地よさを感じる市街地となるよう、良好な街並み景観の形成に向けた取組を進めます。

構成施策	421. 道路・河川	422. 公園・緑地	423. 景観
	424. 上水道	425. 生活排水	426. 雨水

5. 教育・文化

51. 充実した教育環境を整える

市民、関係機関は相互に連携を図りながら、幼児教育、学校教育の環境の更なる充実に努めるとともに、児童生徒の学力の向上を図ります。また、家庭、地域、学校の連携強化を図り、地域とともにある学校づくりを進めます。

構成施策	511. 就学前教育	512. 学校教育
------	------------	-----------

52. 生涯にわたり学び続ける環境を整える

人生100年時代を心豊かに過ごせるまちを目指し、市民の生きがいづくり、文化・スポーツ等の余暇活動を支援するため、生涯にわたって学び・活動し続けることができる環境の充実を図ります。また、地域文化財の適切な保護・活用に取り組んでいきます。

構成施策 521. 社会教育 522. 芸術・文化 523. スポーツ・レクリエーション

6. 地域づくり

61. 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる

住民が参画しやすい自治会やボランティア等の地域活動を促進し、住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティの形成を図ります。更に、市民一人ひとりの社会貢献やまちづくりに関する意識の醸成を図りながら、市民の社会参加を促進します。

また、人口減少社会での地域の活力の維持に向けて、子育て世代等を中心とした若年層の移住・定住を促進する取組の強化を図るとともに、市外の人々との交流を通じて、地域の活性化に向けた取組を推進します。

構成施策 611. 市民協働・地域コミュニティ 612. 移住・定住・交流

62. 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

あらゆる分野における共同参画や共生社会の実現に向けた取組を促進していきます。

男女共同参画においては、女性が活躍しやすい環境の整備を、引き続き進めていきます。

ダイバーシティ（国籍、人種、性別、障害の有無等の多様性が受容される社会）の考え方を踏まえながら、市内の日本人と外国人の双方に対して、多文化共生の取組を推進していきます。

また、人権尊重の普及啓発や人権擁護体制の充実に努めます。

構成施策 621. 男女共同参画の推進 622. 多文化共生 623. 人権

7. 自治体運営

71. 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

市民と行政の信頼関係を高めていくため、市民が必要とする情報を分かりやすく迅速に提供する広報活動を推進するとともに、シティプロモーションを推進します。また、市民の意見や要望を的確に把握できる広聴活動の充実を図ります。

将来課題に対し、的確に対応できる行政組織体制を確立するため、戦略性の高い組織機構の見直しや市職員の育成を推進します。

デジタル技術やデータ等の更なる活用により、市民サービスの提供手法や事務手法を見直す「行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を推進し、デジタル化による市民の利便性向上と行政運営の効率化を目指します。

老朽化が進む公共施設に対しては、長期的な見通しのもと、効率的・効果的な改修・更新を図るとともに、都市づくりと一体となった再編・更新の推進や既存ストックの利活用を図ります。

国、県、周辺自治体、大学、民間企業等との連携協力体制をさらに強めるとともに、広域圏である鹿行地域での相互連携を進め、圏域の活力を創出します。

構成施策

711. 広報・広聴
714. 公共施設等管理

712. 行政運営
715. 広域行政

713. 財政運営

4. SDGsの本計画への位置づけによる実現

本市では、SDGs という世界共通のものさしで設定された目標（持続可能な開発目標）を本計画に組み込み、市の施策とSDGsとの関連を意識しながら、「誰一人として取り残されないまち」を目指した取組を進めていきます。

【SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割】

	17のゴール/ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要なものであるという研究も報告されています。
	目標4 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	目標6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

17のゴール/ゴールの説明		自治体行政の果たし得る役割
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）導入のためのガイドライン」
（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

第2章 計画の基本フレーム

1. 将来人口

本計画の将来人口については、神栖市人口ビジョン（平成27年度策定）が目指す長期展望人口を踏まえつつ、人口ビジョン策定後の人口の社会動向及び出生率の実績等を勘案し、推計人口の時点調整を行った結果、目標年次2026年は95,234人と推計されることから、ほぼ現状維持の**約95,000人**と設定します。

また、年齢3区分別人口について見れば、14歳以下の年少人口は11,870人（12.5%）、15～64歳の生産年齢人口は59,211人（62.1%）、65歳以上の高齢者人口は24,153人（25.3%）と推計され、年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加の傾向が続く見通しであり、総人口が維持される中でも、少子高齢化は確実に進んでいくことが予想されます。

【将来人口の見通し（計画フレーム）】

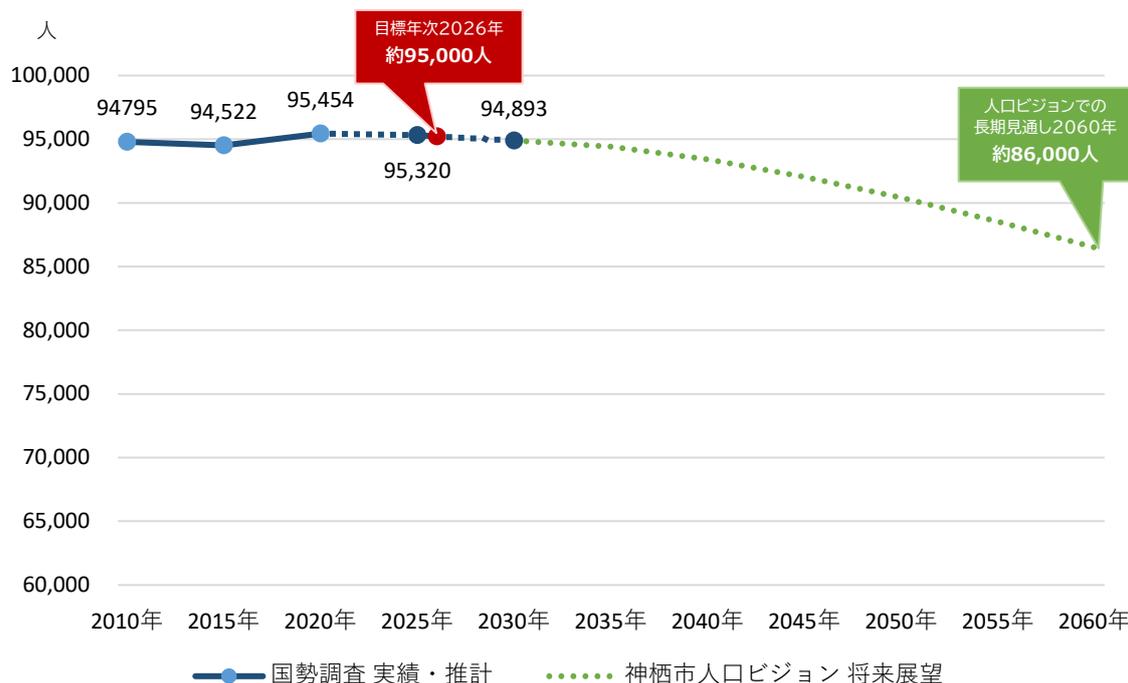
実績値 ← | → 推計値

（単位：人、％）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2026年	2030年
総人口	94,795	94,522	95,454	95,320	95,234	94,893
年少人口 (14歳以下)	14,759	13,721	12,569	11,914	11,870	11,696
	15.6%	14.5%	13.2%	12.5%	12.5%	12.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	64,171	61,172	59,856	59,484	59,211	58,120
	67.7%	64.7%	62.7%	62.4%	62.1%	61.2%
高齢者人口 (65歳以上)	15,865	19,629	22,162	23,922	24,153	25,077
	16.7%	20.8%	23.2%	25.1%	25.3%	26.4%

※2010～2020は国勢調査に基づく実績値。2020は年齢不詳867人があり、総人口と年代別人口の合計と一致しない。

※2025～2030は推計値（神栖市人口ビジョンを時点調整した推計値）。



2. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

豊かな水の恵みを受け、利根川水運など海や河川とともにあった地勢的な条件をベースに、鹿島開発に伴って重化学コンビナートを中心としたまちへと発展してきた都市づくりの特徴を踏まえ、豊かな自然と都市が調和する土地利用を基本としていきます。

1. 社会・経済・環境のバランスのとれた持続可能性のある土地利用

豊かな水と緑の恵みからなる自然的土地利用、重化学コンビナートを中心に県内有数の都市として発展する土台となっている都市的土地利用の両方の特徴を生かしながら、社会・経済・環境の3つのバランスを保つことを意識した土地利用を図ります。

2. 都市と自然の重なりを大切にす神栖らしさのある土地利用

活力あふれる都市的土地利用から緑豊かな自然的土地利用をつなぎ、重なり合う部分での共生を意識した良好な土地利用を図ります。

3. 時代の変化に対応した柔軟性のある土地利用

今後の人口減少・少子高齢化や産業構造の変化に、柔軟に対応する土地利用を図っていきます。

(2) 集約と連携を活かす「拠点・核」、「軸」、「エリア」の配置の考え方

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、集約と連携を活かす「拠点・核」、「軸」、「エリア」を配置し、機能的な都市構造の実現を目指していきます。

① にぎわいとるおいのある地域づくりを育む「拠点・核」の配置

本市のにぎわいを形成し、生活に必要な機能が集積するまとまりを持った地区を「拠点」として、拠点の機能を補完し、市民の生活の質を高める機能を備える主要な施設を「核」として位置づけます。

拠点については、本市の中心的なにぎわいを形成し広域的な交流機能を持つ「都市拠点」、地域生活に必要な商業・サービス系の施設と住宅が集積する「にぎわい地域拠点」、住宅と生活を支える施設によって形成される「生活地域拠点」を設定します。

核については、「交流の核」、「ふれあいレクリエーションの核」、「水と緑の憩いの核」、「産業活力の核」等を設定します。

② 都市構造を支える「軸」の配置

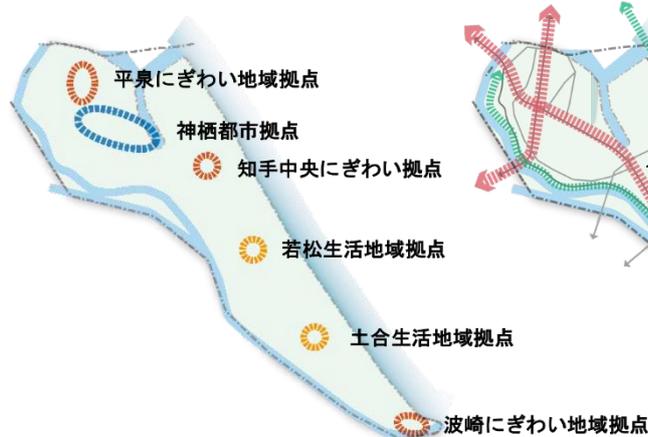
神栖市の骨格的な機能を持つ道路の国道124号を「都市中心軸」として、それを補完する連絡道を「市内連携軸」として位置づけ、市内連携網の強化を図ります。また、海岸線と河川沿岸を「水と緑の連携軸」として位置づけ、神栖市の豊かな自然環境の魅力を高めていきます。

③ 都市機能の効率性を高める「エリア」の形成

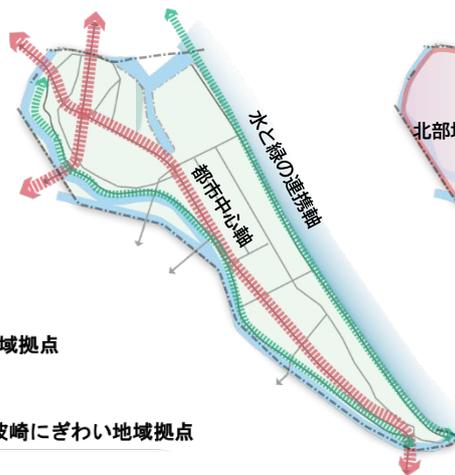
都市機能及びコミュニティの充実を図るため、以下の4つのエリアを設定し、効率的なまちづくりを推進します。

- 鹿島臨海工業地帯、波崎工業団地を中心とした「港湾・工業地区」
- 国道124号沿道に集積する商業施設や神栖市役所、防災アリーナ、文化センター・中央公民館等の公共施設が多く立地する「北部地区」
- 知手中央市街地および若松市街地を中心とした「中部地区」
- 土合市街地および波崎市街地をコミュニティの中心とした「南部地区」

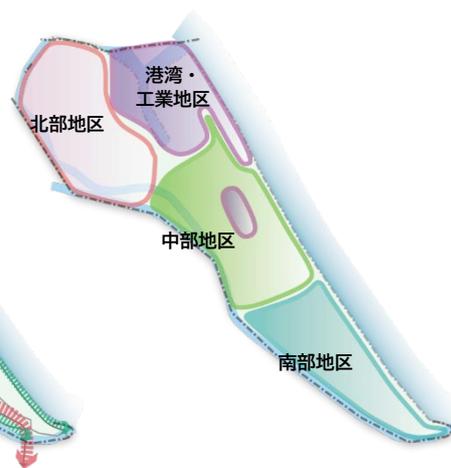
●拠点・核の配置のイメージ



●軸の配置のイメージ



●エリアの配置のイメージ



(3) 土地利用区別の取組の方向性

① 商業・業務系

鹿島セントラルホテル周辺や神栖中央公園周辺など、商業・業務系の施設が集積する区域においては、広範な地域の人々に様々なサービス等を提供する高次都市機能の集積を図り、本市の顔として広域的な求心力を高めます。

また、南北に細長い本市の地形を踏まえ、骨格となる国道124号沿道周辺を中心に、地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

② 工業・流通業務系

工業・生産系および流通・業務系の企業が立地する区域においては、道路など都市基盤の整備を推進し、操業環境の向上や港湾機能の強化を促進します。また、沖合漁業及び沿岸漁業の拠点基地として漁港の整備を推進します。

③ 住宅系

主に住宅が立地する区域においては、周辺の土地利用の違い等の区域の特性に応じて、住環境の保全を図るとともに、暮らしの安全性や利便性を考慮しながら、住宅機能の計画的な誘導を図ります。また、空き家や低・未利用地の活用を促進していきます。

なお、今後の人口減少下においても、一定の区域において人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保され、災害リスクが低く安全に暮らせることができる区域を「居住誘導区域」として設定し、長期的な観点のもとに、暮らしの安全性と利便性が確保された居住地の維持・誘導を図っていきます。

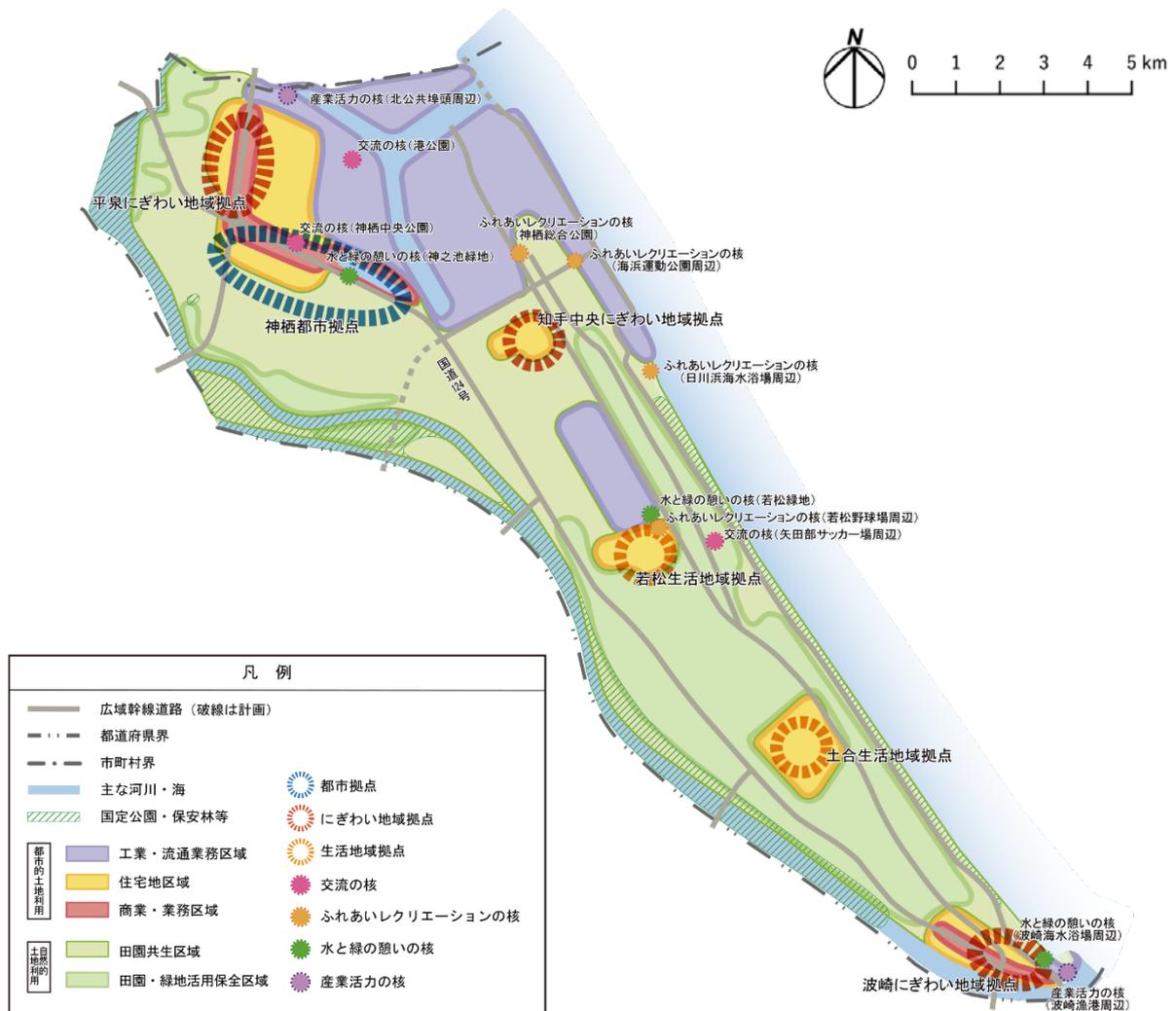
④ 田園・緑地活用保全系

豊かな自然環境を有する海岸域や河川域、田園地域においては、国立公園や海岸保全区域、農用地区域など諸制度の適切な運用により、無秩序な開発を抑制し、今後も適切な保全を図っていきます。また、これらの豊かな自然環境は、農業や観光、スポーツ・レクリエーションなど、本市の魅力と活力の向上を支える重要な資源ともなっていることから、これら自然環境を、地区特性に応じて、都市活動や産業活動の一部として、適正かつ有効に活用を図っていきます。

⑤ 田園共生系

市街化調整区域においても、業務、産業、住宅が立地し、市域の中で都市的な機能を果たしている区域を田園共生区域と位置づけ、バランスのとれた適切な環境を維持していきます。

【土地利用構想図】



第Ⅲ部

基本計画

第 1 章 重点プロジェクト

第 2 章 分野別計画

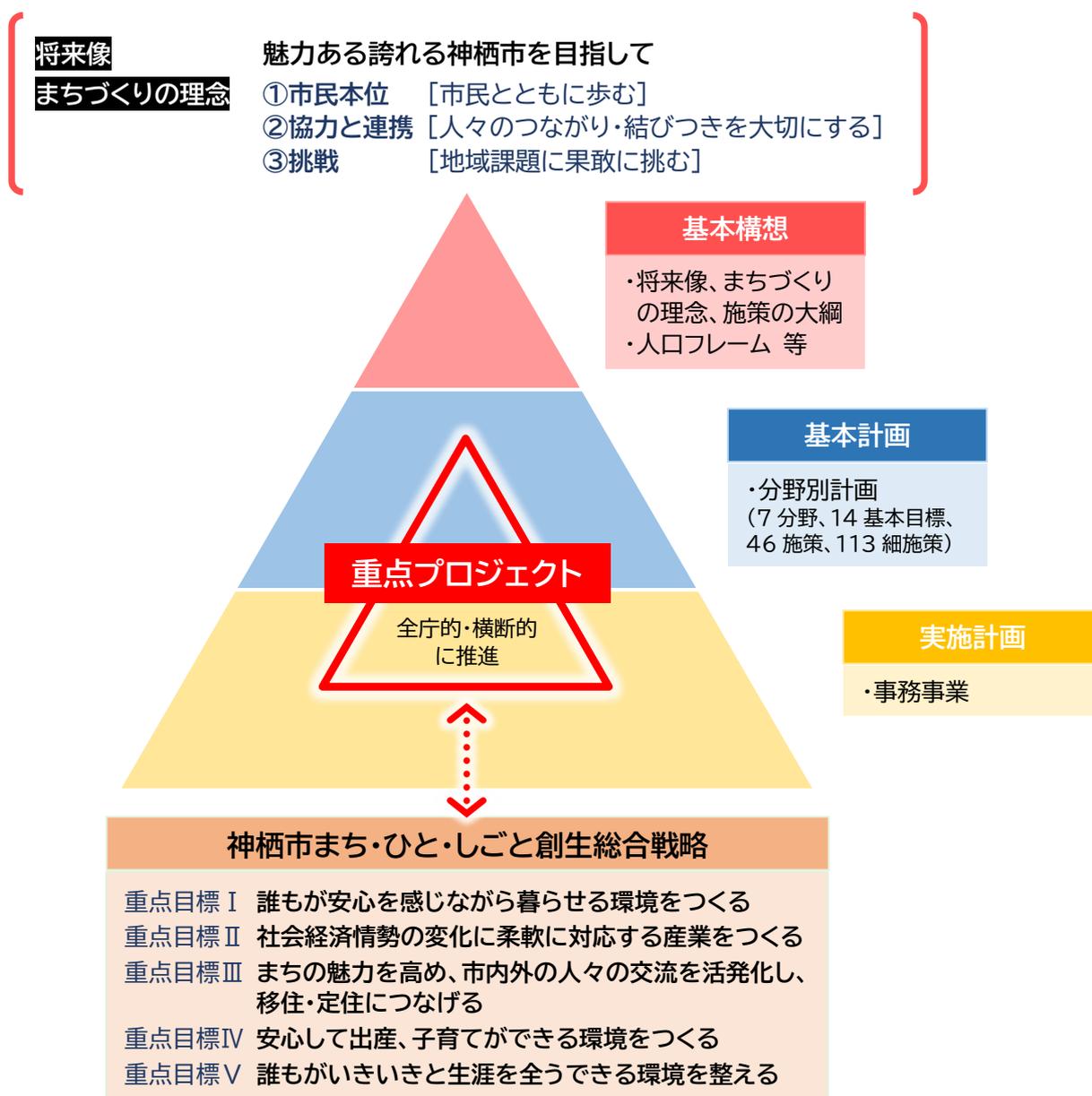
第 3 章 各分野の計画等

第1章 重点プロジェクト

基本計画では、将来ビジョンに掲げる将来像やまちづくりの理念を実現するため、分野別計画として、各施策の方向性や事業などを示します。

また、少子高齢化・人口減少等の社会情勢や本市の課題を踏まえ、本市の強みと限られた経営資源を効果的に活用し、選択と集中による施策・事業の展開を図ることが重要であり、基本計画の分野別計画の中で、計画期間内に特に重点的・優先的に取り組むべき主要な施策・事業を「重点プロジェクト」として位置づけ、全庁的・横断的に推進します。

なお、この重点プロジェクトは、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」を踏まえた「神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置づけ、国の戦略及び基本方針を踏まえつつ、以下の5つの重点目標を掲げ、第3次総合計画と整合・連携を図りながら、施策・事業を集中的に実施します。



重点プロジェクト

全庁的・横断的に推進

↑

↓

神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 重点目標Ⅰ 誰もが安心を感じながら暮らせる環境をつくる
- 重点目標Ⅱ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応する産業をつくる
- 重点目標Ⅲ まちの魅力を高め、市内外の人々の交流を活発化し、移住・定住につなげる
- 重点目標Ⅳ 安心して出産、子育てができる環境をつくる
- 重点目標Ⅴ 誰もがいきいきと生涯を全うできる環境を整える

重点プロジェクト① 防災・医療の安心プロジェクト

誰もが安心を感じながら暮らせる環境をつくる

人口減少・少子高齢化の時代にあって、暮らしの安心感に最も大きな要素である防災、医療に関して、施設整備や体制構築などの取組の充実を図り、誰もが安心を感じながら暮らしていける環境を整えます。

【基本的方向】

- 防災施設、避難路などの整備や自主防災体制の充実など、防災対策を強化します。
- 災害への備えと対応力のあるまちづくりを進めます。
- 地域医療体制検討委員会からの提言を踏まえ、市民・企業に寄り添う医療体制の確立を目指します。
- 限られた医療資源を最大限活かすとともに、市内外の医療機関と連携し実効性を伴う対策を講じます。

【施策と主な取組】

施策	主な取組
① 地域防災体制の強化・活動の充実 (分野別計画 2111)	○ 地域防災体制の強化 ○ 防災施設、避難施設の充実
② 地域医療体制の確立 (分野別計画 1111)	○ 急性期医療提供体制の強化 ○ 救急医療提供体制の強化 ○ 医療機関不足・偏在緩和への対応 ○ DX等の進展に対応した医療体制づくり

* () 内は、次章の分野別計画における施策の大綱の項目をいう。

社会経済情勢の変化に柔軟に対応する産業をつくる

激しく変化する社会経済情勢に柔軟に対応していけるよう、これまで培ってきた産業の強みを最大限に活かしながら、鹿島臨海工業地帯の競争力の一層の強化を図っていきます。また、市内の農業・水産業の成長産業化や商・工業の振興に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創出を促進します。

さらに、国際的な脱炭素化への機運の高まりを、産業面における新たな成長の機会と捉え、経済と環境の好循環を意識した取組を促進します。

【基本的方向】

- 市独自の固定資産税の課税免除制度を始めとする各種施策の実施により、立地企業への支援及び企業誘致を促進します。
- カーボンニュートラルポートや国際バルク戦略港湾への取組など、産業の競争力を支える港づくりを関係機関との連携により推進します。
- 北公共埠頭整備の早期事業化の要望及び利用促進のための取組を関係機関との連携により行います。
- 農業経営の近代化を促進するため、高機能な施設の整備などの先進的農業を支援します。
- 高品質で安全・安心な農産物を消費者にPRし、ピーマンをはじめとした神栖市農産物のブランド力強化を図ります。
- 災害に強い漁港整備を促進し、生産流通加工の拠点としての高度化・複合化を推進します。
- 水産物の消費拡大を図るため、消費者ニーズに対応した水産加工製品の開発を支援します。
- 国や県の施策と連携しながら、勤労者の知識や技術習得の機会を提供します。
- 地球温暖化対策に係る補助制度による支援や再生可能エネルギーの導入促進を進めるとともに、市民、事業者、行政の三者が連携し環境の諸課題に取り組みます。

【施策と主な取組】

施策	主な取組
①産業拠点・港湾の競争力強化 (分野別計画 3111)	○産業の競争力を支える港づくり ○安全で使いやすい港湾整備
②企業誘致の促進 (分野別計画 3112)	○誘致活動の推進 ○企業立地支援の充実
③農産物の産地形成と販売力強化による 経営安定化 (分野別計画 3212)	○生産体制の強化 ○消費拡大
④水産物の高品質化・高付加価値化 (分野別計画 3222)	○加工技術の向上と新たな生産流通システムの確立 ○水産物のブランド化と地産地消の促進
⑤雇用創出と就労支援 (分野別計画 3121)	○雇用や就業の促進
⑥脱炭素社会に向けた取組の推進 (分野別計画 2213)	○再生可能エネルギーの普及促進 ○カーボンニュートラルに向けた取組の推進

* () 内は、次章の分野別計画における施策の大綱の項目をいう。

重点プロジェクト③ 交流、定住・移住促進プロジェクト

まちの魅力を高め、市内外の人々の交流を促進し、移住・定住につなげる

地域資源の魅力を活かした観光の振興や豊かな自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の充実により、市内外の人々の交流を促進していきます。そのような交流活動を通じ、市の魅力の向上と市民の市への愛着や誇りを醸成しながら、住み続けたいくなる、移り住みたいくなるまちづくりの推進を図ります。

【基本的方向】

- 本市のイメージアップと観光客の集客促進のため、積極的な観光PRを展開するとともに、関係機関と連携しながら各種イベントや祭りの振興を図ります。
- 本市の豊富なスポーツ資源を活かし、スポーツツーリズムを推進することで、交流人口の増加、地域の活性化と市の知名度向上を図ります。
- 若年世帯への住宅取得支援や、UIJ ターンの促進などにより、移住・定住促進のための環境を整備します。
- 「広報かみす」やホームページにおいて行政情報を市民目線でわかりやすく提供することに努め、SNSを活用した様々な市の施策や魅力を戦略的に市内外に発信します。
- 宅地需要への対応として、良好な住宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導により、優良な宅地の供給の促進に努めます。
- 市営住宅は、計画的な補修工事などにより、維持管理に努めます。

【施策と主な取組】

施策	主な取組
①スポーツツーリズムの推進 (分野別計画 3241)	○スポーツ合宿の促進 ○スポーツイベントの充実 ○滞在型や通年型の観光の展開
②観光拠点の魅力の向上 (分野別計画 3242)	○観光拠点の魅力整備 ○観光PR・イメージアップの推進 ○受け入れ体制の充実
③交流・関係活動の活性化 (分野別計画 6122)	○関係人口増加に向けた取組の促進 ○交流拠点整備の推進
④シティプロモーションの推進 (分野別計画 7112)	○シティプロモーションの推進
⑤移住・定住促進のための環境整備 (分野別計画 6121)	○移住先としての魅力づくりの推進 ○若者への住宅取得支援
⑥良好な市街地・集落地の形成 (分野別計画 4112)	○優良な宅地の供給 ○市営住宅の計画的な更新・維持管理

* () 内は、次章の分野別計画における施策の大綱の項目をいう。

重点プロジェクト④ 子育て日本一プロジェクト

安心して出産、子育てができる環境をつくる

若い世代の出会い、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、子育てと仕事の両立支援などを行うことにより、神栖市で結婚・出産・子育てしやすい環境をつくります。

また、次世代を担う児童・生徒に対して、小・中学校及び就学前の学びの環境の総合的な充実を図ります。

【基本的方向】

- 子育て日本一の実現のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行います。
- 市民の保育ニーズを把握し、既存サービスの充実と新たな保育サービスの実施を検討します。
- 子育て相談、指導、情報提供を充実させるとともに、児童館と学童保育も含めた子育て支援体制の確立を図ります。
- 男女がともに自由な生き方を選択できる男女平等の意識を広めるため、男女共同参画計画や男女共同参画推進条例に基づき、市民や事業者、行政が一体となって、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼稚園の適正配置を推進します。
- 学校との連携や情報交換などを実施するとともに、地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- 各保育所、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。
- 確かな学力を身につけ、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- 子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 安全で安心な学校生活が送れるよう、施設整備を推進します。

【施策と主な取組】

施策	主な取組
①子育て支援の推進 (分野別計画 1211)	○保育サービスの充実 ○子育て相談・指導・情報提供の充実 ○子育て支援体制の充実 ○結婚活動の支援
②児童館及び放課後児童クラブの充実 (分野別計画 1212)	○児童館活動の推進 ○ファミリーサポートセンターの充実 ○放課後児童クラブのサービス体制の整備
③ワークライフバランスの推進 (分野別計画 6211)	○事業者、団体への働きかけ
④小学校以降の学びにつながる就学前教育の充実、保育所・幼稚園・小学校の連携の促進 (分野別計画 5111、5112)	○幼稚園教育の充実 ○保育所・幼稚園・小学校の連携の促進 ○子育て支援体制の充実
⑤豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成、学校教育環境の充実と安心安全な教育施設の整備 (分野別計画 5121、5122)	○学習指導の充実 ○新しい時代に対応する教育の推進 ○就学支援の実施 ○学校施設、設備、教材等の充実

* () 内は、次章の分野別計画における施策の大綱の項目をいう。

誰もがいきいきと生涯を全うできる環境を整える

誰もが生きがいを持って生活できることを基本として、健康長寿の市民が多く、また生涯にわたり学びの姿勢を忘れない市民が多くなるまちづくりを推進します。何歳になっても生きがいを持って生活できるよう、健康管理、地域福祉、生涯学習の体制と環境の充実を図ります。

あわせて、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域コミュニティの維持・充実に向けた取組を促進します。

【基本的方向】

- 市民と行政が一体となって健康づくりを推進します。
- 健康寿命を延ばすため、健康マイレージ事業や健（検）診、筑波大学との協働研究事業により、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みます。
- 健（検）診・健康相談などの充実や感染症の予防促進を引き続き実施します。
- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画をもとに、高齢者に必要な様々な福祉施策を実施し、高齢者への支援や元気な高齢者づくりのための取組を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に取り組みます。併せて、認知症や在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備などの重点事業に取り組みます。
- 生涯学習推進計画に基づき、市民一人一人への学習機会の提供とともに、学び合う仲間と支え合っていくことができるまちづくりを意識して取り組みます。
- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- スポーツをとおして、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。
- 新たなコミュニティづくりに向けて、中学校区を基本単位とする地域コミュニティ協議会の設立及び運営支援を行います。
- 新たなコミュニティづくりに向けて、中学校区を基本単位とする地域コミュニティ協議会の設立及び運営支援を行います。
- コミュニティ施設の利便性向上に努めます。
- 国籍や文化の違いを越えて、市民誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

[施策と主な取組]

施策	主な取組
①健康寿命の延伸を目指した取組の推進、感染症対策の推進 (分野別計画 1311、1312)	○保健知識の普及と意識啓発 ○健康診査・各種がん検診の充実 ○健康づくり体制の充実 ○予防・蔓延防止の啓発
②地域福祉サービス・活動の充実、相談体制・情報提供の充実 (分野別計画 1331、1332)	○地域包括ケアシステムの充実 ○交通弱者対策の推進 ○福祉と保健、医療とのネットワーク体制の確立
③生きがいづくり・介護予防の推進 (分野別計画 1351)	○生きがい対策の充実
④生涯学習機会の充実、生涯健康スポーツの振興 (分野別計画 5211、5231)	○生涯学習機会の充実 ○生涯学習施設の充実、活用促進 ○健康づくりスポーツの普及
⑤コミュニティ活動の育成 (分野別計画 6112)	○コミュニティ活動への参加促進 ○コミュニティ活動への支援の充実 ○コミュニティセンターの充実 ○地区集会所の整備支援
⑥多文化共生意識の醸成 (分野別計画 6221)	○多文化共生意識の醸成 ○多文化交流機会の充実

* () 内は、次章の分野別計画における施策の大綱の項目をいう。

第2章 分野別計画

■分野別施策体系

大綱-分野	大綱-基本目標	施策(項目)	細施策(中項目)
1 医療・健康福祉	11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる	111 医療	1111 地域医療体制の確立
			1112 医療人材の育成・確保
			1113 連携促進による全員参加の医療体制づくり
	12 子どもを産み育てやすい環境を整える	121 子ども・子育て支援	1211 子育て支援の推進
			1212 児童館及び放課後児童クラブの充実
			1213 ひとり親家庭等への支援
			1214 母子保健の充実
	13 健康でひとにやさしいまちをめざす	131 保健	1311 健康寿命の延伸を目指した取組の推進
			1312 感染症対策の推進
		132 社会保障	1321 国民健康保険制度の適正な運営
			1322 医療福祉制度の充実
			1323 後期高齢者医療制度の適正な運営
			1324 国民年金制度の適正な運営
		133 地域福祉	1331 地域福祉サービス・活動の充実
			1332 相談体制・情報提供の充実
			1333 生活困窮者支援の充実
		134 障がい福祉	1341 地域とともに支え合う体制の整備
			1342 自立した生活の支援
		135 高齢者福祉	1351 生きがいつくり・介護予防の推進
	1352 生活支援の充実		
	1353 地域包括ケアシステムの充実		
1354 介護保険サービスの充実			
2 生活環境	21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる	211 防災・危機管理	2111 地域防災体制の強化・活動の充実
		212 消防・救急活動の推進	2121 消防体制の充実・防火対策の推進
			2122 応急救護知識の普及
		213 防犯	2131 地域防犯体制の強化
			2132 防犯対策の充実・空き地の適正管理
		214 交通安全	2141 交通安全対策の推進
			2142 道路交通安全環境の整備
		215 消費者行政	2151 消費生活相談体制の充実
	2152 消費者教育の推進		
	216 墓地・火葬場	2161 墓地の整備充実	
		2162 火葬場及び斎場の維持管理	
	22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる	221 環境保全・公害防止	2211 自然環境の保全
			2212 生活環境の保全
			2213 脱炭素社会に向けた取組の推進
2214 地下水の保全と適正利用の促進			
222 廃棄物対策		2221 ごみの発生・排出抑制と再利用の推進	
		2222 廃棄物の適正処理の推進	
2223 環境美化の推進、不法投棄の防止			
3 産業	31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える	311 企業誘致	3111 産業拠点・港湾の競争力強化
			3112 企業誘致の促進
		312 雇用・労働環境	3121 雇用創出と就労支援
			3122 勤労者福祉の推進
	32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる	321 農業	3211 農業生産基盤の保全・整備
			3212 産地形成と販売力強化による経営安定化
			3213 組織化の促進と担い手の育成
		322 水産業	3221 資源管理型漁業及び栽培漁業の推進
			3222 水産物の高品質化・高付加価値化
			3223 水産業の経営基盤強化の促進
			3224 漁港機能の高度化・複合化の促進
		323 商工業	3231 中小企業の経営安定化と活性化
3232 地域企業の育成			
324 観光		3241 スポーツツーリズムの推進	
	3242 観光拠点の魅力の向上		
	3243 隣接市町との連携による広域観光の推進		

大綱-分野	大綱-基本目標	施策(項目)	細施策(中項目)			
4 都市基盤	41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める	411 拠点・市街地整備	4111 各地域の拠点機能の維持充実と連携 4112 良好な市街地・集落地の形成			
		412 公共交通	4121 公共交通の機能強化 4122 公共交通の利用促進			
		413 空き家対策	4131 空き家等の適正管理・利活用の促進			
		414 地籍調査	4141 地籍調査の推進			
	42 良好な居住環境を整える	421 道路・河川	4211 道路ネットワークの整備・充実 4212 道路環境の向上 4213 河川の堤防整備			
			422 公園・緑地	4221 公園利用者の安全・安心の確保 4222 市街地における緑化の推進		
				423 景観	4231 良好な街並み景観の形成	
		424 上水道	4241 水道水の安定供給と事業経営の健全化 4242 水道事業広域連携の推進			
		425 生活排水	4251 公共下水道の推進 4252 下水道事業経営の健全化 4253 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進 4254 し尿・浄化槽汚泥収集処理の推進			
			426 雨水	4261 雨水排水路の整備		
			5 教育・文化	51 充実した教育環境を整える	511 就学前教育	5111 小学校以降の学びにつながる就学前教育の充実 5112 保育所・幼稚園・小学校の連携の促進
		512 学校教育			5121 豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成 5122 学校教育環境の充実、安心安全な教育施設の整備 5123 特別支援教育の充実 5124 学校と家庭・地域との連携促進	
	52 生涯にわたり学び続ける環境を整える				521 生涯学習	5211 学習機会の充実 5212 社会教育の推進 5213 図書館活動の推進
					522 芸術・文化	5221 芸術・文化活動の促進 5222 文化財の保護と活用
523 スポーツ・レクリエーション				5231 生涯健康スポーツの振興 5232 スポーツ・レクリエーションによるまちの活力づくりの推進		
6 地域づくり	61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる	611 市民協働・地域コミュニティ	6111 市民活動の促進 6112 コミュニティ活動の育成 6113 コミュニティ施設の利便性向上			
			612 移住・定住・交流	6121 移住・定住促進のための環境整備 6122 交流・関係活動の活性化		
		62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる	621 男女共同参画社会の推進	6211 ワークライフバランスの推進 6212 女性活躍推進 6213 誰もが安心して暮らせる社会への取り組み		
	622 多文化共生			6221 多文化共生意識の醸成 6222 日本語を母語としない方への情報提供の充実		
				623 人権	6231 人権が尊重される社会の推進 6232 人権相談体制の充実	
	7 自治体運営		71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す		711 広報・広聴	7111 広報・広聴活動の充実 7112 シティプロモーションの推進
				712 行政運営		7121 行政サービスの向上 7122 人材の育成と組織力の向上 7123 行政のデジタル化の推進 7124 適正な公文書管理 7125 効果的・効率的な行政経営の推進
					713 財政運営	7131 計画的な財政運営 7132 財源の確保
						714 公共施設等管理
		715 広域行政			7151 広域連携事業の推進 7152 広域的な住民サービスの充実	
7					14	46

大綱 1 医療・健康福祉

基本目標 11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる

施策 111 医療	44
-----------------	----

基本目標 12 子どもを産み育てやすい環境を整える

施策 121 子ども・子育て支援	48
------------------------	----

基本目標 13 健康でひとにやさしいまちをめざす

施策 131 保健	52
施策 132 社会保障	55
施策 133 地域福祉	57
施策 134 障がい福祉	60
施策 135 高齢者福祉	63

111 医療

[施策が目指す姿]

市民・企業にとって
安全安心な医療体制が確立されています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ① 将来、当市の人口が減少しても、外来患者数はほぼ横ばいで推移する見込みです。入院患者数は高齢化に伴い増加する見込みであり、患者数推計では、2020年度の神栖市民の延入院患者総数約23万8千人に対し、ピークの2035年度には約28万3千人と2020年度比119%、2045年度でも約26万9千人、同比113%となります。一方で、2020年度の当市の延入院患者のうち、市内の医療機関で収容した割合は約42%にとどまっておりますので、このような動向や実態を踏まえた対策を講じていくことが重要です。
- ② これまで、市においては、令和元年度の神栖市地域医療体制検討委員会の提言を踏まえ、救急医療や急性期から慢性期、在宅医療までの医療体制の整備とともに、医療人材の確保対策、行政や消防本部、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との相互連携の促進、市民や企業への情報提供や参加協力意識の醸成、さらには市外、県外の医療機関あるいは他自治体など多くの関係者との協議や意見交換等を通じた対策など、様々な取組みを進めてきております。
- ③ 平成29年8月の神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書及び平成30年7月の基本合意書に係る協定書に基づき進められている神栖済生会病院の新病院の整備は、市内の入院受入機能の拡充のためにも、一刻も早い実現が求められています。併せて、公立病院がない本市では、民間の医療機関に政策的な医療を担っていただくための仕組みづくりと支援が大切です。
- ④ 救急医療体制の整備に当たっては、これまで緊急医療対策チームやワーキング会議において、すべての不応需（受入お断り）事例の検証や搬送時の待機解消のためのルールづくり、循環器疾患患者の搬送時ホットラインの設置などに努めてきております。搬送時間50分の壁を破ることができましたが、依然として、脳血管疾患、心疾患による死亡率が高い状況ですので、今後は、高度急性期患者の救急受入体制の整備が重要となっております。
- ⑤ 市内における診療所数は、開業資金貸与制度の利用により増加しておりますが、生活圈域間で比較すると差があることから、同制度の利用促進をはじめ、誘致対策の更なる強化の検討が必要です。

- ⑥医師確保といたしましては、若手医師きらっせプロジェクトによる支援制度等の効果が現れ始めましたので、国や県の動向等を注視しながら、引き続き、積極的に事業を推進していくことが重要です。
- ⑦医療現場において、進展するDX等への対応が不可欠であり、市内の医療機関の取組みを支援していくことが必要です。

【基本方針】

- 地域医療体制検討委員会からの提言を踏まえ、市民・企業に寄り添う医療体制の確立を目指します。
- 限られた医療資源を最大限活かすとともに、市内外の医療機関と連携し実効性を伴う対策を講じます。
- 若手医師きらっせプロジェクトにより、教育研修環境の充実と情報発信を図り、医療人材が育ち、集まるまちづくりを推進します。
- 「みんなが創る！みんなで守る！かみすの医療」を基本理念とし、幅広い立場の方々の賛同と参加を得て、裾野を大きく広げ、市の医療体制のあるべき姿・高みを目指します。

【施策の体系】

111 医療	1111	地域医療体制の確立
	1112	医療人材の育成・確保
	1113	連携促進による全員参加の医療体制づくり

【施策と主な取組の概要、目標指標】

1111 地域医療体制の確立

主な取組	概要・方向
①急性期医療提供体制の強化	<p>ア. 神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合による新拠点病院の確実かつ早期の整備促進を図ります。</p> <p>イ. 神栖済生会病院、白十字総合病院や鹿嶋ハートクリニック等の急性期医療を担っている医療機関相互の機能分化（役割分担）や、限られた医療資源の効率的な活用を図り、市民・企業が充実を望んでいる医療体制の実現に努めます。</p> <p>ウ. 市内外の高度急性期病院との病・病連携機能の更なる強化を図ります。</p>
②救急医療提供体制の強化	<p>ア. 市内外の救急医療機関との役割分担を踏まえつつ、神栖済生会新病院の整備、白十字総合病院や鹿嶋ハートクリニックの受入体制強化等による市内の「24時間365日体制による二次救急医療体制」の充実を図ります。</p> <p>イ. 特に、医療機関までの到着時間が重要となる脳疾患や心疾患、交通外傷等における救急受入体制の一層の強化に努めます。また、交通外傷等への対応のために、歯科口腔外科の設置促進を検討します。</p>
③小児・周産期医療提供体制の充実	<p>ア. 安心して妊娠・出産・子育てができるように、市内の小児・周産期医療を担う医療体制の充実強化を図るとともに、医療機関（診療所）の誘致にも努めます。</p>
④回復期・慢性期機能の充実	<p>ア. 白十字総合病院等の回復期・慢性期機能を担う後方受入体制の強化を支援します。</p>

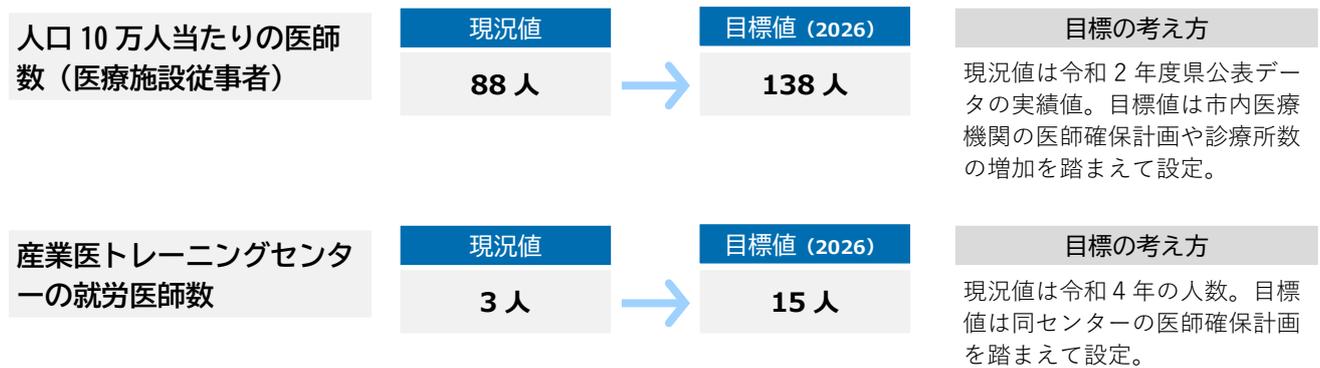
主な取組	概要・方向
⑤外来医療・在宅医療提供体制の充実	<p>ア. 外来医療は地域の診療所が中心となって対応する体制を構築します。より一層の病・診連携機能の強化を図ります。</p> <p>イ. 「かかりつけ医」の普及促進を図ります。</p> <p>ウ. 在宅医療のニーズに応えるため、在宅医療を提供する施設の設置促進や誘致に努めます。</p> <p>エ. 在宅患者の急変時の円滑な入院受入体制や、かかりつけ医による入院から退院までのサポート体制の構築を支援します。</p>
⑥医療機関不足・偏在緩和への対応	<p>ア. 済生会土合クリニックが当初計画していた医療機能の提供の実現を促進します。</p> <p>イ. 診療所開業資金貸与制度の他、民間資本の活用等を通じて、診療所の更なる誘致に取り組みます。</p> <p>ウ. 支援制度の効果的な活用を努め、日常生活圏域間の医療施設の質的・量的な偏在緩和を図ります。</p>
⑦DX等の進展に対応した医療体制づくり	<p>ア. オンライン診療の普及やAI等を活用した診療技術の開発などのDX等の進展をチャンスと捉え、関係機関とともに医療体制の充実に資することができるよう、実効性のある支援対策を検討します。</p>

市内医療機関の救急搬送収容率（市内収容人数÷市内発生人数）	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値（2026）</th> </tr> <tr> <td>60.5%</td> <td>70%</td> </tr> </table>	現況値	目標値（2026）	60.5%	70%	<p>目標の考え方</p> <p>現況値は令和3年の実績。目標値は市内の救急医療機関が目指す救急搬送受入件数の増加を踏まえて設定。</p>
現況値	目標値（2026）					
60.5%	70%					
人口10万人当たりの市内の診療所数	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値（2026）</th> </tr> <tr> <td>32.7施設</td> <td>41.1施設</td> </tr> </table>	現況値	目標値（2026）	32.7施設	41.1施設	<p>目標の考え方</p> <p>現況値は令和3年度の実績。目標値は令和元年度の県平均値に段階的に近づくこととして設定。</p>
現況値	目標値（2026）					
32.7施設	41.1施設					
神栖市民延入院患者における市内医療機関収容率	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値（2026）</th> </tr> <tr> <td>42%</td> <td>65%</td> </tr> </table>	現況値	目標値（2026）	42%	65%	<p>目標の考え方</p> <p>現況値は令和2年度の推計値。目標値は神栖済生会新病院整備等の体制強化等を踏まえて設定。</p>
現況値	目標値（2026）					
42%	65%					

1112 医療人材の育成・確保

主な取組	概要・方向
①きらっせプロジェクト等の推進	<p>ア. 若手医師・指導医の赴任促進に向け、専門医研修プログラムの一層の拡充、初期臨床研修病院の指定など、教育研修環境づくりを促進します。</p> <p>イ. 修学資金貸与医学生の市内での地域医療実習機会の充実、卒業医師の早期の市内勤務の実現を図ります。</p> <p>ウ. 地域特性を活かした新たな研修メニューの開発に取り組みます。産業医トレーニングセンターの就労医師数を増強し、産業医拠点機能の強化を図ります。</p> <p>エ. 地域赴任支援や寄附講座等、各種優遇措置などの従来の制度に加え、エージェント等の活用による人材確保対策を強化します。</p>

主な取組	概要・方向
	<p>オ. 医師の就労環境の改善等による赴任促進を図ります。</p> <p>カ. 医療従事者の確保に向け、引き続き、修学資金貸与制度や合同相談会等を通じた看護師の就業促進を図るとともに、医療技術職員の能力向上に向けた支援等を行います。</p> <p>キ. 専用ホームページの拡充や合同就職説明会への出展などによる全国に向けた情報発信を図ります。</p>



1113 連携促進による全員参加の医療体制づくり

主な取組	概要・方向
①連携促進による全員参加の医療体制づくり	<p>ア. 医療機関・消防・行政等が目標を共有しながら取組みを推進します。</p> <p>イ. 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携し、災害時への備えに努めます。</p> <p>ウ. 市や病院、診療所、訪問看護ステーション、介護・福祉関連施設、薬局、歯科診療所等がこれまで以上に連携し、「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。</p>
②市民・企業への対応・市民等の主体的参加や協力	<p>ア. 引き続き、地域医療体制の現状や課題、健康管理等、各種取組について、広報活動や研修会等を通じて周知し、市民意識の啓発を図ります。</p> <p>イ. 新たに設置した企業・医療機関・行政の連絡調整会議の定期的な開催により、産業都市にふさわしい医療体制づくりを促進します。</p> <p>ウ. 医療教育を通じ、医療への関心を高めるとともに、命の尊さを知り、弱者を思いやるこころの涵養を図り、少子高齢化社会を支えていく青少年を育成します。</p>

【市民みんなでの取り組み例】



- かかりつけ医を持ちましょう。
- 医療の適正な受診を心がけましょう。
- 健康管理に努めましょう。
- かみす健康ダイヤル 24 を利用しましょう。
- 在宅医療について考えてみましょう。

121 子ども・子育て支援

[施策が目指す姿]

行政、関係団体、地域、子育て家庭等が連携しながら、
安心して子育てできる環境が整っています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①子育て家庭が孤立せず、安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目のない支援を行う必要があります。また、若い世代からライフデザインについて考える機会を提供し、子育てと仕事の両立を可能にするワークライフバランスの普及を図る必要があります。
- ②少子化対策として結婚の希望を実現できる環境づくりなど新たな施策について検討が必要です。
- ③ひとり親家庭に対しては、子育てや生活基盤確保のための支援を、各家庭の状況に応じて適切に行う必要があります。
- ④保育所の管理運営に関しては、現在の待機児童数ゼロの維持と潜在的な待機児童の把握に努めていきます。
- ⑤児童館は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、利用者の回復を図る必要があります。老朽化が進む各児童館や放課後児童クラブの施設については、長寿命化計画に基づく修繕等を行い、子育て世帯が利用しやすい環境を整える必要があります。
- ⑥母子の健康維持や増進を図ることを目的に、母子保健に関する知識の普及、相談支援を行っています。支援が必要な妊産婦が増えていることもあり、助産師、保健師など専門職による継続支援が必要です。

[基本方針]

- 子育て日本一の実現のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行います。
- 市民の保育ニーズを把握し、既存サービスの充実と新たな保育サービスの実施を検討します。
- 子育て相談、指導、情報提供を充実させるとともに、児童館と学童保育も含めた子育て支援体制の確立を図ります。
- 児童虐待防止体制の充実を図るため、関係機関と連携を図ります。

- ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、相談・指導をはじめ、子育てや生活基盤確保に対する支援策の充実を図ります。

[施策の体系]

121 子ども・子育て支援	1211	子育て支援の推進
	1212	児童館及び放課後児童クラブの充実
	1213	ひとり親家庭等への支援
	1214	母子保健の充実

[施策と主な取組の概要、目標指標]

1211 子育て支援の推進

主な取組	概要・方向
①保育サービスの充実	ア. 市民の保育ニーズを把握しながら、必要に応じて保育施設の整備に努めます。 イ. 待機児童数ゼロを維持するとともに、延長保育や地域子育て支援センター、一時預かり保育、病児保育など多様なサービスの実施に取り組みます。 ウ. 民間保育施設への支援を引き続き行い、保育環境の充実を図ります。
②子育て相談・指導・情報提供の充実	ア. 窓口の一元化を目指し、きめ細かな相談、指導、情報提供の充実強化を図ります。また、「子育て世代包括支援センター」へ保健師と子育てコンシェルジュを配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談に応じます。 イ. 子ども家庭総合支援拠点へ虐待対応専門員や子ども家庭支援員を配置し、子どもと家庭の悩みや相談に応じます。 ウ. ガイドブックや広報紙、ホームページ、スマートフォン用アプリなどにより、様々な媒体を活用した広報活動を行い、子育て支援事業の周知に努めます。
③子育て支援体制の充実	ア. 地域で子育て支援を行う体制づくりを促進し、その活動を支援します。
④児童虐待防止体制の整備	ア. 児童虐待を防止するため、関係機関と連携を図り、適切な指導や支援の体制を整備します。
⑤結婚活動の支援	ア. 出会いの機会の提供など、若者の結婚活動を支援します。
⑥子ども・子育て支援事業計画の推進	ア. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を関係部局間相互の連携、調整のもとで総合的に展開し、推進を図ります。

子育て世代包括支援センター利用者数

現況値

1,855 人/年



目標値 (2026)

1,875 人/年

目標の考え方

現状維持を目指す。

1212 児童館及び放課後児童クラブの充実

主な取組	概要・方向
①児童館活動の推進	ア. 子どもたちが遊びを通して心身ともに健やかに成長できるように、施設の特性を活かしながら、地域の遊び場としての環境整備を図ります。また、施設の老朽化対策を進めます。
②ファミリーサポートセンターの充実	ア. 育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（子育てサポーター）が会員として組織化し相互の援助活動を行うファミリーサポートセンターに関する事業を充実させて、地域の子育て支援を図ります。
③放課後児童クラブのサービス体制の整備	ア. 放課後児童クラブのサービス体制を整備し、利用意向の充足に努めます。

児童館利用者数

現況値

91,835 人



目標値 (2026)

100,000 人

目標の考え方

現状維持を目指す。

1213 ひとり親家庭等への支援

主な取組	概要・方向
①相談・指導体制の充実	ア. 地域における総合相談の役割を果たす母子・父子自立支援員を中心とした相談・指導体制の整備を進めます。
②経済的支援、生活基盤確立支援の推進	ア. 児童扶養手当や母子福祉資金などの国の給付制度の周知を図ります。 イ. 高等職業訓練促進給付金の支給により、就労に有利な資格の取得を支援します。 ウ. ひとり親家庭などが安心して子育てと就労ができるよう、保育サービスの提供など生活基盤確立のための支援の充実を図ります。

母子・父子自立支援員による訪問調査

現況値

186 件/年



目標値 (2026)

200 件/年

目標の考え方

現状維持を目指す。

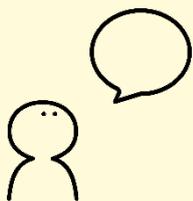
1214 母子保健の充実

主な取組	概要・方向
①乳幼児健康診査・訪問指導・相談等の充実	ア. こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）、乳幼児健康診査や育児相談事業により、子どもの発育・発達の状態を確認し、疾病の早期発見と予防に努めるとともに、子どもの発達を、将来の見通しを持って育てられるよう支援します。 イ. 乳幼児健康診査の未受診者に対して、受診勧奨に努めるとともに、訪問指導や相談の充実を図ります。また、育児不安の軽減に努めるとともに、育児支援に繋がります。 ウ. 産後ケア事業を通して、母子の体調管理や育児指導を行い、産後うつ予防、育児への不安解消及び虐待などの防止を図ります。周囲に援助者がなく育児不安を抱える産婦など、特に支援が必要な妊産婦に対しては、助産師、保健師など専門職による継続支援を図ります。

主な取組	概要・方向
②母子健康教育の推進	<p>ア. 母子健康手帳の交付の際、手帳の活用方法と母子の健康管理及び育児支援について十分な説明を行います。</p> <p>イ. 安心・安全な出産を迎えられるよう、妊産婦健診の重要性を周知し、受診の勧奨を行い、また出産後は、妊産婦の健康支援体制を強化し、産後うつ予防に努めます。</p> <p>ウ. 子育て中の親子に対して、幼稚園や保育所、児童館における、むし歯予防や食育などの健康教育等を通して、必要な知識の普及に努めます。</p> <p>エ. 妊婦やその家族に対して、育児方法など知識の普及、妊婦の仲間づくりや交流が持てる各種教室を開催します。</p>

乳児家庭全戸訪問対象状況 把握率	<table border="1"> <tr><th>現況値</th><th>目標値 (2026)</th></tr> <tr><td>100%</td><td>100%</td></tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	100%	100%	目標の考え方 100%の維持を目指す。
現況値	目標値 (2026)					
100%	100%					
乳幼児健康診査の受診率 (4ヶ月児健診)	<table border="1"> <tr><th>現況値</th><th>目標値 (2026)</th></tr> <tr><td>97.7%</td><td>100%</td></tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	97.7%	100%	目標の考え方 100%を目指す。
現況値	目標値 (2026)					
97.7%	100%					
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6ヶ月児健診)	<table border="1"> <tr><th>現況値</th><th>目標値 (2026)</th></tr> <tr><td>95.1%</td><td>100%</td></tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	95.1%	100%	目標の考え方 100%を目指す。
現況値	目標値 (2026)					
95.1%	100%					
乳幼児健康診査の受診率 (3歳児健診)	<table border="1"> <tr><th>現況値</th><th>目標値 (2026)</th></tr> <tr><td>93.9%</td><td>100%</td></tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	93.9%	100%	目標の考え方 100%を目指す。
現況値	目標値 (2026)					
93.9%	100%					

【市民みんなでの取り組み例】



- 愛情と責任を持って子育てをしよう。
- 子どもや子育て家庭が孤立しないよう見守り、困ったときはサポートしよう。
- 子どもが地域と交流できる機会や環境を用意しよう。
- (職場) 従業者が仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図れるよう配慮しよう。

131 保健

[施策が目指す姿]

生涯健康で元気に暮らし続けることができるよう、
健康の保持・増進のための取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①健康寿命の延伸をはじめとした市民の健康保持・増進は、長期的な取り組みが必要であり、今後も継続して実施していく必要があります。
- ②市民の健康に対する関心は高いが、健康診査や各種検診の定期的な受診に至っていない人もおり、休日の健（検）診やweb予約など、引き続き受診しやすい環境の整備を進める必要があります。
- ③感染症の予防については、法に基づく定期予防接種の接種率は概ね90%以上となっていますが、接種率をより高めていく必要があります。
- ④乳幼児及び成人の健康診査を啓発するための健康カレンダーについては、より市民に伝わりやすいものとなるよう、内容や発行形態等を工夫していく必要があります。
- ⑤高齢者の健診結果や治療状況を把握し、関係課とも連携を図りながら、包括的に介護予防を実施していく必要があります。
- ⑥健康についての不安や悩み相談などのため、24時間年中無休で常勤する医師や看護師などの専門スタッフに相談ができる、神栖市民専用フリーダイヤル「かみす健康ダイヤル24」については、概ね250人/月以上の利用実績となっており、今後も継続していく必要があります。

[基本方針]

- 市民と行政が一体となって健康づくりを推進します。
- 健康寿命を延ばすため、健康マイレージ事業や健（検）診、筑波大学との協働研究事業により、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みます。
- 健（検）診・健康相談などの充実や感染症の予防促進を引き続き実施します。

[施策の体系]

131 保健	1311	健康寿命の延伸を目指した取組の推進
	1312	感染症対策の推進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

1311 健康寿命の延伸を目指した取組の推進

主な取組	概要・方向
①保健知識の普及と意識啓発	ア. 市民一人ひとりが健康を意識した行動ができるよう、関係機関と連携を図り、保健知識の普及と啓発活動を推進します。
②健康診査・各種検診の充実	ア. 生活習慣病の予防、疾病の早期発見・治療を目指し、健康診査の受診率及び神栖市国保における特定保健指導実施率の向上を図ります。 イ. 各種検診などについては、節目年齢における周知、利便性の向上、併用健診を行い、受診定着を図ります。 ウ. 各種がん検診について、引き続き費用の全額を助成することで負担軽減を図ります。 エ. 人間ドックなどについて、引き続き費用の一部を助成します。
③健康づくり体制の充実	ア. 健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画を一体化した第3次健康かみす21プランに基づき、市民の健康づくりを推進します。 イ. 自治会や地域で活動する団体との連携を強化し、協働して健康づくり事業の円滑な運営を図ります。 ウ. 個人や家庭での健康づくりを支えていくため、健康づくり推進協議会を通じて、関係団体や関係機関とのネットワークを確立します。 エ. 健（検）診事業や訪問事業などの充実に向け、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など、専門職の継続的な確保を図ります。 オ. 健康づくりを側面からサポートする地域の人材育成に努め、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める体制を確保します。

特定保健指導実施率の向上

現況値

45%

目標値 (2026)

54.5%

目標の考え方

2029年度までに国の目標値である60%到達を目指す。

1312 感染症対策の推進

主な取組	概要・方向
①予防・まん延防止の啓発	ア. 感染症の発生予防やまん延防止による公衆衛生の向上を図るため、広報紙やホームページを通じて、予防接種などの重要性を啓発します。 イ. 関係機関と連携しながら、感染症に関する情報と正しい知識を迅速かつ適切に周知します。
②予防接種の促進	ア. 感染症の発生やまん延を防止するため予防接種を促進します。

定期予防接種の接種率の向上

現況値

94%

目標値 (2026)

96%

目標の考え方

接種勧奨の取組により、年間0.5%増を目指す。

【市民みんなでの取り組み例】



- 健康に役立つ知識を学ぼう。食事・運動・休養等の健康づくりに取り組もう。
- 感染症予防に関する知識・実践を身につけよう。
- 定期的に健（検）診を受診し、必要な生活習慣の改善に取り組もう。

132 社会保障

[施策が目指す姿]

社会保障の充実が図られ、
制度は健全に運営されています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①国民健康保険については、被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費が増加する一方で、被保険者数の減少により保険税収は減少しており、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあるため、医療費の適正化、保険税の収納率の改善など保険財政の健全化に努める必要があります。
- ②国民年金制度については、度重なる法改正により制度が複雑になっていることから、窓口相談の充実や広報などにより、市民への丁寧な周知を行う必要があります。
- ③後期高齢者医療制度については、制度改正の周知と円滑な実施が重要となっています。被保険者への通知の内容は、より高齢者に分かりやすいものとなるよう定期的に見直しを行う必要があります。

[基本方針]

- 国民健康保険については、保険税の収納率の向上及び、医療費の適正化を図ります。
- 国民年金については、日本年金機構と連携した取組を推進します。
- 後期高齢者医療制度については、制度の理解を深め、適正かつ円滑な実施を図ります。
- 医療福祉制度については、制度の適正かつ円滑な運用を図ります。

[施策の体系]

132 社会保障	1321	国民健康保険制度の適正な運営
	1322	医療福祉制度の充実
	1323	後期高齢者医療制度の適正な運営
	1324	国民年金制度の適正な運営

[施策と主な取組の概要、目標指標]

1321 国民健康保険制度の適正な運営

主な取組	概要・方向
①保険税の収納率の向上	ア. 国民健康保険財政の健全化を図るため、適正な保険税の賦課に努めます。 イ. 納税者の公平性を守るため、納税相談や滞納処分などを実施し、滞納解消に努めます。
②医療費の適正化促進	ア. レセプト点検などの医療費適正化対策により、医療費の抑制に努めます。 イ. 特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促し、医療費の抑制につなげていきます。

国民健康保険税の収納率



1322 医療福祉制度の充実

主な取組	概要・方向
①医療福祉制度の適正な実施	ア. 本市独自の医療費助成制度である「神福」については、国や県の動向を踏まえながら、制度の適正な実施に努めます。 イ. 広報紙やホームページを活用し、制度の周知に努めるとともに、各課との連携を図ります。

1323 後期高齢者医療制度の適正な運営

主な取組	概要・方向
①後期高齢者医療制度の円滑な実施	ア. 制度の理解を深め、適正かつ円滑な実施を図るとともに、口座振替による納付を推進し、収納率の向上に努めます。 イ. 制度改正等については、広報紙やホームページを活用し、丁寧な周知に努めます。

後期高齢者医療保険料の収納率

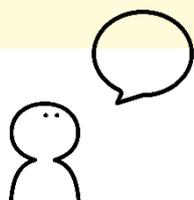


1324 国民年金制度の適正な運営

主な取組	概要・方向
①国民年金制度の円滑な実施	ア. 窓口での年金相談やパンフレットの配布、広報紙を活用した制度の周知などを積極的に行います。 イ. 関係機関と協力・連携を図り、きめの細かい相談体制を構築します。 ウ. 保険料の免除制度についても周知を図り、該当被保険者の年金受給権の確保に努めます。

[市民みんなでの取り組み例]

- 社会保障制度について理解を深めていこう。



133 地域福祉

[施策が目指す姿]

市民の誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域で支え合う環境が整っています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①障がいや高齢などにより福祉サービスを必要とする方が、地域の中で自立し、自分らしく生活していけるよう、市民の福祉意識のさらなる高揚や地域で支え合う環境づくりが必要です。
- ②地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会やボランティア活動への継続的な支援が必要です。
- ③社会福祉協議会に対しては、法人としての財政基盤の確立に向けた助言・指導を行う必要があります。また、民生委員の人員確保や活動支援について、引き続き取り組む必要があります。
- ④高齢者や障がい者などの交通弱者に対する移動や社会参加への支援を目的に、交通弱者が利用しやすい移動手段の確保の取組が引き続き必要です。
- ⑤生活保護受給者に対しては、生活保護法で定める支援措置を行い、対象者の能力に応じた就労支援や生活全般における適切な指導及び助言を行う必要があります。

[基本方針]

- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 関係機関と連携しながら、避難行動要支援者＊1の支援や地域福祉体制の強化を図ります。
- 生活困窮者に対し、相談時における適切な対応と制度の説明や相談内容に応じた施策活用についての助言を行います。

[施策の体系]

133 地域福祉	1331	地域福祉サービス・活動の充実
	1332	相談体制・情報提供の充実
	1333	生活困窮者支援の充実

[施策と主な取組の概要、目標指標]

1331 地域福祉サービス・活動の充実

主な取組	概要・方向
①地域包括ケアシステムの充実	ア. 地域で生活課題を抱えた方に、保健、医療、福祉サービスを組み合わせ提供する地域包括ケアシステムを充実させ、安心して生活できるコミュニティづくりを目指します。
②社会福祉協議会の充実と福祉ボランティア活動の育成	ア. 社会福祉協議会の活動と連携を図り、適正な支援を継続していくとともに、福祉ボランティア活動を支援し、地域の共助の力を高めます。
③民生委員・児童委員活動の支援	ア. 地域における相談や支援活動を円滑に行うため、各種研修の実施、情報の提供、活動への協力を行うとともに、関係機関との連携を強化します。
④福祉意識の向上、福祉教育の充実	ア. 地域福祉計画に基づき、相互に支え合い、助け合う福祉意識の向上を図ります。 イ. ボランティアなどの体験的な活動や講演、研修の開催などにより、福祉への理解を深めます。 ウ. 地域と連携した体験学習などにより、幼少期からの福祉教育を推進します。
⑤交通弱者対策の推進	ア. 運転免許を持たない高齢者などの移動制約者に対する支援として、路線バス福祉パスの交付を進めます。

交通弱者対策の推進

現況値

45.98%



目標値 (2026)

50%

目標の考え方

路線バス福祉パスの利用率の増加を目指す。

1332 相談体制・情報提供の充実

主な取組	概要・方向
①相談体制、情報提供の充実	ア. 高齢者や障がいのある方、生活困窮者などが、必要な各種施策や制度を活用できるよう、相談体制や窓口の充実を図ります。社会福祉協議会や民生委員など各機関との連携体制を強化します。
②福祉と保健、医療とのネットワーク体制の確立	ア. 保健・医療・福祉の連携体制の強化を図り、一体的な・総合的なサービス提供に努めていきます。

1333 生活困窮者支援の充実

主な取組	概要・方向
①自立の促進	ア. 生活困窮者に対し、生活福祉資金などの貸付制度の周知を図ります。 イ. 就労希望に応じた支援方針に基づき、自立に向けた指導・支援を、関係機関と連携を図りながら行います。
②生活保護の適正実施	ア. 生活保護受給者の状況を綿密に把握し、適切な指導援助を行います。

【市民みんなでの取り組み例】



- 地域で互いに支えあう地域福祉の意識を持つ。
- 地域での見守りや声かけの取り組みに努めていこう。



134 障がい者福祉

[施策が目指す姿]

障がい者の自立した生活や社会参加を支える
取組の充実が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①様々な障がいのある方が暮らしやすい社会をつくるため、障がいのある方に対する地域の理解を深めるとともに、総合的な支援体制を充実する必要があります。
- ②障がいのある方やその家族からの相談内容が保健・医療・福祉・就労等など多様となっており、相談対応する専門スタッフの確保など、体制整備が課題となっています。
- ③障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における相談場所や居場所の確保、また利用者の状況に応じた日常生活用具の給付や移動支援を継続して実施していくことが必要です。

[基本方針]

- 地域社会で生活するすべての人がお互いに支え合い、健康で安心して快適に暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、様々な分野に参加することのできるまちの実現を目指します。
- 障がいのある方自らが災害に対する知識を学び、日頃の備えを十分に行えるようにするとともに家族、地域住民が災害時の避難体制を構築するため、自助・共助・公助の理念を具体化した避難行動要支援者対策を推進します。
- 障がいの早期発見や適切な治療、療育のため、保健、福祉などの専門的な機関やスタッフを確保し、連携を図ります。
- 民生委員・児童委員が個人情報保護法を正しく理解し、関係機関のネットワークに積極的に参加するなど、障がいのある方の支援に努めます。

【施策の体系】

134 障がい者福祉	1341	地域でともに支え合う体制の整備
	1342	自立した生活の支援

【施策と主な取組の概要、目標指標】

1341 地域でともに支え合う体制の整備

主な取組	概要・方向
①障がいに対する正しい知識の普及	ア. 障がいのある方に対しての正しい知識や理解を深めるため、福祉教育や様々な機会を通じて、広報や啓発活動に努めます。 イ. 民生委員・児童委員に対し、障がい福祉についての知識や技能を習得するための研修を行います。
②相談、情報提供の充実	ア. 広報紙や冊子により、各種障がい福祉制度の情報提供に努めるとともに、サービス提供機関や民生委員などとの連携を図りながら、包括的に対応する体制の確立に努めます。 イ. こころの悩みやこころの病気について、窓口・電話相談を行うとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。 ウ. 特別支援教育連携協議会での情報交換をとおり、各種障がいに応じた適切な支援や相談機関を提供します。
③保健、医療との連携強化	ア. 各種健康診査を実施し、医療機関などと連携しながら、障がいの早期発見、早期治療を進めます。 イ. 障がいの軽減に向けて、言語聴覚士による言葉訓練、心理発達相談員による療育相談、理学・作業療法士による機能回復訓練事業などを引き続き実施します。 ウ. 幼児の相談教室「おはなしひろば」では、幼児の発達について関係機関との連携により、相談やアドバイスを行い、子どものより良い成長につなげます。
④地域での受け入れ体制の整備	ア. 将来への不安を軽減するため、居住系サービスの紹介や相談支援事業所の案内などを行い、利用の拡大に努めます。 イ. 退院後、地域で生活できると判断された方の地域移行の促進に努めるとともに、デイケアやグループホームなど地域での受入体制の整備を図ります。

相談支援事業の利用者数

現況値

892 人/年



目標値 (2026)

927 人/年

目標の考え方

相談を受ける体制の構築による、相談件数の増加を目指す。

1342 自立した生活の支援

主な取組	概要・方向
①在宅生活の支援	ア. 障がいのある方の日常生活などの地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの提供に努めます。 イ. 通所施設などによる生活介護や自立訓練サービスにより、障がいのある方の自立の促進を図ります。

主な取組	概要・方向
	<p>ウ. 障がいのある方の在宅生活を支援するため、日常生活用具などの給付事業を行います。</p> <p>エ. 障がいのある方の生活安定のため、各種手当制度の継続や周知に努め、介護給付費や医療費などの経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>オ. 障がい者団体との連携をより一層強化するとともに、団体の活性化のため、自主的な活動を支援します。</p>
②施設サービスの充実	ア. 民間施設の誘致に努めるとともに、児童発達支援事業所・地域活動支援センターや福祉作業所の既存施設を活用し、さらに利用者のニーズに応えるためのサービス提供体制の充実を図ります。
③社会参加の促進	<p>ア. 各種団体が実施するレクリエーションやスポーツ大会参加などのサポートを継続します。</p> <p>イ. ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就労を支援するとともに、一般的な就職が困難な方のため、障害者総合支援法に基づく訓練等給付費のサービスを提供することにより、支援を行います。</p>



【市民みんなでの取り組み例】



- ノーマライゼーション*への理解を深めよう。
- そのような地域社会づくりに努めよう。



*ノーマライゼーション：障害者も健常者と同様の生活ができる社会・福祉環境の整備、その実現を目指す考え方

135 高齢者福祉

[施策が目指す姿]

高齢者が住み慣れた地域で
生き生きと暮らせる環境が整っています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①2025 年に団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)となり、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が増加することが予想され、医療や介護サービスの不足、人材不足、保険料の負担増などへの対応が必要です。
- ②高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が切れ目なく提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ③家族・生活形態の多様化による様々な高齢者の現状やニーズを踏まえつつ、見守り施策や在宅生活の支援を確保し、また地域社会における人々のつながりをどのように作り出していくのが課題となっています。
- ④高齢者の地域活動の活性化を図るため、シニアクラブの活動内容の充実や高齢者の視点に立ったいきがい講座の企画・運営などに取り組む必要があります。
- ⑤介護保険制度については、利用者負担と介護給付の安定を図りつつ、要介護者の状態に合わせて必要な介護サービスを適正に給付していく必要があります。また、介護サービスの利用者やその家族等が安心して利用できるよう、常に最新の正しい情報を伝えていく必要があります。

[基本方針]

- 高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画をもとに、高齢者に必要な様々な福祉施策を実施し、高齢者への支援や元気な高齢者づくりのための取組を行います。また、平成 29 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援認定者への訪問サービスや通所サービスが地域支援事業に移行されたことから、事業の円滑な実施に取り組めます。併せて、認知症や在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備などの重点事業に取り組めます。

- 介護保険事業については、「円滑な制度運営のための体制整備」「利用者への配慮」「苦情処理体制の整備」「保険者としての市の支援体制」の4つを基本方針として、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。

[施策の体系]

135 高齢者福祉	1351	生きがづくり・介護予防の推進
	1352	生活支援の充実
	1353	地域包括ケアシステムの充実
	1354	介護保険サービスの充実

[施策と主な取組の概要、目標指標]

1351 生きがづくり・介護予防の推進

主な取組	概要・方向
①生きがい対策の充実	<p>ア. 各単位シニアクラブの活動支援を継続するとともに、シニアクラブ連合会と連携しながら、単位シニアクラブの活動の活発化や参加者数の増加に努めます。</p> <p>イ. 高齢者のニーズを把握し、高齢者が生きがいを見出す気運を高めることができるような講座の開設を進めます。</p> <p>ウ. 高齢者の社会参加と生きがづくりのため、今後もシルバー人材センターの活動支援に努めます。</p>

生きがい講座の受講者数

現況値

620人/年



目標値 (2026)

700人/年

目標の考え方

今後高齢者数の増加が見込まれ、受講者数も増加すると考えられるため。

1352 生活支援の充実

主な取組	概要・方向
①生活支援の充実	<p>ア. 軽度生活援助事業をはじめとする各種サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活支援ニーズを把握し、新たな生活支援サービスの提供に努めます。</p> <p>イ. 身体機能に支障のある在宅の方に対し、医師や理学療法士などの指導のもと、各種訓練を提供することにより、日常生活能力の回復や能力の低下の防止を図ります。</p>
②介護予防の推進	<p>ア. 要支援認定者などが対象となる介護予防・生活支援サービス事業、一般高齢者が対象となる一般介護予防事業について、より一層の充実を図っていきます。</p> <p>イ. 元気な高齢者に地域の介護予防の一端を担ってもらえるよう、各種ボランティア活動への参加に対する支援と、地域支援サポーターポイントを導入し、事業の充実を図ります。</p>
③介護家族に対する支援の充実	<p>ア. 家族介護交流事業などを実施し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。</p>

主な取組	概要・方向
④一人暮らし高齢者の見守りの充実	ア. ひとり暮らし高齢者を見守るために、消防署と連動した緊急通報システムの整備や安否確認のために定期的に乳製品を配達する「愛の定期便事業」を実施します。
⑤認知症対策の促進	ア. 認知症に対する正しい理解、知識の普及を推進します。また、成年後見人制度について周知を図ります。 イ. 認知症の初期段階から認知症患者やその家族を支えていく伴走型支援を、地域人材の活用を図りながら、促進していきます。

介護用品支給事業の利用人数



目標の考え方
今後高齢者数の増加に伴い、利用者の増加が見込まれるため。

1353 地域包括ケアシステムの充実

主な取組	概要・方向
①地域包括支援センターの充実	ア. 日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターの機能強化に努めます。高齢者の様々な相談に対してワンストップで対応できる総合相談窓口化を進めます。

医療・介護サービス事業者連絡会の参加者数



目標の考え方
開催方法として、集合型のみならず、オンライン方式の2種類の開催で参加者数の増加が見込めるため。

1354 介護保険サービスの充実

主な取組	概要・方向
①介護保険の推進	ア. 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、利用意向を反映した適切なサービス提供基盤の整備に努めます。 イ. 介護支援専門員に対する、ケアマネジメントの支援、研修や相談、指導により、資質の向上を図ります。 ウ. 介護状態になる前から継続的に一貫性のあるマネジメントに基づく介護予防を実施し、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態となることを遅らせます。
②介護保険の円滑な実施	ア. 介護保険制度への理解を深め、安定的な制度の運営に努めるとともに、広報紙やホームページなどの利用や、サービス事業所などとの連携により、情報提供体制の整備に努め、広く市民に周知します。 イ. 広報紙、ホームページなどにより保険料納付の啓発と滞納者への催告書の発送などにより、収納率の向上を図ります。 ウ. 介護保険制度の適正な給付を図るため、過剰なサービス提供などが生じないように、事業者への適切な指導を行います。

介護保険料徴収率



目標の考え方
介護サービスの給付費確保のため、事業計画で定めた介護保険料徴収率の維持に努める。

【市民みんなでの取り組み例】



- 高齢者自らが、健康づくりや介護予防、社会参加に積極的に取り組もう。
- 地域で、高齢者の見守りや声かけの取り組みを進めよう。
- （職場）従業員の介護と仕事の両立や福祉活動に関わりやすい環境づくりに努めよう。

大綱 2 生活環境

基本目標 21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる

施策 211 防災・危機管理	68
施策 212 消防・救急活動の推進	71
施策 213 防犯	73
施策 214 交通安全	75
施策 215 消費者行政	77
施策 216 墓地・火葬場	79

基本目標 22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

施策 221 環境保全・公害防止	81
施策 222 廃棄物対策	84

211 防災・危機管理

[施策が目指す姿]

行政、関係機関、地域等の連携のもと、
防災・減災対策の充実が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①近年、頻発化・激甚化する自然災害に備えていくため、引き続き市民一人ひとりの防災意識を高め、地域や企業などと連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- ②洪水及び津波の被害想定の見直しを踏まえた避難施設の整備や避難訓練の実施を推進していく必要があります。
- ③地域における防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成や活動の促進を進めてきました。今後は、地域の防災リーダーを担う防災士などの育成を促進し、地域防災力のさらなる強化を図る必要があります。
- ④防災アリーナについては、災害時に避難所や救援救護活動などの防災拠点機能を適切に発揮できるよう、維持管理・運営を図っていく必要があります。

[基本方針]

- 防災施設、避難路などの整備や自主防災体制の充実など、防災対策を強化します。
- 防火・防災知識の普及、意識の啓発を図ります。
- 災害への備えと対応力のあるまちづくりを進めます。
- 関係部局が連携して津波対策の強化を進めます。

[施策の体系]

211 防災・危機管理	2111	地域防災体制の強化・活動の充実
----------------	------	-----------------

2111 地域防災体制の強化・活動の充実

主な取組	概要・方向
①地域防災体制の強化	<p>ア. 自主防災組織未結成の地区については、神栖市防災士協議会とも連携して結成を促進していきます。</p> <p>イ. 防災に関する十分な意識と一定の知識・技能を修得し、地域での防災活動においてリーダーシップの発揮が期待される防災士の育成を図ります。</p> <p>ウ. 行政職員においては、発災時の初動時に迅速かつ適切な対応ができるよう職員初動マニュアルの周知徹底を図るなど、防災教育を推進します。</p> <p>エ. 災害時においては災害時応援・支援協定のもと、救護、物資提供、応急復旧、輸送、施設利用などの面において市内の事業所の協力を得ながら、迅速に避難・救護活動を進めます。</p>
②防災意識の向上	<p>ア. 洪水、土砂災害、津波、液状化などの各災害ハザード情報について十分に周知し、市民一人ひとりが被害の規模や範囲、避難場所の位置などについて理解を深めるようにします。また、ハザード情報の適宜更新を進めます。</p> <p>イ. 広報紙、リーフレット、ホームページなどの様々な媒体を活用し、防災関連情報について分かりやすい周知を図ります。また、具体的な避難行動につながりやすい情報提供に努めていきます。</p> <p>ウ. 災害備蓄については、計画的な更新を図るとともに、啓発を兼ねた非常食などの配布を進めます。</p>
③防災訓練の充実	<p>ア. 引き続き、中学校区単位での防災訓練を実施し、参加を促進します。また、訓練実施後には検証を行い、避難や救護における実践的な課題を明らかとしていきます。</p> <p>イ. 要支援者の存在など、地域の実態を踏まえた、実践的な訓練に取り組みます。また、学校教育においても、地域防災についての学習を進めます。</p>
④防災施策、避難施設の充実	<p>ア. 指定避難場所について、経年劣化などにより腐食、破損している避難場所標識や誘導標識の計画的な更新を進めます。</p> <p>イ. 津波避難計画を踏まえ、津波避難施設の整備に向けた調査・検討を進めます。</p> <p>ウ. 市民への防災情報の伝達手段となる防災行政無線の機器の保守点検を進めます。また難聴地域の解消に努めます。</p> <p>エ. 近年多発するゲリラ豪雨や台風などに対応するため、水防倉庫の維持管理、土のうの備蓄、水防資機材の配備に努め、水害発生時に迅速に対応できる体制の充実を図ります。</p> <p>オ. 津波発生時の一時避難場所として、堅固な3階建て以上の民間施設を津波避難ビルに指定する協定締結を推進します。</p> <p>カ. 津波の減衰効果が期待できる海岸防災林の保全・整備を図るため、松の植樹及び害虫被害の予防と拡大防止のための薬剤散布、伐倒を進めます。</p>

自主防災組織の編成数 (累計)	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 組織結成や防災活動に要する費用の補助の取組により年間2地区増を目指す。
	53 地区	61 地区	
防災士数 (累計)	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 防災士資格取得に要する費用の補助の取組により年間8人増を目指す。
	139 人	171 人	

【市民みんなでの取り組み例】



- 家族でハザードマップを確認しておこう。(洪水、土砂災害、津波、液状化)
- 災害時における行動や連絡等について家族で話し合っておこう。(避難場所、緊急連絡先、持ち出し物資等)
- 地域の防災訓練に積極的に参加しよう。

[施策]

212 消防・救急活動の推進

[施策が目指す姿]

消防・救急の体制の
充実が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①消防事務は、本市と鹿嶋市の2市から構成される常備消防の鹿島地方事務組合消防本部と非常備消防である消防団で行われています。災害時において、迅速な初動体制を整えるため、消防本部職員や消防団員の補充とともに、消防体制の強化を図る必要があります。また、既設消火栓の老朽化対策を、関係課と連携して進める必要があります。
- ②救急業務は、鹿島地方事務組合消防本部において行われています。令和元年6月には循環器疾患救急受入ネットワークの構築が図られ、循環器疾患に対する救急体制は大幅に改善し、救急搬送所要時間の短縮につながっています。

[基本方針]

- 消防本部の充実を図るとともに、消防団の体制の強化を図ります。また、消防水利の計画的な整備を進めます。
- 消防本部と連携し市民に対する応急救護知識の普及促進に努めます。

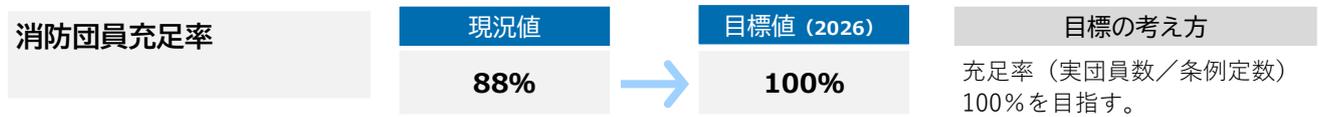
[施策の体系]

212 消防・救急活動の推進	2121	消防体制の充実・防火対策の推進
	2122	応急救護知識の普及

【施策と主な取組の概要、目標指標】

2121 消防体制の充実・防火対策の推進

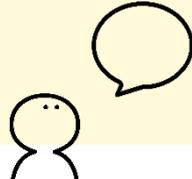
主な取組	概要・方向
①消防関連施設の整備の推進	ア. 消防車両、消防機庫の維持管理、消防資機材の整備を推進します。 イ. 常備消防体制の充実 および消防水利施設（消火栓、防火水槽、深井戸式消火栓）の計画的な整備を推進します。
②消防団体制の維持・強化	ア. 消防団員の確保に向けた活動内容のPR や呼びかけなどを強化し、消防団員体制の維持・強化に努めます。持続可能な組織体制について検討を進めます。
③防火対策の推進	ア. 石油コンビナート等災害防止法に基づき、災害発生時にコンビナート各社と迅速・的確に情報伝達・共有ができるよう共同防災訓練を実施します。



2122 応急救護知識の普及

主な取組	概要・方向
①応急応急救護知識の普及	ア. 応急救護活動ができる市民を増やすため、自主防災組織や消防団、婦人防火クラブなどに対して、消防本部が実施する普通救命講習会への参加を促進します。

【市民みんなでの取り組み例】



- 家庭での初期消火についての正しい知識を習得しよう。
- 応急手当の知識と技術の習得に努めよう。
- 救急車の適正な利用に努めよう。

213 防犯

[施策が目指す姿]

市民の防犯意識の高まりと
犯罪が起こりにくい環境づくりが進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ① 刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、人口比における犯罪発生率は県平均を上回る水準で推移していることから、警察や関係団体と連携し、犯罪抑止活動に取り組んでいく必要があります。
- ② 地域防犯体制の強化を推進していくとともに、地域自主防犯組織の高齢化や加入者減少の対策を進める必要があります。

[基本方針]

- 防犯キャンペーンの実施により、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 警察や関係団体などと連携し、地域防犯体制の強化を図ります。
- LED防犯灯や街頭防犯カメラの整備を推進します。
- 良好な生活環境の確保と住民生活の安全を図るため、空き地の適正管理を推進します。

[施策の体系]

213 防犯	2131	地域防犯体制の強化
	2132	防犯対策の充実・空き地の適正管理

[施策と主な取組の概要、目標指標]

2131 地域防犯体制の強化

主な取組	概要・方向
① 防犯体制の強化	ア. 神栖警察署、関係団体、各地区などと連携し、地域の防犯体制の強化を図ります。

主な取組	概要・方向
②防犯意識の向上	ア. 市民の防犯意識を高めるため、学校、家庭、関係機関と連携し、防犯キャンペーンなどの啓発活動を実施します。
③防犯活動の充実	ア. 青色防犯パトロール車による見回り活動を実施します。 イ. 地域の自主防犯組織である防犯連絡員や自警団の活動を支援します。

2132 防犯対策の充実

主な取組	概要・方向
①防犯設備の整備	ア. 犯罪の未然防止、生活の安全確保の観点から、通学路や生活道路へのLED防犯灯の設置、維持管理を進めます。 イ. 犯罪の発生を抑止するため、神栖警察署と連携し、街頭防犯カメラの設置を進めます。
②空き地の適正管理	ア. 犯罪発生の起因となりうる管理不全な空き地の所有者等に対し、指導等により空き地の管理の適正化を進めます。

防犯灯の整備数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 年間100灯の増を目指す。
	10,180 灯	10,680 灯	
防犯カメラの設置数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 年間4カ所の増を目指す。
	33 カ所	53 カ所	

【市民みんなでの取り組み例】



- 地域の安全安心は、地域で守る意識を高めよう。
- 防犯パトロール等の見守り活動に取り組もう。



[施策]

214 交通安全

[施策が目指す姿]

行政、警察、関係団体、地域等が連携し、
交通事故が発生しにくい環境づくりが進んでいます。

[SDGsゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①交通事故の発生件数は減少傾向が続いていますが、人口比における死傷者率は県平均を上回る水準で推移していることから、引き続き交通ルールの厳守と交通マナーの向上を促進していく必要があります。被害者となりやすい子どもや高齢者などを中心に交通安全教育を推進し、交通安全意識の向上を図る必要があります。
- ②交通事故を未然に防止するため、通学路や危険な交差点等における交通安全施設の整備や老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。
- ③高齢運転者による事故を防止するため、運転に不安を感じる高齢者の運転免許証の自主返納を促進していくとともに、併わせて車を運転しない高齢者の移動を支援する取組を進めていく必要があります。

[基本方針]

- 市民の交通安全意識の向上を目的に、交通安全教育や交通安全キャンペーンを推進します。
- 高齢運転者に対して、各種補助を充実させ、交通事故の減少に努めます。
- 自動車、自転車及び歩行者の視点から交通安全施設の整備を推進します。

[施策の体系]

214 交通安全	2141	交通安全対策の推進
	2142	道路交通安全環境の整備

[施策と主な取組の概要、目標指標]

2141 交通安全対策の推進

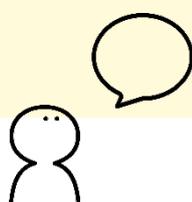
主な取組	概要・方向
①交通安全意識の向上、交通安全教育の推進	ア. 自動車運転者のみならず歩行者や自転車利用者の、交通ルールの厳守とマナーの向上を促進するため、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を展開します。 イ. 交通安全に対する意識を高め、交通事故にあった場合の救済措置となる県民交通災害共済への加入を促進します。
②高齢者交通安全対策の推進	ア. 高齢運転者の安全運転を支援する取組を推進します。 イ. 高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転に不安がある高齢者の運転免許証の自主返納を促進します。



2142 道路交通安全環境の整備

主な取組	概要・方向
①交通安全施設等の整備推進	ア. 安全で快適な交通環境を形成するため、交通事故多発地区の交差点や通学路へのカーブミラーやポストコーンなどの交通安全施設の整備設置を推進します。 イ. 老朽化した交通安全施設の随時改修を進めます。また、危険な交差点の停止線及び横断歩道などの路面標示について警察や道路管理者と連携して補修を進めます。

[市民みんなでの取り組み例]



- 交通ルールやマナーを守ろう。
- 地域の人みんなで、児童生徒の登下校時の交通安全の確保に取り組もう。

215 消費者行政

[施策が目指す姿]

消費者の安全・安心のため、
消費生活相談や啓発等の充実が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①消費者の安全・安心の確保のため、消費者トラブルの解決に向けた専門的知見に基づく助言・あっせんを行う消費生活センターの運営の充実が求められます。
- ②社会・経済環境の変化に伴い、新たな商品・サービスの選択幅が広がりを見せる中、その選択に対する自己責任が求められています。消費者一人ひとりが適正な判断や対応ができる、自立した消費者を育成するため、関係機関と連携を図ることにより、消費者教育を推進していくことが重要です。
- ③消費生活を取り巻く環境の変化に伴い、消費者問題が多様化・複雑化しています。消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた注意喚起が重要です。

[基本方針]

- 消費者トラブルの解決に向け、相談体制の強化を始め消費生活センターの運営の充実に努めます。
- 消費者の自立を支援するため、消費者教育の積極的な展開及び関係部署との連携強化に努めます。
- 消費者の安全・安心のため、消費生活情報を提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

[施策の体系]

215 消費者行政	2151	消費生活相談体制の充実
	2152	消費者教育の推進

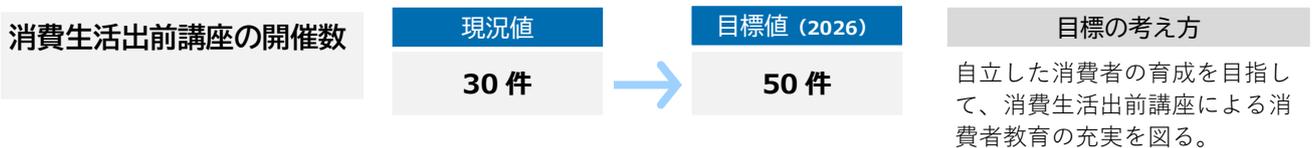
[施策と主な取組の概要、目標指標]

2151 消費生活相談体制の充実

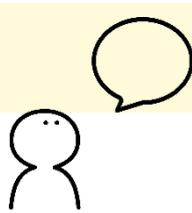
主な取組	概要・方向
①消費生活相談体制の充実	<p>ア. 事業者と消費者との間に生じた消費者トラブルの解決に向け、消費生活相談員により、専門的知見に基づいた助言・あっせんを行います。</p> <p>イ. 必要に応じて法律専門家や関係機関と連携を図るなど、消費生活センターの相談処理機能の向上に努めます。</p> <p>ウ. 社会・経済環境の変化に伴い複雑・多様化する消費者トラブルの解決に向け、相談業務の質の向上に取り組みます。</p>

2152 消費者教育の推進

主な取組	概要・方向
①消費者教育の積極的な展開	<p>ア. 適正な判断や対応を行うことが出来る、自立した消費者の育成を目的に、学校や地域等において幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた講座を展開するなど、消費者教育の推進を図ります。</p>
②被害防止の注意喚起・消費生活情報の提供	<p>ア. 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、国・県の関係機関等と連携を図りながら、広報紙、ホームページ及び公共施設の消費者コーナー等により、被害防止の注意喚起を行います。</p> <p>イ. 消費者に対し、関係団体と連携して消費生活における多様な情報を提供することにより、消費者の自立への支援を行うとともに、人や社会環境に配慮した消費行動の推進を図ります。</p> <p>ウ. 消費者関連団体の自主的な学習活動や実践活動を支援します。</p>



[市民みんなでの取り組み例]



- 詐欺、悪質商法等について、常に関心と注意を払っていこう。
- みんなで声を掛け合って注意していこう。

216 墓地・火葬場

[施策が目指す姿]

墓地、火葬場の
適切な維持管理が図られています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①市民の墓地需要に対応するため墓地の確保を図っていくとともに、墓に対する認識の変化やニーズの多様化に対応する、合葬墓の整備を行い新たな墓地の形態や環境の整備について検討を進める必要があります。
- ②かみす聖苑及びはさき火葬場の老朽化対策を段階的に進めていく必要があります。

[基本方針]

- 墓地については、需要を勘案し、計画的に整備します。
- 火葬場、斎場については、適正な管理、運営に努めます。

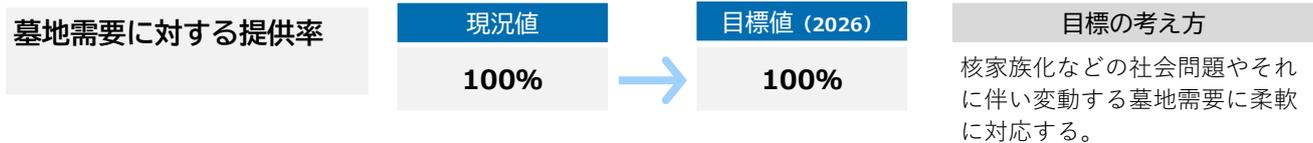
[施策の体系]

216 墓地・火葬場	2161	墓地の整備充実
	2162	火葬場及び斎場の維持管理

[施策と主な取組の概要、目標指標]

2161 墓地の整備充実

主な取組	概要・方向
①墓地の整備充実	ア. 墓地需要に対応するため、墓地整備を計画的に実施します。また、良好で衛生的な墓地環境を維持するため、適正な管理に取り組みます。 イ. 墓地に対する市民意識の変化を踏まえながら、将来の墓地需要の把握と新たな墓地形式などについて検討を進めます。



2162 火葬場及び斎場の維持管理

主な取組	概要・方向
①火葬場及び斎場の維持管理	ア. かみす聖苑、はさき火葬場については、施設の老朽化対策を段階的に推進します。引き続き、指定管理者制度に基づく効率的な運営・維持管理を図ります。

【市民みんなでの取り組み例】



- 利用している墓地区画の管理を行おう。
- 地区墓地の管理・整備を行おう。



221 環境保全・公害防止

[施策が目指す姿]

地球規模と身近な環境に対する市民意識は高まり、自然との調和に配慮した地域社会づくりが進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①地球温暖化など環境問題に対して、市民意識の高揚を図るとともに、市有施設における太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギーを一層進める必要があります。
- ②脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化していくことが求められています。風、太陽光などの再生可能エネルギー資源が豊富な本市の特性を活かし、再生可能エネルギーの地産地消と都市間流通による地域の活性化の取組を進めていく必要があります。
- ③環境基本法に基づく環境基準に対し、大気、水質、騒音において一部未達成の項目があるものの、全体としては概ね基準値以下で推移しており、引き続き環境悪化の未然防止と拡大防止に取り組んでいく必要があります。
- ④利根川、常陸利根川、鰯川、堀割川などの河川は、市民に潤いを提供する自然環境であり、市民の自然環境保全への意識の高揚を図りながら、河川の美化と自然環境保全、潤いのある空間を創出していくことが求められます。

[基本方針]

- 地球温暖化対策に係る補助制度による支援や再生可能エネルギーの導入促進を進めるとともに、市民、事業者、行政の三者が連携し環境の諸課題に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの導入については、多角的に取り組み、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- 再生可能エネルギーとして期待されている風力発電施設の建設については、地域住民の健康などへの影響、生態系や自然環境の保護などについて、また、洋上風力発電施設については、船舶航行の安全確保などに十分配慮するよう事業者を指導します。
- 自然環境を守り育てるため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に取り組みます。

- 河川の美しさと自然環境を保全し、潤いと安らぎの空間を創出する環境整備を図ります。
- 海岸線の環境美化や海岸防災林などの保全に取り組みます。
- 各種環境調査や大気常時監視を実施し、環境汚染の未然防止と迅速な対応を図ります。
- 県と連携しながら、事業所への立入調査による状況の確認、指導や事業者の環境保全活動の促進を図ります。
- 建設騒音などに対する苦情には迅速に対応するとともに、未然防止のための啓発に努めます。

[施策の体系]

221 環境保全・公害防止	2211	自然環境の保全
	2212	生活環境の保全
	2213	脱炭素社会に向けた取組の推進
	2214	地下水の保全と適正利用の促進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

2211 自然環境の保全

主な取組	概要・方向
①自然保護意識の向上	ア. 自然環境の保護に対する意識向上を図るため、関係団体などと連携しながら、自然環境に関する情報や学習機会の提供を促進します。
②良好な自然環境の保全	ア. 河川など水辺環境については、霞ヶ浦流域の自治体や国、県と連携を図りながら、流域全体として河川の水質浄化を推進します。 イ. 白砂清松の美しい海岸を守るため、海岸部の松林などのまとまった緑地の保全を図ります。防災林でもある松林については、松くい虫などによる松枯れ被害防止に取り組みます。 ウ. 生物多様性にも留意しながら、緑地や水辺の環境保全に努めます。
③安全・快適な自然環境の活用	ア. 海浜レクリエーションの拠点となる日川浜海水浴場や波崎海水浴場などは、その良好な自然環境を適切に活かしながら、市民や観光客が安全で快適に過ごせる空間づくりに努めます。

2212 生活環境の保全

主な取組	概要・方向
①公害防止の推進	ア. 各種環境調査や大気常時監視については継続的に実施するとともに、近年問題となっている低周波騒音など、新たな公害問題にも対応します。 イ. 県など関係機関と連携し、事業所に対する立入調査と指導を実施します。 ウ. 各種環境調査の結果などについては、市ホームページなどにより積極的に情報を開示します。
②動物管理対策の推進	ア. 犬・猫の不妊・去勢手術に対する補助事業や狂犬病予防業務を通じ、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図りながら野犬等の発生抑止を図ります。
③安全な生活環境の確保	ア. 砂利採取行為に対しては、許可基準の遵守や認可基準を守らない行為に対する指導の徹底を県に働きかけます。

2213 脱炭素社会に向けた取組の推進

主な取組	概要・方向
①地球温暖化対策の推進	ア. 環境保全率実行計画（地球温暖化対策実行計画）に基づき、再生可能エネルギー導入や省エネルギー推進に関する取組を進めます。 イ. 国・県の動向を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を促進してきます。 ウ. 市有施設における太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギーを一層推進します。
②環境意識の高揚	ア. 地球温暖化など環境問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する取組を広く紹介するなど、脱炭素社会に向けた啓発を図ります。 イ. 市の自然環境の状況を把握し環境保全の方向性を明らかとする環境白書の改定を行います。
③再生可能エネルギーの普及促進	ア. 電気自動車の購入や電気自動車急速充電設備の設置に対し補助を行い、環境に配慮した次世代自動車の普及促進を図ります。 イ. 豊かな風資源を活かした風力発電の開発を促進します。風力発電施設の建設に当たっては、地域住民の健康、生態系や自然環境などに影響が及ぶことのないよう、十分に配慮しながら進めます。
④カーボンニュートラルに向けた取組の推進	ア. 国の2050年カーボンニュートラル宣言を受けて、国、県、近隣自治体と連携し、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会の実現可能性を検討していきます。



2214 地下水の保全と適正利用の促進

主な取組	概要・方向
①地下水源の調査・監視の実施	ア. 地下水の保全を図るため、地下水源の水質の調査、監視を実施します。 イ. 地下水位の状況を絶えず把握し、適正利用を促進することで、地盤沈下の防止を図ります。
②地下水の汚染対策の推進	ア. 有機ヒ素化合物による地下水汚染区域における地下水の飲用自粛要請を継続していきます。地下水質検査および広報・ホームページ等による周知・情報提供を継続的に実施します。
③地下水の確保	ア. 非常時の水を確保するため、井戸水について水質の検査体制を整えます。

【市民みんなでの取り組み例】



- 地球温暖化等の環境問題に関心を持つ。自然保護の意識を高めよう。
- 住宅や自家用車での省エネや温室ガス排出抑制に努めよう。



222 廃棄物対策

[施策が目指す姿]

ごみの減量化、廃棄物の適正な処理等の
循環型社会の構築に向けた取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ① 市民一人当たりのごみの排出量は、近年ほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量化促進のための啓発活動を引き続き行う必要があります。また、神栖地域と波崎地域でのごみの分別方法や収集方法の統一について検討を進める必要があります。
- ② 不法投棄・不法残土の事案に対しては、今後も警察・県・近隣市などの関係機関との連携を強化し迅速な対応を行う必要があります。特に近年増加しつつある不法残土については、搬入前や搬入中の段階で未然に防いでいくことが課題となっています。
- ③ 地区住民、事業所などによる市内一斉清掃（環境美化の日・クリーンかみすの日）は定着しつつあり、今後も環境美化意識が向上や不法投棄をさせない環境づくりを進めるため、引き続き市民や民間企業等の協力を得ながら、環境美化活動に取り組んでいく必要があります。

[基本方針]

- 循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政が協力し、5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）を推進します。
- 環境に配慮した適正な処理・処分を行います。
- 環境衛生上の観点から、不法投棄防止対策や市内清掃活動の支援をすることにより生活環境を保持します。

[施策の体系]

222 廃棄物対策	2221	ごみの発生・排出抑制と再利用の推進
	2222	廃棄物の適正処理の推進
	2223	環境美化の推進、不法投棄の防止

[施策と主な取組の概要、目標指標]

2221 ごみの発生・排出抑制と再利用の推進

主な取組	概要・方向
①意識啓発と情報提供の推進	<p>ア. ゴミ排出量の縮減、資源化を促進するため、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリなどを通じて、ごみに関する意識啓発を図ります。</p> <p>イ. 教育部門と連携を図り、ごみや環境問題への関心を高める環境学習を進めます。</p> <p>ウ. 第一リサイクルプラザにおいて、施設見学会や不用品再利用、各種講座の開催などにより、ごみの減量や資源化に関する学習の充実を図ります。</p>
②ごみの排出量の抑制	<p>ア. マイバック持参の習慣化など、ごみの減量につながる生活行動の変革に向けた取組を、引き続き促進していきます。</p> <p>イ. ごみの排出量の抑制につながる分別収集について、市民及び事業者への周知・指導を継続します。</p> <p>ウ. 神栖地域と波崎地域で異なる分別方法や収集方法の統一化について検討を進めます。</p>
③資源化、リサイクルの促進	<p>ア. ごみ処理施設の負荷を軽減するためにも、資源回収の充実やリサイクルの推進を図ります。</p> <p>イ. 廃食用油、小型家電の回収など、リサイクル運動を促進します。</p>

1人1日当たりのごみの排出量

現況値

997g/人日



目標値 (2026)

969.2g/人日

目標の考え方

紙類の資源化やプラスチック類及びちゅう芥類の減量化を進める。

2222 廃棄物の適正処理の推進

主な取組	概要・方向
①ごみ処理施設の適正管理	<p>ア. 施設などの老朽化に伴い、補修計画を立案し、予防保全を強化することにより、処理施設を良好な状態に保ち、更新までの間、施設の延命化を図ります。</p>
②不適正排出の防止	<p>ア. 市の施設で処理できないごみは、処理が可能な民間業者を紹介するなど、適正な処理方法について市民や事業者への周知を継続します。</p> <p>イ. さまざまな広報媒体を活用して野外焼却の禁止について周知や指導を徹底します。</p>
③収集・運搬体制の検討	<p>ア. 神栖地域と波崎地域で異なる分別方法の統一について検討します。</p> <p>イ. ごみ出しが困難な高齢者等への支援について検討します。</p>

2223 環境美化の推進、不法投棄の防止

主な取組	概要・方向
①環境美化の推進	<p>ア. 市民の環境美化意識を高めるため、環境美化の日、クリーンかみすの日に、市民や事業者、行政による、市内の一斉清掃を実施します。</p> <p>イ. レクリエーションの拠点ともなる海岸においては、定期的に海岸漂着ごみの回収を行うなど、市民参加による海岸環境美化の推進を図ります。</p>
②不法投棄、不法残土対策の推進	<p>ア. 土砂による土地の埋立、盛土、たい積事業に対しては、関係各課と連携、情報の共有を図るとともに、県や警察とも連携し、適正な指導を行い、環境保全に努めます。</p> <p>イ. 地域との連携や他市町村との情報共有により、不法投棄の未然防止や早期発見に努めるとともに、不法投棄が確認された際は、県や警察と連携し、投棄者の特定と指導を行います。</p>

[市民みんなでの取り組み例]



- マイバッグを持参して、ごみの減量化に貢献しよう。
- 簡易包装の依頼や過剰包装の拒否、詰め替え商品やリターナブルびん等の利用など、ごみとなるものを減らそう。
- 壊れたものは修理・修繕をして利用し、物を大切に長く利用しよう。
- 水分が多いごみは焼却に沢山のエネルギーが必要なため、生ごみはよく水を切って出そう。
- 分別ルールを守り、資源の有効活用を行うことでごみを減量しよう。
- まだ利用できるものはごみとして処分せず、リサイクルショップなどを利用してごみを減量しよう。
- 地域の美化活動等に参加しよう。

大綱 3 産業

基本目標 31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える

施策 311 企業誘致	88
施策 312 雇用・労働環境	90

基本目標 32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

施策 321 農業	92
施策 322 水産業	95
施策 323 商工業	98
施策 324 観光	100

311 企業誘致

[施策が目指す姿]

立地企業への支援及び企業誘致に向けた
基盤体制の整備が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①国内有数の工業集積地である鹿島臨海工業地帯における競争力強化のため、県及び関係機関と連携し、立地環境の整備を推進する必要があります。また、港湾機能を強化し安全で使いやすい港づくりのため、国や県に対して港湾整備要望を継続していく必要があります。
- ②鹿島港北公共埠頭整備の早期事業化のため、コンテナ貨物集荷促進事業の継続等により、取扱貨物量の拡大を図る必要があります。
- ③国が掲げた 2050 カーボンニュートラル宣言に向けた企業による事業転換等への新たな取組について、国・県と連携を図りながら支援を実施していく必要があります。

[基本方針]

- 市独自の固定資産税の課税免除制度を始めとする各種施策の実施により、立地企業への支援及び企業誘致を促進します。
- カーボンニュートラルポートや国際バルク戦略港湾への取組など、産業の競争力を支える港づくりを関係機関との連携により推進します。
- 災害対策や利便性の高い港づくりに向け、関係機関に対する一層の働きかけを行います。
- 北公共埠頭整備の早期事業化の要望及び利用促進のための取組を関係機関との連携により行います。

[施策の体系]

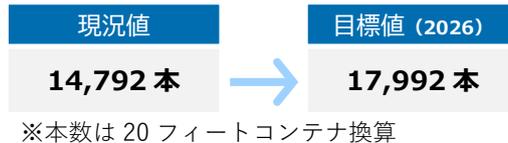
311 企業誘致	3111	産業拠点・港湾の競争力強化
	3112	企業誘致の促進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

3111 産業拠点・港湾の競争力強化

主な取組	概要・方向
①産業の競争力を支える港づくり	ア. 世界的に物資輸送船型の大型化、物流の高度化、効率化が進む中、国内港湾の国際競争力の強化が求められているため、水深 13m岸壁の事業化など国際バルク戦略港湾としての整備を国に要望します。 イ. カーボンニュートラルに向けた企業による事業転換等への新たな取組について、国・県と連携を図りながら支援を推進します。 ウ. 北公共埠頭については、国内外船会社へのポートセールス活動や荷主への訪問活動及びコンテナ貨物集荷促進事業などを関係機関との連携により実施し、定期コンテナ航路の維持・拡充や貨物の集荷促進を図ります。
②安全で使いやすい港湾整備	ア. 津波高潮対策について、堤防護岸工事の早期完工を、国や県に要望します。 イ. 航路の漂砂による埋没対策や長周期波の浸入を防ぐため港口部における防波堤の延伸、港内の静穏度を維持するための施設整備について、国に要望します。

鹿島港北公共埠頭のコンテナ取扱貨物量



目標の考え方
過去 5 年間の増加率から算出。

3112 企業誘致の促進

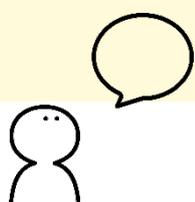
主な取組	概要・方向
①誘致活動の推進	ア. 県などの関係機関や既存立地企業との連携を強化し、積極的な誘致活動を実施します。 イ. 企業の進出を促すため、鹿島臨海工業地帯の立地環境の良さや優遇制度などの PR を実施します。
②北公共埠頭の利用促進	ア. コンテナ貨物集荷促進事業を継続し、立地企業のコンテナ貨物取扱量の増加及び物流拠点としての強化に努めます。
③企業立地支援の充実	ア. 事業所の新增設や新たな設備投資を実施する企業に対し、固定資産税の優遇措置を実施します。 イ. 工業用水道料金の低減措置の延長、工業排水処理料金の低減措置について県に対して要望します。

企業の課税免除制度を利用した固定資産税の課税標準額



目標の考え方
現状維持を目標とする。

[市民みんなでの取り組み例]



- (既存企業) 新たな企業立地を契機とした連携や新たな事業展開への取り組みに努めよう。

[施策]

312 雇用・労働環境

[施策が目指す姿]

働きやすく、働き続けることができる
環境づくりが進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ① 少子高齢社会による労働力の減少を踏まえ、女性や高齢者の就労を促進するなど、より多くの人々が働きやすい環境をつくとともに、長時間労働の是正など働き方を見直していくことが求められています。
- ② 市内の雇用の安定化を図るため、各種関連団体等との連携により、求人情報の提供や就労相談に取り組んでいく必要があります。
- ③ 地元定住促進対策として UIJ ターンを検討している学生や転職希望者等を対象とした企業 PR や就職イベント等の開催については、オンライン等を有効活用するなど、効果的な事業の推進に取り組む必要があります。

[基本方針]

- 国や県の施策と連携しながら、雇用の安定や地域経済の活性化を図ります。
- 勤労者が安心して働けるように国や県などの関係機関と連携しながら、労働環境の充実に努めます。
- 国や県の施策と連携しながら、勤労者の知識や技術習得の機会を提供します。

[施策の体系]

312 雇用・労働環境	3121	雇用創出と就労支援
	3122	勤労者福祉の推進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

3121 雇用創出と就労支援

主な取組	概要・方向
①雇用や就業の促進	<p>ア. UIJ ターン希望者や転職希望者、学生の就労を支援するため、企業 PR や就職イベントなどを効果的に実施します。</p> <p>イ. 勤労者が就業に必要な知識や技能を身に付けるための職業能力開発について、国や県の施策と連携しながら、支援を行います。</p> <p>ウ. 国や県の施策と連携しながら、働く意志や能力を持った高齢者、障がい者などに対する就業支援を実施します。</p>

就職イベント等の参加者数

現況値

延べ 38 人



目標値 (2026)

延べ 50 人

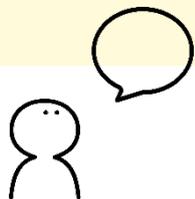
目標の考え方

参加人数の上限。

3122 勤労者福祉の推進

主な取組	概要・方向
①勤労者福祉の充実	<p>ア. 雇用情勢の安定を図るため、求人情報の提供や就労相談を推進します。</p> <p>イ. 労働環境の向上と安定した労使関係の構築を支援し、働きやすい環境づくりを促進します。</p>

【市民みんなでの取り組み例】



- (既存企業) 働きやすい環境づくりに努めていこう。

321 農業

[施策が目指す姿]

良好な生産基盤が維持され、
意欲ある担い手による営農が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①ピーマンをはじめ、トマトなどの施設園芸野菜や米、その他若松、千両、輪菊などの花卉類の生産も盛んであり、安全で高品質な農産物が高く評価されており、特にピーマン、若松、千両は生産量日本一を誇る特産品です。しかしながら、高齢化や就業者の減少が進行しているため、農業経営の安定化の促進や意欲のある担い手の育成への取組、荒廃農地の利活用への対策が必要です。
- ②生産量日本一の特産品であるピーマンや若松、千両のブランド力の強化を図るため、新商品開発や販路開拓、加工・販売施設整備など、6次産業化に取り組む事業者への支援の充実が必要です。

[基本方針]

- 優良農地の保全や集約などを、農地中間管理事業などにより進めます。
- 農業を活力あるものにするため、農業の魅力のPRや若い世代への就農支援、農地の流動化などをさらに進め、農業の安定経営を支援します。
- 市場のニーズを考慮しながら、農産物の品質向上や規格の平準化、安定した農産物の供給を図るため、新たな農業技術の導入や普及を進めます。
- 農業経営の近代化を促進するため、高機能な施設の整備などの先進的農業を支援します。
- 高品質で安全・安心な農産物を消費者にPRし、ピーマンをはじめとした神栖市農産物のブランド力強化を図ります。

[施策の体系]

321 農業	3211	農業生産基盤の保全・整備
	3212	産地形成と販売力強化による経営安定化
	3213	組織化の促進と担い手の育成

[施策と主な取組の概要、目標指標]

3211 農業生産基盤の保全・整備

主な取組	概要・方向
①優良農地の保全・集約化	ア. 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保と生産基盤の整備を推進します。 イ. 農地中間管理事業（農地貸借制度）を活用し、農地の集約化を促進します。
②生産基盤の整備充実	ア. 幹線排水路以外の支線水路の機能維持及び環境整備を、また神之池用水機場などの農業用施設の長寿命化対策を計画的に推進します。 イ. 水害に対して防災上重要な施設である樋門・樋管の機能維持のための点検及び整備を推進します。

3212 産地形成と販売力強化による経営安定化

主な取組	概要・方向
①生産体制の強化	ア. 新たな栽培技術や農薬の適正使用などにより、高品質で安全・安心な農産物の生産を推進します。 イ. 施設の高度化による生産性向上や周年安定出荷体制を促進し、消費者や実需者ニーズに対応した生産体制を強化します。
②ブランド力の強化・普及	ア. ピーマンをはじめとした生産量日本一の農産物のPRを行い、神栖市農産物のブランド力の強化を図ります。 イ. 市農産物のブランド形成や消費拡大に資する食育の取組を、学校給食や直売所などと連携を図りながら推進します。
③販路拡大	ア. かみすフェスタなどのイベントにおいて、神栖市農産物のPRと消費拡大を促進します。

3213 組織化の促進と担い手の育成

主な取組	概要・方向
①農業経営の安定化、組織化の促進	ア. 農業経営の近代化を促進するために、施設・設備の高度化や企業的な経営に対して支援を行います。 イ. 効率的な農業経営に向けて、農地の認定農業者などへの集約化を可能な限り促進します。 ウ. 農業団体が実施する野菜価格安定事業や農業後継者の育成などの取組に対して支援します。
②担い手の確保・育成	ア. 農業後継者の技術向上、平準化を図るため、農業協同組合や農業者団体などと連携し、育成活動の取組を推進します。 イ. 県や農業者団体などと連携し、新規就農者に対する研修や技術指導を進めます。 ウ. 新規就農者の就農直後の運営を支援するため、農業次世代人材投資事業の活用による、農業機械や施設などの購入費に対する補助を行います。

認定農業者数

現況値

181 人

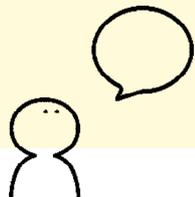
目標値 (2026)

185 人

目標の考え方

現状維持を目標とする。

【市民みんなでの取り組み例】



- 良質な地場産の農産物の購入に努めよう。
- 地元の農産物の魅力を理解し、多くの人にその魅力を伝えよう。
- 家庭で子ども達の食育に取り組むなど、地産地消の大切さを学ぼう。

322 水産業

[施策が目指す姿]

水産資源の持続的利用と
付加価値の高い水産業に向けた取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ① 当市水産業は全国でも有数の漁獲量と水産加工生産量を誇っていますが、水産資源の減少や担い手の高齢化、消費者の魚離れ等が課題となっており、今後は、資源管理型漁業の定着や担い手の育成への取組、地産地消や食育を促進する必要があります。
- ② 水産業の活性化と魅力ある漁業の推進に向けて、漁港整備による自港水揚量の増加や流通拠点漁港としての機能充実を図ることが必要です。

[基本方針]

- 持続的かつ安定した漁業生産を確立するため、資源管理型漁業と栽培漁業を推進します。
- 災害に強い漁港整備を促進し、生産流通加工の拠点としての高度化・複合化を推進します。
- 水産物の消費拡大を図るため、消費者ニーズに対応した水産加工製品の開発を支援します。

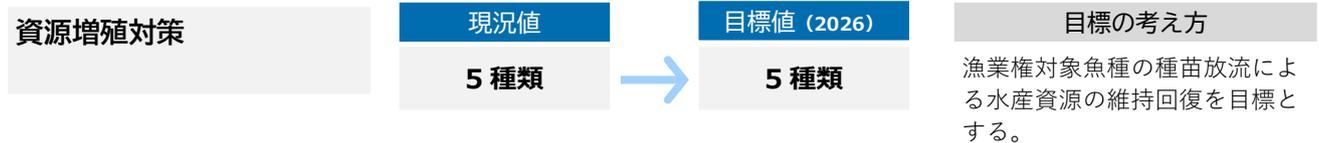
[施策の体系]

322 水産業	3221	資源管理型漁業及び栽培漁業の推進
	3222	水産物の高品質化・高付加価値化
	3223	水産業の経営基盤強化の促進
	3224	漁港機能の高度化・複合化の促進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

3221 資源管理型漁業及び栽培漁業の推進

主な取組	概要・方向
①つくり育てる漁業の推進	ア. 水産資源の回復と資源管理型漁業の定着を図るため、茨城県の栽培漁業センターと連携しながら、種苗の中間育成や放流事業を促進します。



3222 水産物の高品質化・高付加価値化

主な取組	概要・方向
①加工技術の向上と新たな生産流通システムの確立	ア. 水産物の消費拡大を図るため、消費者のニーズに対応した加工製品開発や加工技術向上による品質改良、安全・安心な水産物を供給する生産流通システムの確立を促進します。
②水産物のブランド化と地産地消の促進	ア. 商品の差別化による水産物の競争力強化と消費拡大を図るため、水産物のブランド化を進めるとともに、地産地消や食育普及の活動を促進し、地域での消費拡大を図ります。 イ. 意欲ある漁業者や水産加工業者の商品開発や販路開拓などの取組を支援します。



3223 水産業の経営基盤強化の促進

主な取組	概要・方向
①経営安定のための支援	ア. 装備施設の近代化や高度化に取り組む漁業者や水産加工業者への利子補給などの支援を実施します。
②後継者の育成	ア. 漁業後継者育成のため、就労希望者への情報提供、研修や交流活動を実施し、魅力ある漁業の環境づくりを促進します。



3224 漁港機能の高度化・複合化の促進

主な取組	概要・方向
①漁港機能の強化促進	ア. 災害に強い漁港の拡充整備を進めるとともに、にぎわいのある市場や高度な衛生管理に対応した共同利用施設、利便性の高い機能的な漁港施設の整備を促進し、生産流通加工の拠点として総合的な漁港整備を図ります。
②漁港後背地の利用促進	ア. 漁業生産の安定や強化に加え、漁業・水産加工業の高度化や複合化を図るため、漁港後背地の新たな水産加工団地の利用を促進します。

波崎漁港後背地の早期利用促進

現況値

0区画



目標値(2026)

8区画

目標の考え方

特定漁港漁場整備長期計画に基づく目標の設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 良質な地場産の水産物の購入に努めよう。
- 地元の水産物の魅力を理解し、多くの人にその魅力を伝えよう。
- 家庭で子ども達の食育に取り組むなど、地産地消の大切さを学ぼう。

[施策]

323 商工業

[施策が目指す姿]

地域経済を支える中小企業等の
経営安定及び活性化が進んでいます。

[SDGsゴールとの関係]



[現況・課題]

①中小企業にとって厳しい経済情勢の中、社会の変化に合わせた事業の再構築や起業意欲のある者の創業を促進するための、支援を行う必要があります。

[基本方針]

- 経営診断や各種指導、後継者対策など中小企業の経営安定化に努めます。
- 次世代を担う創業者の育成支援の充実を図ります。
- 経営指導や融資制度の充実など、地域商業の体質強化を支援します。
- 商店会等に対し、多様化する消費者ニーズに対応できる活力と魅力づくりへの取り組みを支援します。

[施策の体系]

323 商工業	3231	中小企業の経営安定化と活性化
	3232	地域企業の育成

[施策と主な取組の概要、目標指標]

3231 中小企業の経営安定化と活性化

主な取組	概要・方向
①商・工中小企業の育成・支援	ア. 中小企業の経営の安定・振興を図るため、商工会の経営指導員による巡回指導や窓口指導、創業指導などのきめ細かな指導を実施します。 イ. 中小企業者の経営を支援するため、低利の事業資金融資、信用保証料や利子の補給を実施します。

主な取組	概要・方向
	ウ. 市の魅力を発信する地域独自の特産品開発の取組に対して支援を実施します。
②工業団体、商業団体への支援	ア. 地域経済の活性化を図るため、各種商工業団体の活動に対して補助金等による支援を実施します。 イ. 中小企業者の経営支援など地域経済の振興において大きな役割を担う商工会に対し、補助金による運営支援を継続するほか、市と連携した事業者支援の実施等により加入率の向上を支援します。
③人材育成と技術力向上の促進	ア. 中小企業の人材育成や技術力の向上を図るため、マーケティングや・技術革新に関する各種セミナー、研修会などを、関係機関と連携しながら実施します。

神栖市商工会への市内事業者加入率



目標の考え方
加入率の推移より。

3232 地域企業の育成

主な取組	概要・方向
①地場産業の育成	ア. 活力と魅力にあふれた地域商業の振興を図るため、各種補助金等による支援を実施します。 イ. 創業支援事業を実施することにより、次世代を担う創業者の育成支援の充実を図ります。

特定創業支援事業による創業件数



目標の考え方
経済産業省から認定を受けている創業支援等事業計画による目標設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 地元の企業や製品に対する理解を深めよう。
- 地元の商店やサービスを利用するよう努めよう。
- 地域で新たに商売や事業を始めたい人を積極的に受入れていこう。

324 観光

[施策が目指す姿]

地域資源を活かした観光・交流の取組が進み、
多くの人が訪れるようになっています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①観光資源としては、港公園、日川浜海水浴場・波崎海水浴場、日川浜オートキャンプ場、神栖中央公園、神之池緑地、利根川・常陸利根川などがありますが、観光拠点としての環境整備や老朽化した既存施設の大規模改修などが必要です。
- ②スポーツツーリズムを観光振興の柱として推進してきており、サッカー合宿の街としての認知度は全国的に高くなっています。引き続きサッカーをはじめ、他の競技を含めたスポーツ合宿地としての認知度を高める PR 活動を行うとともに、新規合宿層の獲得を目的としたイベント等の取組を進めていく必要があります。また、合宿利用者が繰り返し合宿地として選んでくれるよう、合宿地として質を高める取組も必要です。

[基本方針]

- 本市のイメージアップと観光客の集客促進のため、積極的な観光 PR を展開するとともに、関係機関と連携しながら各種イベントや祭りの振興を図ります。
- 市の知名度向上と観光客誘致のため、映画やテレビドラマなどのロケーション撮影の誘致を図ります。
- 周辺自治体と連携し、息栖神社を含む東国水郷地域の観光資源を活用した広域観光を推進します。
- 当市の豊富なスポーツ資源を活かし、スポーツツーリズムを推進することで、交流人口の増加、地域の活性化と市の知名度向上を図ります。

[施策の体系]

324 観光	3241	スポーツツーリズムの推進
	3242	観光拠点の魅力の向上
	3243	隣接市町との連携による広域観光の推進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

3241 スポーツツーリズムの推進

主な取組	概要・方向
①スポーツ合宿の促進	<p>ア. 官民が連携し、スポーツ施設の充実、誘致支援の充実により、サッカーをはじめとするスポーツ合宿の推進を図ります。</p> <p>イ. サッカー以外の競技分野においても合宿地としての認知度の高めるため、競技団体へのプロモートなどPR活動の推進とともに、新規合宿層の獲得を目的としたイベント開催や合宿団体への助成などを推進します。</p> <p>ウ. 今後も合宿地として選ばれ続けるよう、合宿地としての質の向上に向けた取組を、宿泊事業者等関係者や地域などと連携しながら進めます。</p>
②スポーツイベントの充実	<p>ア. 宿泊を伴う新規大会の開催誘致や既存大会の宿泊型大会へのリニューアルや、スポーツのまちをPRする各種スポーツイベントの開催を促進します。</p>
③滞在型や通年型の観光の展開	<p>ア. レクリエーション・スポーツイベントなどの機会を活かしながら、スポーツ以外にもまちの魅力に触れてもらえる機会の提供を促進し、繰り返しの来訪や地元との交流、それによる経済波及効果などが期待される滞在型や通年型の観光への展開を図ります。</p>

スポーツ合宿宿泊数

現況値

5,500泊



目標値 (2026)

10,000泊

目標の考え方

PR・誘致活動により、年間1,000泊程度増を目指す。

新規スポーツ大会の誘致

現況値

2大会



目標値 (2026)

毎年2大会

目標の考え方

スポーツ施設等の現状及びPR・誘致活動により。

3242 観光拠点の魅力の向上

主な取組	概要・方向
①観光拠点の魅力整備	<p>ア. 息栖神社、神之池緑地は、観光拠点として集客施設や緑地空間などの整備を推進します。また、周遊の魅力を高めるため、周辺の観光資源とのネットワーク整備を進めます。</p> <p>イ. 観光拠点が集まる海岸部周辺の魅力を高める整備を推進します。海水浴場の開設については、海岸の特性を効果的に活用した開設を検討します。</p> <p>ウ. 海辺レクリエーションの拠点となるサンサンパークの老朽化対策、砂防対策、景観整備について県に要望します。</p>

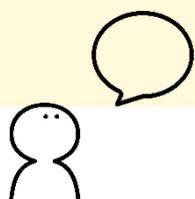
主な取組	概要・方向
	<p>エ. 神栖花火大会やきらっせ祭り、かみす舞っちゃげ祭り、かみすみなどまつり、かみす七夕まつりなどの祭り、スポーツに関する各種の大会・イベントなどを積極的に開催し、市内外からの観光客の誘致を図ります。</p> <p>オ. 温浴施設については、引き続き指定管理者制度を活用し、一層のサービス向上と利用促進を図ります。</p>
②観光 PR・イメージアップの推進	<p>ア. 観光ガイドマップや各種広報媒体の活用、関係機関との連携、フィルムコミッションの活用などにより、本市のイメージアップと観光 PR を推進します。</p> <p>イ. 広報活動については、これまでのマップ、パンフレット、ホームページに加えて、インターネットを活用した効果的な手法について検討を行います。</p>
③受け入れ体制の充実	<p>ア. 地域特性を活かした観光振興を図るため、観光拠点やその周辺での観光客のもてなしの向上など、受け入れ体制の整備を推進します。</p> <p>イ. 観光資源の案内看板の整備とともに、アクセス道路や周辺環境の修景整備を推進します。</p>



3243 隣接市町との連携による広域観光の推進

主な取組	概要・方向
①広域観光ルートの整備	<p>ア. 周辺自治体と連携し、広域の観光拠点を巡る観光ルートの構築を推進します。また、広域圏での観光パンフレットや観光 PR グッズの作成など、広域的な誘客の取組を促進します。</p>
②広域観光資源の活用	<p>ア. 水辺のサイクリングロードなど、利根川や霞ヶ浦などの水資源を共有する市町村と連携した施設整備やイベント開催に取り組み、広域観光を積極的に推進します。</p> <p>イ. 鹿島アントラーズホームタウン協議会や(一社)アントラーズホームタウン DMO、東国水郷観光推進協議会と連携し、スポーツをはじめ、農業・食育、歴史文化・自然、美容・健康などの様々な地域観光事業を周辺自治体とともに推進します。</p>

【市民みんなでの取り組み例】



- 訪れた人に対して「おもてなし」の心や交流の気持ちを持って接しよう。
- 海外からの観光客に対しては、海外の文化への理解、交流に努めよう。

大綱 4 都市基盤

基本目標 41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める

施策 411 拠点・市街地整備	104
施策 412 公共交通	107
施策 413 空き家対策	109
施策 414 地籍調査	111

基本目標 42 良好な居住環境を整える

施策 421 道路・河川	113
施策 422 公園・緑地	115
施策 423 景観	117
施策 424 上水道	119
施策 425 生活排水	122
施策 426 雨水	125

411 拠点・市街地整備

[施策が目指す姿]

各拠点の役割に応じた都市機能の適正な配置・集積が図られ、
いつまでも安心して暮らせる活力あるまちづくりの取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①今後の人口減少を見据え、拠点ごとに居住地や都市施設を誘導していく神栖市型のコンパクトなまちづくりを進めるとともに、それ以外の地域についても、暮らしやすさと地域コミュニティが失われないよう、良好な住環境の形成に努める必要があります。
- ②市街地液状化対策事業を実施した区域内において、地下水位及び地盤沈下の状況について、引き続き経過観察を行っていくとともに、暗渠管の適切な維持管理を行う必要があります。
- ③防災上の観点から、既存木造住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ④老朽化が進む市営住宅については、長寿命化計画に基づく計画的な建替え・大規模改修を進めるとともに、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化と良好な居住環境を維持していく必要があります。

[基本方針]

- 神栖市立地適正化計画に示すように、各拠点の特色を活かし、神栖市型のコンパクトなまちづくりに努めます。
- 市街地整備については、民間活力の導入や地区計画制度の検討などを含め、地区の特性に応じた整備を推進します。また、本市の中心軸である国道 124 号の沿線においては、商業系施設の集積などを図り、機能の充実に努めます。
- 宅地需要への対応として、良好な住宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導により、優良な宅地の供給の促進に努めます。
- 市営住宅は、計画的な補修工事などにより、維持管理に努めます。
- 密集市街地、防災上問題を抱える波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を推進します。

【施策の体系】

411 拠点・市街地整備	4111	各地域の拠点機能の維持充実と連携
	4112	良好な市街地・集落地の形成

【施策と主な取組の概要、目標指標】

4111 各地域の拠点機能の維持充実と連携

主な取組	概要・方向
①各地域拠点の機能強化	ア. コンパクトな都市構造の実現に向けて、各地域の拠点の特性に応じた都市機能や居住機能の集積・集約を図り、将来にわたって持続可能な居住環境の形成を目指します。
②集約と連携の促進	ア. 各地域の拠点への機能の集積・集約を図りながら、各拠点間や拠点と周辺地域とを連絡する利便性の高い交通ネットワークの充実を図り、各拠点や各地域の連携を促進する都市づくりを進めます。

4112 良好な市街地・集落地の形成

主な取組	概要・方向
①優良な宅地の供給	ア. 優良な住環境や宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導と優良な宅地の整備を推進します。
②災害に強い市街地の形成	ア. 木造住宅の耐震化を促進するため、引き続き耐震診断、耐震改修にかかる負担を軽減するための支援を進めます。 イ. 密集市街地である波崎東明神周辺地区においては、狭隘な街路の拡幅整備や公園・広場の整備などにより、地域の住環境の向上を図ります。 ウ. 液状化被害のおそれがある地点においては、液状化ハザードマップを活用し、液状化から建物を守る手法などについて周知を図り、防災意識の向上と液状化による被害の軽減につながる情報提供に努めていきます。また、完了した市街地液状化対策事業区域内においては、引き続き地下水位及び地盤変動などの観測及び暗渠管の適切な維持管理を行います。
③市営住宅の計画的な更新・維持管理	ア. 市営住宅の適正な管理と長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を継続していくとともに、計画的な更新・改修工事を実施していきます。 イ. 波崎東部地区については、老朽化した市営住宅の集約建替工事を継続します。
④集落地の居住環境の維持	ア. 市街化調整区域については、市街化区域に機能集約を図る拠点との機能分担を図りながら、日常生活に必要な機能や安全・安心の確保など、暮らしやすい生活環境の維持を図ります。

市街化区域内（居住誘導区域）の平均の人口密度

現況値

64.6 人/m²



目標値（2026）

62.0 人/m²

目標の考え方

神栖市立地適正化計画における長期目標に関係する計画期間内の参考値に基づく目標設定。

木造住宅の耐震化率	現況値 90.3%	→	目標値 (2026) 95%	目標の考え方 神栖市建築物耐震改修促進計画に基づく目標設定。
市営住宅の入居数	現況値 136 戸	→	目標値 (2026) 186 戸	目標の考え方 入居数を 50 戸増を目指す。
波崎東明神周辺地区住環境整備事業での道路整備による消防活動困難区域の解消率	現況値 71.2%	→	目標値 (2025) 80%	目標の考え方 「波崎東明神周辺地区住環境整備事業計画」に基づく目標設定。 ※事業計画が2025年度までのため目標値年度を2025年度に設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 各拠点や市街部の店舗やサービスの利用に努めよう。散策して楽しんでみよう。
- まちづくりに関心を持とう。行政が進める計画づくり等に参画してみよう。
- 大規模な地震に備えるため、住宅の耐震化に取り組もう。

412 公共交通

[施策が目指す姿]

地域特性を踏まえた、
持続的な公共交通網体系の構築が進んでいます。

[SDGsゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①首都圏と連絡している高速バスは、鉄道旅客駅を持たない本市にとって、利便性の高い広域交通手段として重要な役割を担っています。一層の利便性の向上に向けて、運行内容などの見直しの検討を行う必要があります。
- ②市内で運行する路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーの公共交通に関しては、利用ニーズを踏まえながら、運行内容や運行エリアなどについて、運行事業者と連携して検討を進める必要があります。また、公共交通の利用促進を図るモビリティマネジメントの取組を進めていく必要があります。

[基本方針]

- 高速バスの運行本数を維持・拡充していくとともに、利用者ニーズにあった利便性の高い交通手段となるよう運行事業者と協議し、利便性の向上に努めます。
- デマンドタクシーのエリア毎の利用状況を分析し、サービスの向上について交通事業者などと協議するとともに、利用促進のための周知活動に取り組みます。
- 路線バス・コミュニティバスの需要調査を踏まえ、効率的な運行ルートや運行時刻の改善について事業者に働きかけます。
- 路線バス・コミュニティバスやタクシーなど市内の主な公共交通機関とそれらを補完するデマンドタクシー等の交通機関の連携により、市全体の交通の利便性を高められるよう、地域公共交通活性化協議会などで市民、運行事業者、関係機関などの意見を取り入れながら、地域特性に応じた公共交通体系づくりに努めます。

【施策の体系】

412 公共交通	4121	公共交通の機能強化
	4122	公共交通の利用促進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

4121 公共交通の機能強化

主な取組	概要・方向
①路線バスの維持・充実	ア. 路線バスについては、需要に合った運行内容の見直しを進め、路線の維持を図ります。 イ. 鉄道に代わる都市間交通としての役割を担う高速バスについては、便数の維持や拡大に努めます。
②デマンドタクシーの充実	ア. デマンドタクシーについては、利用者の利便性を高めるため、予約・配車方法や運行エリア、乗降場所の設置基準について見直しを進めます。
③コミュニティバスの充実	ア. コミュニティバスについては、関係市との調整を図りながら、運行内容の見直しと新規路線の検討を進めます。
④公共交通機関の連携促進	ア. 高速バス、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー、タクシーなどの各交通手段が連携しやすい乗降場所やタイムテーブルの整備により、公共交通機関の連携強化を促進します。

4122 公共交通の利用促進

主な取組	概要・方向
①モビリティマネジメントの推進	ア. バスの乗り方教室の開催、公共交通マップの作成、公共交通案内サイト運営などの取組を通じて、モビリティマネジメントの推進を図ります。

デマンドタクシーの利用者数

現況値

19,200 人



目標値 (2026)

30,000 人

目標の考え方

利用者の拡大による利便性の向上。

コミュニティバスの利用者数

現況値

29,000 人



目標値 (2026)

37,000 人

目標の考え方

利用者の拡大による利便性の向上。

【市民みんなでの取り組み例】



- 公共交通の維持や環境保全等を考慮して、公共交通の利用を心がけよう。
- 公共交通を利用するなどして、市街地での飲食等を楽しもう。



[施策]

413 空き家対策

[施策が目指す姿]

空き家の適正な維持管理、
活用のための取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①空き家の有効活用と抑制を図るため、空家バンクへの登録促進や、空き家にするものの弊害を周知するなどの取組を進める必要があります。
- ②空き家の適正管理について、相談や説明などを通じて、所有者への啓発・支援を行う必要があります。

[基本方針]

- 神栖市空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理及び利活用を促進します。
- 空き家の発生を抑制するため情報提供及び意識啓発を図っていきます。
- 空き家の所有者等に対し、空家バンクなどを通じて利活用・流通促進・跡地活用の課題解決を図っていきます。
- 周辺環境に悪影響を及ぼす前に、空き家の所有者等へ適切な管理について助言等を実施します。
- 良好な生活環境を維持するため、管理不全な空家等や特定空家等への指導を実施していきます。
- 国庫補助金等を活用し、空き家の解体及び利活用を推進します。

[施策の体系]

413 空き家対策	4131	空家等の適正管理・利活用の促進
--------------	------	-----------------

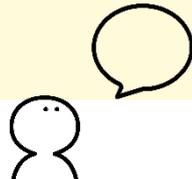
[施策と主な取組の概要、目標指標]

4131 空家等の適正管理・利活用の促進

主な取組	概要・方向
①空家等の適正管理の促進	<p>ア. 増加する空き家については、所有者や管理者、地域住民及び関係機関の協力を得ながら、適正な管理を促進します。</p> <p>イ. 特定空き家等については、管理不全状態を改善するよう、所有者等への助言・指導、勧告、命令を実施します。</p> <p>ウ. 空き家の適正管理及び有効活用の取組と併わせて、空き家の発生を予防する取組も推進します。</p>
②空き家等の利活用の促進	<p>ア. 空き家の有効活用を促進するため、空き家バンク及び相談や仲介等の支援体制の充実を図ります。また、空き家所有者に対する広報やセミナーなどの啓発活動を推進します。</p> <p>イ. 空家等の対策に関する協定に基づき、専門団体を相談先として案内し、空き家の有効活用、相続や登記などの専門的知識を要する相談への対応の充実と円滑化を図ります。</p>

空家バンク物件登録数 (累計)	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 神栖市空家等対策計画に基づく目標設定。
	8件	53件	
空き家相談会等の開催	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 所有者及び市民の意識啓発のためのセミナーと事業向けのセミナーを毎年開催する。
	1回/年	2回/年	

[市民みんなでの取り組み例]



- 空き家にする前に、有効な活用を考えよう。
- 空き家になったら管理を適正に行おう。

414 地籍調査

[施策が目指す姿]

境界紛争の未然防止または災害復旧の迅速化等が図られるよう
土地の明確化が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

①地籍調査については、土地所有者の立合いや合意に多くの時間や手間を要するため、調査体制の充実を図り、計画的な事業実施に努めます。

[基本方針]

●土地の情報を明確にし、境界トラブルの未然防止、土地取引・公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化を図るため、地籍調査事業の推進に努めます。

[施策の体系]

414 地籍調査	4141	地籍調査の推進
-------------	------	---------

[施策と主な取組の概要、目標指標]

4141 地籍調査の推進

主な取組	概要・方向
①地籍調査の計画的な推進	ア. 実施体制の充実を図り、計画的に事業を推進します。

地籍調査事業の推進 (完了率)	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 完了率を向上し、土地情報の明確化を図る。
	12.69%	16.27%	
地籍調査事業の推進 (完了面積)	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 完了面積を増やし、土地情報の明確化を図る。
	10.98 km ²	14.08 km ²	

【市民みんなでの取り組み例】



- 境界標がなくならないように、管理しましょう。
- 境界が分からなくならないように、次の世代の方と実際に現地を確認しましょう。



421 道路・河川

[施策が目指す姿]

人と車が安全に移動できる道路網、
安全な河川の整備が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①主要幹線道路と市街地を連絡する都市計画道路 3.4.21 号線について、用地取得状況に応じて、早期に道路改良工事を進める必要があります。
- ②生活道路については、市内全域に未整備箇所が数多く残っており、それらへの舗装・側溝の整備を図る必要があります。また、舗装劣化が進む道路も増加しており、それらの舗装改修を進める必要があります。
- ③道路環境の向上については、道路舗装の長寿命化に加え、歩行者の安全確保策や道路冠水対策を進める必要があります。
- ④利根川河口域における無堤防地区については、台風等の大雨時に度々浸水被害を受けていることから、堤防の早期完成が急務となっています。

[基本方針]

- 主要な幹線道路の整備を促進します。
- 東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望します。
- 都市計画道路 3.4.21 号線の重点的な整備を図ります。
- コンビナート通勤における慢性的な道路交通渋滞の解消を図るため、関係機関に働きかけます。
- 利根川河口域の堤防の早期完成を国に要望します。

[施策の体系]

421 道路・河川	4211	道路ネットワークの整備・充実
	4212	道路環境の向上
	4213	河川の堤防整備

【施策と主な取組の概要、目標指標】

4211 道路ネットワークの整備・充実

主な取組	概要・方向
①幹線道路網の充実	ア. 主要な幹線道路の整備を促進します。広域交通体系の充実を図るため、東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望します。 イ. 都市拠点と居住地を連絡し都市構造の形成を図る路線となる都市計画道路3・4・21号線の整備を推進します。
②主要生活道路の整備	ア. 居住地域と地域拠点の連絡など、市内の各地域を連絡する生活道路の整備を進めます。



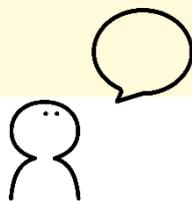
4212 道路環境の向上

主な取組	概要・方向
①人にやさしい道づくりの推進	ア. 道路の形態や歩行者量、周辺の施設の立地状況などを総合的に判断しながら、歩道のバリアフリー化や自転車通行空間の整備を推進します。 イ. 通学路や公共施設周辺の道路を中心に、歩行者優先の安全な道路づくりを推進します。

4213 河川の堤防整備

主な取組	概要・方向
①河川堤防の整備促進	ア. 国と連携し、利根川河口域の堤防未整備地区の築堤事業の早期完成を図ります。

【市民みんなでの取り組み例】



- マイカー通勤による交通渋滞を緩和するため、移動手段の見直しや時差出勤を試みてみよう。

422 公園・緑地

[施策が目指す姿]

市内各地の公園・緑地が、
子供から大人まで多くの人の憩い・集いの場として賑わっています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①都市公園については、遊具の点検や修繕、樹木の剪定など、利用者の安全性を確保するための適正な管理を進める必要があります。また施設の老朽化に伴い、管理コストが増大しており、効率的に維持管理を行う必要があります。
- ②70 団体以上の市民ボランティアの協力により、市内 6 ヶ所のフラワーロードへ花苗の植栽を年 2 回実施しており、花を通じた潤いのあるまちづくりが進んでいます。今後さらなる発展を目指し、植栽以外の除草や水撒き、花植えレイアウトの作成など、参画機会の拡大や新規参加の増加につながる取組を進める必要があります。

[基本方針]

- 公園の管理については、パトロール等を定期的に行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な維持管理と公園施設の改築や更新を行い、公園利用者の安全と安心の確保に努めます。また、市民協働による公園の維持管理によって地域コミュニティの醸成を図るとともに管理費の縮減を図ります。
- 県営公園である港公園については、展望塔の全面改修を行い、早期利用再開できるよう県に要望していきます。

[施策の体系]

422 公園・緑地	4221	公園利用者の安全・安心の確保
	4222	市街地における緑化の推進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

4221 公園利用者の安全・安心の確保

主な取組	概要・方向
①都市公園等の維持管理の充実と機能強化	<p>ア. 安心して利用できる公園の維持管理を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化施設に対する安全対策や適切な補修を進めます。</p> <p>イ. 公園利用者のケガや事故を未然に防止するため、経年劣化した遊具や老朽木などを主な対象とした、巡視パトロールの定期的な実施を進めます。それにより、危険施設に対する早急な対応と適正な管理を推進します。</p> <p>ウ. 港公園については、誰もが安全に利用できるよう、老朽化施設の更新やバリアフリー化について、指定管理者の立場から県に要望します。</p>

住民一人あたりの都市公園の敷地面積

現況値

26 m²



目標値 (2026)

27 m²

目標の考え方

既存の公園を安心安全に、維持管理を行い、条件の合致する場所があれば新規公園の整備を行う。

4222 市街地における緑化の推進

主な取組	概要・方向
①花いっぱい運動の推進	<p>ア. 市民が主体となり、公共の花壇（フラワーロード）において、苗植え、除草、水撒き、花植えレイアウトの作成などの植栽・管理を行う「花いっぱい運動」を引き続き推進します。</p> <p>イ. 花いっぱい運動への参加団体の拡大や、この運動を通じたまちづくり活動の促進などについて取組を進めます。</p>
②公共施設緑化の推進	<p>ア. 公共施設の潤いある環境創出を図るため、施設の特徴を踏まえながら、敷地や建物の緑化を推進します。</p>

【市民みんなでの取り組み例】



- 身近な公園・緑地を利用しよう。みんなで維持管理に協力しよう。



423 景観

[施策が目指す姿]

都市の魅力を高めていくため、
良好な景観や街並みの形成に向けた取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①都市の魅力を高めていくため、都市機能の集積とともに、調和のとれた街並みの形成や潤いを感じる都市空間の創出に努めていく必要があります。
- ②屋外広告物については、県条例に基づく適切な設置を誘導し、良好な景観形成や風致の維持に努めていく必要があります。

[基本方針]

- 都市施設などの色彩や自然環境との調和など、都市づくりにおける景観的な視点に基づき、市民や事業者と一体となって、良好な景観形成や風致の維持に努めます。

[施策の体系]

423 景観	4231	良好な街並み景観の形成
-----------	------	-------------

[施策と主な取組の概要、目標指標]

4231 良好な街並み景観の形成

主な取組	概要・方向
①住環境における景観形成の促進	ア. 市民や事業者の景観に対する理解と協力を得て、地区計画や建築協定、緑化協定などにより、街並みの景観の質の向上を図ります。
②景観形成の促進	ア. 神栖市公共サインガイドラインに基づき、分かりやすく、かつ景観との調和に配慮したデザインの統一された公共サインの整備を推進します。

主な取組	概要・方向
③適切な屋外広告物の推進	ア. 茨城県屋外広告物条例に則り、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物の適正な規制誘導を図ります。

市が管理する公共サインのうち、ガイドラインに準拠したものの割合

現況値

5.1%



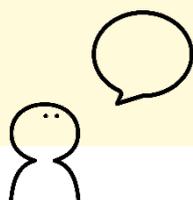
目標値 (2026)

6.3%

目標の考え方

公共サインの更新等に際して、ガイドラインに準拠したデザインに統一する。

【市民みんなでの取り組み例】



- 良好な景観や街並みを大切にしよう。街並みを意識していこう。
- 快適な地域づくりに向けて、街並み形成や緑化等の取り組みを地域ぐるみで進めよう。

424 上水道

[施策が目指す姿]

安全・安心な水道水の、
安定的な供給が持続しています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①安全で安心な水道水を安定供給していくため、配水場や送水管、配水管の水道施設の老朽化に対して、計画的に更新を進める必要があります。
- ②東日本大震災を教訓とし、管路の耐震化などにより、災害に強い水道施設の整備を進める必要があります。
- ③水道事業における、将来的な人口減少による収益の減少、施設の老朽化による更新費用の増大、職員の減少等の課題に対して対応を図るため、他の水道事業者との広域連携について検討を進める必要があります。

[基本方針]

- 公営企業としての公益性と採算性の調和を図りつつ、神栖市公共施設等総合管理計画や水道ビジョンに基づき、経営や施設運営の効率化を図り、水道施設の拡張整備や維持管理に努めます。
- 配水管布設地域の未加入者に対する PR 活動を推進し、水道普及率の向上に努めます。
- 事故や災害時の供給体制の強化を図り、災害に強い水道施設の充実に努めます。
- 水道事業の経営の効率化を図るため、他の水道事業者との広域連携を推進します。

[施策の体系]

424 上水道	4241	水道水の安定供給と事業経営の健全化
	4242	水道事業広域連携の推進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

4241 水道水の安定供給と事業経営の健全化

主な取組	概要・方向
①水道水の安定供給の推進	<p>ア. 水道施設の計画的な更新を行い、安全安心な水道水を安定的な供給を図ります。</p> <p>イ. 配水ポンプの最適運転の実施による使用エネルギーの低減化に努めるなど、環境負荷の低減や環境に配慮した事業活動を推進します。</p> <p>ウ. 災害や事故などのリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策の検討を行います。</p>
②水道事業経営の健全化	<p>ア. 財政基盤の強化を図るため、水道料金の適正な徴取、適切な時期での改定の検討などを進めます。</p> <p>イ. 配水管布設地域の未加入者の接続を促進し、水道普及率 100%を目指します。</p>
③水質管理の徹底	<p>ア. 水道法の水質基準を遵守し、受水地点から末端の給水栓に至るまでの水質管理を徹底します。</p> <p>イ. 良質で安全・安心な水道水の安定供給を図るため、鹿行広域水道用水供給事業と連携し、水道水を安定的に確保します。</p>
④水道施設の災害対策の強化	<p>ア. 災害に強い水道施設の充実を図るため、老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化を計画的に推進します。</p> <p>イ. 発災時に早急な対応ができるよう、応急給水や応急復旧の緊急体制の充実を図ります。また、施設の復旧に必要な非常用資機材の確保・更新を図ります。</p> <p>ウ. 災害時においては、給水や復旧状況などに関する情報提供を、防災無線やホームページのほかアプリなども活用して迅速に進めます。</p>

普及率	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値 (2026)</th> </tr> <tr> <td>93.9%</td> <td>95.1%</td> </tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	93.9%	95.1%	<p>目標の考え方</p> <p>未普及地区の配水管の整備、未加入者に対する加入を推進する。</p>
現況値	目標値 (2026)					
93.9%	95.1%					
水道料金の収納率	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値 (2026)</th> </tr> <tr> <td>99.4%</td> <td>99.4%</td> </tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	99.4%	99.4%	<p>目標の考え方</p> <p>納付の利便性を高め、収納率の維持を図る。</p>
現況値	目標値 (2026)					
99.4%	99.4%					
上水道整備状況 (配水拡張)	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値 (2026)</th> </tr> <tr> <td>717 km</td> <td>737 km</td> </tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	717 km	737 km	<p>目標の考え方</p> <p>配水管拡張整備事業を進める。</p>
現況値	目標値 (2026)					
717 km	737 km					
管路更新率	<table border="1"> <tr> <th>現況値</th> <th>目標値 (2026)</th> </tr> <tr> <td>0.5%/年</td> <td>0.5%/年</td> </tr> </table>	現況値	目標値 (2026)	0.5%/年	0.5%/年	<p>目標の考え方</p> <p>配水管の総延長(長さ)の0.5%を毎年更新する。</p>
現況値	目標値 (2026)					
0.5%/年	0.5%/年					

4242 水道事業広域連携の推進

主な取組	概要・方向
①水道事業広域連携に向けた検討	ア. 業務の効率化、財政面での安定性を高めるため、他の水道事業者との広域連携の推進を図ります。

【市民みんなでの取り組み例】



- 水資源を大切に使おう。
- 地下水と水道水を同じ水道管で使用することは法律で禁止されています。(クロスコネクション)
- 水道設備の点検を行きましょう。
- 水道水の漏水がないか確認しましょう。
- 災害等の備えとして飲料水を備蓄しましょう。

425 生活排水

【施策が目指す姿】

生活排水の適切な処理が進み、
良好な水辺環境が保全されています。

【SDGs ゴールとの関係】



【現況・課題】

- ①下水道施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれる一方、人口減少に伴う使用料収入の減少は避けられない情勢であることから、都市計画等の今後の方向性も考慮しつつ、下水道事業計画区域の見直しや、維持管理を重視した経営資源の集中について検討する必要があります。
- ②下水道処理区域外において、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を引き続き推進していく必要があります。
- ③し尿や浄化槽汚泥の処理施設の老朽化が進行しており、将来、計画的に施設の統合、解体、新設等を進めていくための長期計画を作成する必要があります。

【基本方針】

- 下水道には、公共用水域の水質保全という重要な役割があることから、普及促進に努め、利根川、常陸利根川及び鹿島灘の公共用水域の保全と周辺環境や公衆衛生の向上を図ります。
- 中長期的な施設の状況を予測しながら、維持管理や改築修繕を一体的に検討し、神栖市公共施設等総合管理計画などに基づき、計画的かつ効率的に管理します。
- 公営企業会計により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に的確に取り組めます。
- 公共下水道整備を図るとともに、下水道以外の生活排水処理施設との比較を行いながら下水道整備計画の見直しを行い、最適な処理方法を選択し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。
- 衛生プラント施設の老朽化に対応するため、中長期的な延命化が必要となっていることから、運転管理受託事業者との協議を密にすることにより、適切な設備の改修や修繕を行います。

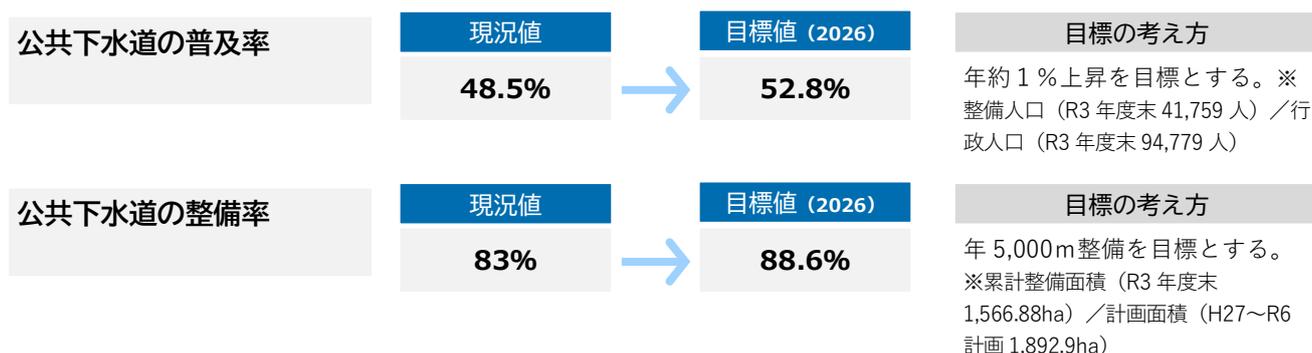
[施策の体系]

425 生活排水	4251	公共下水道の推進
	4252	下水道事業経営の健全化
	4253	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進
	4253	し尿・浄化槽汚泥収集処理の推進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

4251 公共下水道の推進

主な取組	概要・方向
①公共下水道の整備推進	ア. 公共下水道の計画的な整備を促進しつつ、都市計画等の今後の方向性も考慮しながら、経済性を踏まえた下水道事業計画区域の見直しについて検討を進めます。
②下水道施設の老朽化対策の推進	ア. スtockマネジメント計画に基づき、施設の延命化や管渠改修を緊急度や経済性を考慮しながら実施し、下水道施設全体の中長期的な維持管理と改築修繕の最適化を図ります。



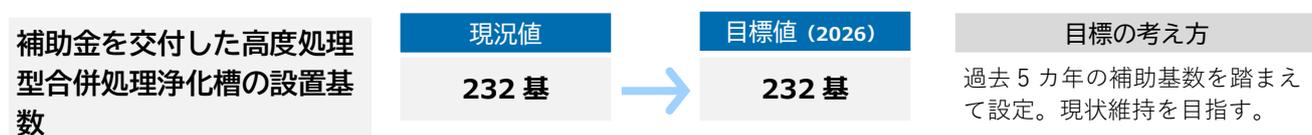
4252 下水道事業経営の健全化

主な取組	概要・方向
①経営基盤の強化	ア. 経営成績や財政状況などの経営状況を正確に把握し、コスト削減の徹底や使用料の適正化などの経営改善の取組を進めることで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。



4253 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

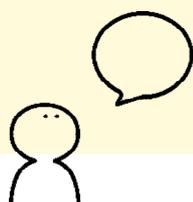
主な取組	概要・方向
①高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	ア. 公共下水道供用開始区域以外においては、高度処理型合併処理浄化槽補助制度を周知し、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。



4254 し尿・浄化槽汚泥収集処理の推進

主な取組	概要・方向
①汚泥収集処理体制の確立	ア. 公共下水道供用開始区域以外や未接続住宅などについて、許可業者による収集を徹底します。また、許可業者の収集業務の法令順守の指導を徹底します。
②汚泥処理の推進	ア. 老朽化が進む第一・第二衛生プラントについては、将来的な統合も視野に入れた更新計画の検討を進めるとともに、それまでの効率的な施設の延命化や維持修繕の取組を進めます。

【市民みんなでの取り組み例】



- 浄化槽の適正な維持管理を行おう。
- 高度処理型合併処理浄化槽を使おう。
- 下水道が整備されたら速やかに接続しよう。

[施策]

426 雨水

[施策が目指す姿]

市民の暮らしの安全・安心を確保し、
災害に強いまちづくりが進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえ、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域の指定を行うこと、さらに、内水ハザードマップの作成・公表、下水道による浸水対策のマスタープラン（雨水管理総合計画）の策定を進めることが求められています。

[基本方針]

- 浸水対策について、優先度が高い人口集中地区の北公共埠頭雨水幹線及び土合地区雨水幹線の整備を促進し、また、雨水基本計画に基づき排水路の適正な整備や管理を実施します。

[施策の体系]

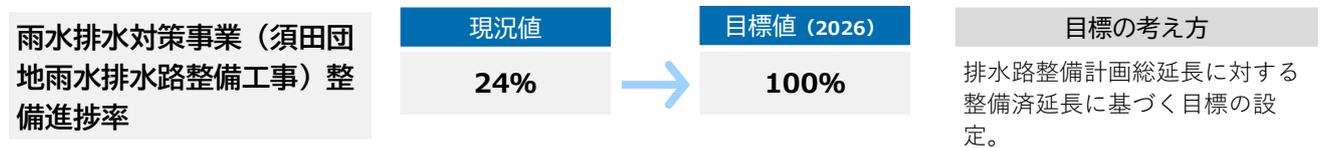
426 雨水	4261	雨水排水路の整備
-----------	------	----------

[施策と主な取組の概要、目標指標]

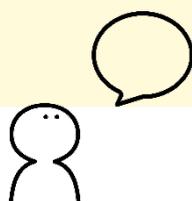
4261 雨水排水路の整備

主な取組	概要・方向
①下水道雨水幹線と幹線排水路の整備	ア. 浸水被害の解消及び軽減のため、主要な雨水排水路の改修・修繕を推進します。排水路施設の老朽化が進んでおり、計画的な補修・改修工事、適正な維持管理を実施します。 イ. 浸水対策が急務となっている人口集中地区の北公共埠頭雨水幹線の整備を優先的に進めます。

主な取組	概要・方向
②流域治水の取組の推進	ア. 流域治水の実効性を高めるため、雨水出水浸水想定区域の指定を進めるとともに、内水ハザードマップの作成・公表、下水道による浸水対策マスタープランの策定・見直しなどについて検討を進めます。



【市民みんなでの取り組み例】



- 雨水浸透柵を設置し、雨水の流出を減らそう。
- 排水路に落ち葉やごみ、油を流さない。

大綱 5 教育・文化

基本目標 51 充実した教育環境を整える

施策 511 就学前教育	128
施策 512 学校教育	131

基本目標 52 生涯にわたり学び続ける環境を整える

施策 521 生涯学習	135
施策 522 芸術・文化	138
施策 523 スポーツ・レクリエーション	140

[施策]

511 就学前教育

[施策が目指す姿]

家庭、地域、幼稚園・保育園、小学校等が連携しながら、
就学前教育の充実が図られています。

[SDGsゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①幼児期から小学校への円滑な接続を図り、発達や学びの連続性を確保することが大切だと考えます。
関係機関の連携のもと、そのための支援を進める必要があります。
- ②幼稚園施設の老朽化へ対応するため、園児の安全を確保しながら計画的に修繕や改修を行う必要があります。
- ③少子化や核家族化など環境変化により、家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭・地域と幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小学校の連携推進による就学前教育の充実が求められています。

[基本方針]

- 幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼稚園の適正配置を推進します。
- 幼児の発達の特性などに対応した幼稚園教育の充実を図るため、指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 安全で安心な幼稚園生活が送れるよう、施設・設備を計画的に改修します。
- 学校との連携や情報交換などを実施するとともに、地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- 各保育所、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。

[施策の体系]

511 就学前教育	5111	小学校以降の学びにつながる就学前教育の充実
	5112	保育所・幼稚園・小学校の連携の促進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

5111 小学校以降の学びにつながる就学前教育の充実

主な取組	概要・方向
①幼稚園教育の充実	ア. 幼児一人一人の個性を尊重しながら社会性や協調性を培い、幼児が主体的に活動できる教育環境の整備・充実を図ります。 イ. 発達の特性や実情を考慮した適切な指導計画を作成し、学びの連続性を踏まえた指導の充実に努めます。 ウ. 幼児の主体性を伸ばすための教材・教具の工夫を進めます。
②障がいのある幼児や外国人等の指導の充実	ア. 障がいのある幼児や日本語の不自由な外国人幼児などに対しては、きめ細かく対応できる生活指導員や補助教諭の配置を必要に応じて進め、指導体制の充実を図ります。 イ. 幼児の相談教室「おはなしひろば」や日本語指導教室と連携し、幼児一人一人の実態を踏まえた、発達相談や日本語指導に取り組みます。
③地域や保護者に開かれた幼稚園経営の推進	ア. 評議員制度の活用と外部評価の導入により、今後も開かれた幼稚園経営を推進します。 イ. 幼稚園の園庭開放を進め、地域での親子や保護者の交流の場の提供を図ります。
④教員等の資質向上	ア. より良い指導者の育成を図るため、教諭の授業研究や各種研修を実施します。

障がいのある幼児等に対応できる生活指導員や補助教諭の配置充足率



目標の考え方
障がいのある幼児等の指導体制の充実。

5112 保育所・幼稚園・小学校の連携の促進

主な取組	概要・方向
①保育所・幼稚園・小学校の連携の促進	ア. 保育所・幼稚園・小学校の連携の充実を図るため、幼児教育と小学校教育の接続のための研修、保育士・教師や幼児・児童間の交流を推進します。 イ. 各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的に開催し、各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。
②子育て支援体制の充実	ア. 幼稚園の適正規模・適正配置を推進するとともに、就学前の教育・保育に対するニーズへの対応を図りながら、幼稚園と保育所の機能を持った認定こども園への移行を検討します。 イ. 幼児の相談教室「おはなしひろば」において、子育ての不安を持つ保護者に対する教育支援や相談活動を随時行います。

おはなしひろばの相談件数



目標の考え方
相談可能件数の90%を目標とする。

【市民みんなでの取り組み例】



- 保育所や幼稚園の行事に積極的に参加していこう。
- 地域の中で友達をたくさんつくろう。



512 学校教育

[施策が目指す姿]

子どもの学ぶ喜びや楽しさを大切にしながら、
確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①学力向上に向けては、市教諭の配置による少人数学級編制の実施や学習指導補助員・学習指導補助教員の配置によるきめ細かな学習支援を実施しています。さらに指導方法の工夫・改善に取り組む必要があります。
- ②学力向上のための教育のほか、英語教育、情報教育、キャリア教育など、グローバル化し急速に変化する時代を生き抜く力を育むための教育を推進しています。
- ③発達障がいや障がいのある子どもは増加傾向にあることから、早期の教育相談の充実を図り、小学校及び特別支援学校小学部の入学に向けて円滑な接続ができるよう適切な支援を行う必要があります。
- ④学校・地域相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支える学校運営協議会制度の導入が求められています。
- ⑤学校施設の老朽化へ対応するため、児童・生徒の安全を確保しながら計画的に修繕・改修を進める必要があります。

[基本方針]

- 確かな学力を身につけ、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- 茨城県と連携して、市内の小学校・中学校・高等学校の教育内容や活動を充実させ、魅力ある学校づくりに努めます。
- 一人ひとりの多様性を理解し、共生の心や国際性、郷土愛を身につけた児童生徒を育てます。
- 環境に対する豊かな感受性を育成します。
- 子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 安全で安心な学校生活を送れるよう、施設整備を推進します。

【施策の体系】

512 学校教育	5121	豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成
	5122	学校教育環境の充実、安心安全な教育施設の整備
	5123	特別支援教育の充実
	5124	学校と家庭・地域との連携促進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

5121 豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成

主な取組	概要・方向
①生徒指導体制と心の教育の充実	<p>ア. 家庭、地域、関係機関と連携しながら、いじめや不登校、問題行動などの生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。</p> <p>イ. 市教育委員会は、学校訪問などをおして各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。</p> <p>ウ. いじめや不登校などの課題に対応するため、登校支援教室や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談窓口など、児童生徒の支援体制の充実を図ります。</p> <p>エ. 発達段階にふさわしい体験活動や交流活動を組み入れ、実感を伴った「心の育成」を目指します。</p>
②学習指導の充実	<p>ア. 少人数学級編制の実施、学習指導補助員や学習指導補助教員の配置などによるチームティーチングなど、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的内容の定着に努めます。</p> <p>イ. 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、主体的な学習意欲の醸成に努めます。</p>
③学校体育・健康教育の充実	<p>ア. 小学校では、業間運動の実施を奨励し、運動量を増やすことで、児童の体力向上を図ります。</p> <p>イ. 学校体育、体育的学校行事の充実に取り組みます。</p> <p>ウ. 食事・運動・休養（睡眠）等の生活習慣の面から、また性、喫煙、飲酒、薬物乱用等の生活行動の面から、健康に対する意識の向上を図ります。</p>
④新しい時代に対応する教育の推進	<p>ア. タブレットなどを活用した学習活動の充実やプログラミング的思考の育成など情報活用能力を高めるとともに、情報モラルや情報セキュリティへの理解を深める情報教育の充実を図ります。また、各学校に配置されている ICT 機器の計画的な整備・更新を図ります。</p> <p>イ. 外国語指導助手（ALT）の活用をおして、国際社会に対する理解を深める国際理解教育の推進を図ります。</p> <p>ウ. 校外学習や自然体験活動などをおして、地球温暖化をはじめとした環境問題への関心を高め、環境に対する感受性を育成する環境教育の充実を図ります。</p> <p>エ. 洪水、津波、地震などの災害リスクに対する理解を深め、日常の備えと発災時に自らの安全を確保するための判断と行動ができるよう防災教育の充実を図ります。</p>

主な取組	概要・方向
⑤教員の資質向上	ア. 教員の資質向上に向けて、校内研修や各種研修会などを通じて、学習指導方法の工夫・改善を推進します。 イ. 児童生徒の心に寄り添う教育を推進するため、教員のカウンセリング能力を高めるための研修会の充実を図ります。
⑥学校給食の充実	ア. 給食では、児童生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を図るとともに、食の安全・安心を確保するため、内容の充実に努めます。
⑦就学支援の実施	ア. 経済的理由により就学困難な児童生徒に対しては、福祉部局と連携しながら、実状に応じた支援を図ります。

中学3年を対象に行う英語技能検定における CEFR 評価 A 1 以上を取得した生徒の割合



目標の考え方
文部科学省「第3期教育振興基本計画」による目標設定。

5122 学校教育環境の充実、安心安全な教育施設の整備

主な取組	概要・方向
①学校施設、設備、教材等の充実	ア. 老朽化が進んでいる施設の対策として神栖市学校施設等長寿命化計画の推進、また、今後の児童生徒の推移を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。 イ. 教材などについては、各学校の実状に応じ、計画的に整備します。
②バリアフリー化の推進	ア. 誰もが使いやすい学校施設となるよう、バリアフリー化を推進します。 イ. 学校は災害時の避難所としての役割もあり、その点からも安全に利用しやすい施設の整備を進めます。
③学校の適正規模・適正配置の検討	ア. 児童生徒数の将来見通しを勘案し、神栖市学校適正規模適正配置基本計画での適正化基準を踏まえ、学校の適正規模・適正配置を計画的に推進します。 イ. 地域性やその成り立ちを充分踏まえた上で、地域の合意を重視しながら、学区変更の検討を進めます。

外壁改修工事の推進 (%)



目標の考え方
神栖市学校施設等長寿命化計画による目標設定。

タブレット学習を進めていく中での天板の大きな机の切替実績



目標の考え方
年次計画策定時の目標値による。

5123 特別支援教育の充実

主な取組	概要・方向
①特別支援教育の充実	ア. 障がいや発達の状態に応じ、児童・生徒のニーズに合った指導を実施します。 イ. 特別支援学校在籍児童の居住地域での交流を促進します。

「個別の教育支援計画」を
進学先等に引き継いでいる
割合

現況値

85.7%



目標値 (2026)

100%

目標の考え方

学校教育指導方針による。

5124 学校と家庭・地域との連携促進

主な取組	概要・方向
①地域に根ざす開かれた学校づくりの推進	ア. 学校を地域住民等が協働しながら子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。 イ. 家庭・地域との連携の中で、子どもが地域の人や自然と直接かかわる様々な体験活動の充実を図ります。
②特色ある学校づくりの推進	ア. 家庭・地域との連携の中で、特色ある学校づくりを推進します。
③市内県立高等学校との連携	ア. 市内県立高等学校3校と連携しながら、市が学校の魅力づくりを支援し、未来を担う人材を地域で育みます。

学校運営協議会の設置率

現況値

0%



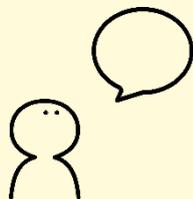
目標値 (2026)

50%

目標の考え方

各学校等に学校運営協議会を設置する。

【市民みんなでの取り組み例】



- 家庭では、子どもが基本的な生活習慣、健康管理、社会的マナー等を身につけていけるようにしよう。
- PTA 活動や学校支援活動等に参加しよう。保護者間の交流を進めよう。
- 地域で子どもの成長を見守る環境づくりを進めよう。
- (企業等) 専門的な知識や技術、人材等を活かして、学校の教育活動に協力しよう。

521 生涯学習

[施策が目指す姿]

生涯にわたって学び続けることができる
生涯学習環境の整備が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①公民館の定期講座などの生涯学習活動においては、多種多様な市民ニーズへの対応と感染症の対策を考慮した柔軟な事業展開の工夫が必要です。
- ②公民館や図書館を、打合せや学習会の場として活用、展示スペースとして活用するなど、施設面から市民の学習活動を支援することが必要です。
- ③青少年の非行防止や犯罪被害の未然防止に取り組むとともに、青少年育成に係る地域人材を育成する必要があります。
- ④図書館では市民のニーズに沿った図書館資料を収集・整理・保存し、地域や市民の課題解決につながる図書館サービスの提供を進める必要があります。また、図書館から遠いなど利用しにくい地域での読書環境を向上させる必要があります。

[基本方針]

- 生涯学習推進計画に基づき、市民一人一人への学習機会の提供とともに、学び合う仲間と支え合っていくことができるまちづくりを意識して取り組みます。
- 家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会、情報の提供などを充実し、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の創出に寄与することに努めます。
- 自発的な学習意欲を育て、知的・文化的水準の向上を図るため、多様な形態で、誰もが学べる学習機会の充実に努めます。
- 豊富で幅広い分野の図書館資料（図書、雑誌、新聞、CD、DVD等）を収集し、読書環境の向上を図るとともに、多様な読書の機会の提供に努めます。
- 子どもの不読率の改善に向け、読書活動の習慣化とともに発達段階に応じた読書活動へのアプローチを実施します。

- 青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、自然体験や交流活動の充実を図ります。
- 青少年非行の未然防止、早期発見などにつながる活動を支援するとともに、青少年相談員、家庭、地域、学校関係機関などが連携し、青少年の健全育成に努めます。

【施策の体系】

521 生涯学習	5211	学習機会の充実
	5212	社会教育の推進
	5213	図書館活動の推進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

5211 学習機会の充実

主な取組	概要・方向
①学習機会の充実	ア. 市民のニーズに合った学習内容と機会の充実を図るとともに、自主的に学べる環境づくりを促進します。また、学習情報の提供・広報の効果的な推進を図ります。 イ. 学習機会の提供とともに、学習の成果を活かしていくことも含めた、生涯学習活動の活性化の取組を進めます。
②人材の確保・養成	ア. 市民の生涯学習活動の充実を図るため、関係組織・団体とも連携しながら、生涯学習に関する知識や経験を還元してくれる人材の確保・養成を促進します。
③施設の充実、活用促進	ア. 生涯学習施設の施設設備の充実を図るとともに、活用を促進します。 イ. 公民館本来の施設目的を考慮しつつ、地域における生涯学習拠点施設として、公民館の管理・運営の充実を図り、地域住民が利用しやすい生涯学習施設を目指します。また、施設の老朽化に対して、計画的な改修・修繕を進めます。

公民館定期講座等	現況値 105 講座	→	目標値 (2026) 110 講座	目標の考え方 各種講座を開催し学習機会の充実を図る。
公民館の利用者数	現況値 84,000 人	→	目標値 (2026) 100,000 人	目標の考え方 地域における生涯学習拠点として活用を促進する。

5212 社会教育の推進

主な取組	概要・方向
①家庭教育の推進	ア. 家庭教育に関する啓発や情報提供を進め、親と子どもがともに育つ家庭環境の向上に努めます。 イ. 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供をするため、各種子育て講座を開催します。
②青少年センター活動の推進	ア. 青少年の健全育成、非行防止を図るために、青少年相談員や関係機関・団体との連携を図りながら、巡回活動、環境浄化活動などに取り組みます。

主な取組	概要・方向
③青少年活動の支援・充実	ア. 青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、子ども会活動への支援、体験活動やはたちのつどいの開催など、青少年活動の充実に努めます。

重点店舗訪問件数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方
	120 件/年	120 件/年	重点店舗を毎年訪問する。現状維持を目標とする。

5213 図書館活動の推進

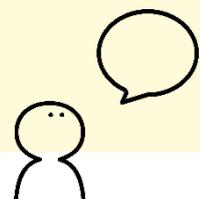
主な取組	概要・方向
①図書館資料の充実と利便性の向上	ア. 市民ニーズを踏まえながら、図書館資料の収集を進めます。また、インターネットによる予約等が大半を占める中、スマートフォンサイトを中心とする機能強化により蔵書検索や貸出予約の利便性の向上を図ります。
②市全域での読書環境の向上	ア. 市立図書館各館及び公民館図書室の効果的な運営とともに、予約や貸出延長など便利なインターネットサービスの普及に努め、市全域における読書環境の向上を図ります。 イ. 市立図書館の予約本を直接学校で受け取れる「学校★(ほし)ほんお届けサービス」を、市内の小・中・高等学校 11 校で実施します。
③学校図書館支援及び関係機関との連携	ア. 子どもの読書を促進するため、学校図書館を支援します。 イ. 幼児・児童・生徒等の読書支援、学習支援を図るため学校等配本事業を推進します。 ウ. 図書の有効活用を図るため、学校等公共機関以外の医療・社会福祉関係機関への本のリサイクル優先配布を行い、連携を強化します。

市民 1 人当たりの貸出数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方
	6.75 冊点	7.25 冊点	実績値から年間 0.1 冊増を目指す。

図書資料の受入数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方
	19,320 冊	19,890 冊	前年度実績値を維持する。

学校図書館図書標準達成率	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方
	72.7%(16 校)	100%(22 校)	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を満たす学校数に基づく目標設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 人生を豊かなものとしていくため、学び続ける意欲をもちつづけよう。
- 読書、講座、習い事、文化活動、旅行等の様々な機会を通じて学びを続けていこう。
- 学んだことや経験を、地域貢献に活かしていくことを心がけてみよう。

522 芸術・文化

[施策が目指す姿]

まちの豊かな歴史・文化の継承、
芸術・文化に触れる機会の充実が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①より多くの市民が芸術文化を鑑賞でき、気軽に楽しむことができる芸術文化事業に取り組む必要があります。鑑賞及び発表・展示の機会提供においては、感染症対策を徹底した上での開催方法などを検討する必要があります。
- ②歴史民俗資料館については、引き続き市民に歴史や文化に触れる機会の提供と活動の充実に取り組む必要があります。また、文化財に関して識見を有するスタッフの配置・育成が望まれます。
- ③施設の修繕等は優先順位を明確にして実施するなど、限られた予算を考慮して、施設の維持管理を効率的・効果的に行う必要があります。

[基本方針]

- 市民が優れた芸術に触れる機会を提供します。
- 創作活動の成果を発表・展示する機会を提供するとともに、文化団体への支援や指導者の育成に努めながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財を保護するため、定期的な巡視活動や情報提供に努めます。
- 文化活動を推進する文化センター施設の充実を図ります。
- 歴史や文化に対する意識の高揚を図るため、収蔵資料の充実と調査研究や教育普及に努めます。

[施策の体系]

522 芸術・文化	5221	芸術・文化活動の促進
	5222	文化財の保護と活用

【施策と主な取組の概要、目標指標】

5221 芸術・文化活動の促進

主な取組	概要・方向
①関連団体の支援・育成	ア. 文化芸術の振興を図るため、文化協会など文化団体の活動と指導者育成の取組に対する支援を行います。
②芸術鑑賞や文化活動への参加促進	ア. 市民の創作活動を発表・展示する場を確保するとともに、市民ニーズを把握しながら、優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めます。
③文化施設の充実	ア. 文化センターについては、文化活動の拠点施設として機能の充実を図り、市民に親しまれる施設運営を進めます。また、施設設備の老朽化対策を進めます。

芸術・文化イベントの開催回数

現況値

3回/年



目標値 (2026)

3回/年

目標の考え方

現在のイベントを毎年継続開催。

5222 文化財の保護と活用

主な取組	概要・方向
①文化財保護の推進	ア. 歴史民俗資料館を拠点として、文化財保護の取組と文化財学習を推進します。 イ. 文化財保護の意識醸成を図るため、広報紙などにより情報の発信を行います。
②歴史民俗資料館の充実	ア. 歴史民俗資料館の企画や展示の充実を図るとともに、資料等の収集・保管・調査・研究に努め、その成果を展示に活かします。

展示事業の開催回数
(企画展・収蔵品展等)

現況値

4回/年



目標値 (2026)

5回/年

目標の考え方

展示事業に積極的に取り組み、歴史民俗資料館の充実を図る。

【市民みんなでの取り組み例】



- 演劇、コンサート、展覧会等の文化芸術に触れる機会を持つ。
- 郷土の歴史や伝統文化について理解を深めよう。
- 地域での文化芸術活動や文化財保全活動の輪を広げよう。

523 スポーツ・レクリエーション

[施策が目指す姿]

豊かな資源・施設を活かし、
気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境が整っています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①生涯スポーツ社会の実現を目指し、運動施設などの環境整備、大会や教室の開催、団体への支援などを行い、さらなるスポーツ活動を推進する必要があります。施設の利用や大会・教室の開催に当たっては、感染症対策を周知・徹底し、状況に応じて対応を進める必要があります。
- ②各種のスポーツ施設や海浜などのまちの豊かなスポーツ・レクリエーション資源を活かして、地域の活力づくりにつながるスポーツ・レクリエーションの取組を進める必要があります。
- ③多くの施設で老朽化が進んでいることから、運動施設等長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修、更新を進めていく必要があります。
- ④指定管理者制度の活用により、市民のニーズに即した運動施設の効果的・効率的な管理運営を進める必要があります。

[基本方針]

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- いつでも気軽にスポーツを楽しむため、施設の整備充実と併せて効果的な管理・運用体制を図るとともに、学校体育施設の活用を図ります。
- 市民のスポーツ活動を推進するため、指導者や団体の育成を図るとともに、スポーツ情報の提供に努めます。
- スポーツをとおして、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。

[施策の体系]

523 スポーツ・レクリエーション	5231	生涯健康スポーツの振興
	5232	スポーツ・レクリエーションによるまちの活力づくりの推進

[施策と主な取組の概要、目標指標]

5231 生涯健康スポーツの振興

主な取組	概要・方向
①健康づくりスポーツの普及	ア. 関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方も心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる運動・スポーツ活動を促進します。

かみす防災アリーナ
利用人数

現況値

151,423 人



目標値 (2026)

166,453 人

目標の考え方

指定管理者からの事業提案書による目標設定。

5232 スポーツ・レクリエーションによるまちの活力づくりの推進

主な取組	概要・方向
①スポーツ・レクリエーション活動の活発化	ア. 地域スポーツクラブでの各種スポーツ教室やスポーツ少年団、民間によるスポーツプログラム、愛好サークルによるスポーツ活動など、様々な主体や機会によるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。
②関連団体への支援	ア. スポーツを愛好する個人や団体活動の振興を図るため、スポーツ協会や地域スポーツクラブなどをはじめ、各種スポーツ大会や教室を企画運営するスポーツ団体の活動を支援します。
③指導人材の確保・育成の促進	ア. 競技力の向上もしくは地域でのスポーツ振興に必要な指導者については、指導者育成研修会への参加支援などをおして、人材の確保と育成に努めます。
④スポーツ・レクリエーション関連施設の充実、活用促進	ア. 指定管理者制度の活用により、市民ニーズに即した効果的な施設利用を促進します。 イ. 市民が快適に安心して利活用できるよう、既存スポーツ施設の充実を図ります。老朽化施設については、神栖市運動施設等長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を進めます。 ウ. 防災アリーナをはじめとする主要なスポーツ施設については、市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントにも対応できるスポーツ活動拠点として機能の充実を図ります。 エ. 学校体育施設については、地域でのスポーツサークルなどの活動を促進するため、利用解放を進めます。

文化・スポーツ振興公社
運動施設 自主事業数

現況値

21 事業



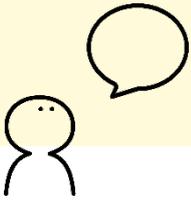
目標値 (2026)

21 事業

目標の考え方

指定管理者の事業計画による目標設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 日頃からスポーツや運動を楽しもう。楽しむ機会をつくろう。
- 子どもは体を使って遊び、外で遊ぼう。
- 豊かな自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーションの取り組みを進めよう。

大綱 6 地域づくり

基本目標 61 住民同士がつながりを深め、 安心感のある地域コミュニティをつくる

- 施策 611 市民協働・地域コミュニティ 144
- 施策 612 移住・定住・交流 147

基本目標 62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

- 施策 621 男女共同参画社会の推進 149
- 施策 622 多文化共生 152
- 施策 623 人権 154

611 市民協働・地域コミュニティ

[施策が目指す姿]

地域の課題解決に向けた市民、団体、行政等による協働の取組が進み、
地域コミュニティの活性化につながっています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応し、魅力と活力にあふれたまちづくりを展開していくためには、市民と行政がそれぞれの役割、責任を理解し、信頼関係を深めながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- ②地域コミュニティは、地域の環境美化・保全、防犯、防災、伝統行事の継承など、様々な面で地域での暮らしを支え合い、これを通じて地域の交流を生み出していますが、少子高齢化や核家族化など急速な社会情勢の変化が進み、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、以前にも増して地域コミュニティの希薄化が急速に進んでいる状況にあることから、地域コミュニティの衰退を食い止め、地域社会の活性化につながる支援が必要となっています。
- ③地域のコミュニティセンターについては、生涯学習の場としての機能を維持しながら、地域のまちづくり拠点としても機能するよう、施設の利便性や機能の向上、運営などについて検討する必要があります。

[基本方針]

- 市民と行政がパートナーとして、理解・尊重しながらそれぞれの能力を活かし、適切な役割分担のもとに協力し合う「市民協働のまちづくり」を一層進めます。
- 市民団体のネットワークの仕組みづくりを進めるとともに、関係機関などと連携して、市民活動団体やボランティア団体を包括的に支援できる体制を構築していきます。
- 専門知識を持つ、地域に埋もれている人材を発掘し、支え合うまちづくりを進めます。
- 新たなコミュニティづくりに向けて、中学校区を基本単位とする地域コミュニティ協議会の設立及び運営支援を行います。

- 協働のまちづくり推進基金を活用して、地区や地域コミュニティ協議会などに対し、財政的な支援を行います。
- コミュニティ施設の利便性向上に努めます。

【施策の体系】

611 市民協働・地域コミュニティ	6111	市民活動の促進
	6112	コミュニティ活動の育成
	6113	コミュニティ施設の利便性向上

【施策と主な取組の概要、目標指標】

6111 市民活動の促進

主な取組	概要・方向
①市民と行政の協働のまちづくりの推進	ア. 市民、行政双方が、協働についての共通の認識を持ちながら、地域課題の解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。 イ. 市民懇談会などのまちづくりに関する対話の場づくりやメールによる提案の提出など、市民の提案機会の充実を図ります。
②市民活動に対する支援の充実	ア. 地域コミュニティや協働まちづくりの意識醸成につながる市民主体の取組や活動団体に対して支援を進めます。 イ. 市民活動団体間の交流や情報共有、連携を促進しながら、有効な支援策について検討を進めます。

地域のコミュニティ醸成事業

現況値

30 件/年



目標値 (2026)

34 件/年

目標の考え方

市民協働事業推進により、年間1件程度増を目指す。

6112 コミュニティ活動の育成

主な取組	概要・方向
①コミュニティ活動への参加促進	ア. 転入・転居者の自治会への加入を促進するとともに、地域ポイントカード事業の活用などにより、住民の自治会活動への参加を高める取組を進めます。
②コミュニティ活動への支援の充実	ア. 住民主体のコミュニティ活動に対する財政的な支援を進めます。 イ. 地域住民によるコミュニティ活動への組織的・継続的な支援を図るため、概ね小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会の設立を促進します。
③コミュニティセンターの充実	ア. 周辺の公共施設の設置・利用状況なども踏まえながら、地域特性に応じたコミュニティセンターの機能強化と効率的な施設運営を推進します。
④地区集会所の整備支援	ア. 市民の身近なコミュニティ活動の場となる地区集会所の整備を支援します。

協働のまちづくり意識醸成事業

現況値

3 件



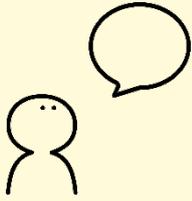
目標値 (2026)

4 件

目標の考え方

市民協働事業推進により、現状維持または1件程度増を目指す。

【市民みんなでの取り組み例】



- ご近所とのあいさつ、声かけ等を心がけよう。
- 地域活動に積極的に参加してみよう。(防犯、防災、環境美化、文化スポーツ等)
- 自分が住んでいる地域の魅力や課題に関心を持とう。
- 祭事、スポーツ等の地域行事への参加を幅広く呼びかけよう。
- 多くの人に参加しやすく、参加したくなるよう心がけよう。
- 地域住民が交流し親睦を深める機会をつくろう。
- 地域の課題の解決に向けて、多くの人に参加してもらえるよう工夫しよう。

612 移住・定住・交流

[施策が目指す姿]

まちの魅力が広くアピールされ、
移住・交流を促進する環境整備が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①本市の定住人口については、既に生産年齢人口は減少傾向となっており、総人口も近い将来に減少に転じ、少子高齢化の傾向は一層強まることが予想されており、人口減少の抑制と人口構成の変化に対応したまちづくりを推進していくことが課題となっています。
- ②豊かな施設、穏やかな気候風土を活かしたスポーツツーリズムを中心とした観光交流人口は年間約 60 万人以上であり、この大きな来訪者の流れを捉えながら、様々な機会と魅力を活かして来訪者との交流・関係を深め、来訪、再来訪、短期滞在、長期滞在といった段階を踏みながら、将来的には定住（移住）につなげていく取組を実施することが重要です。
- ③地域の人口維持・増加による地域の活性化につなげ、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代である若年層の移住定住を促進する必要があります。
- ④息栖神社や神之池緑地については周辺も含めて、来訪者や市民が集い、憩い、交流ができる魅力発信の拠点として整備を図る必要があります。

[基本方針]

- 若年世帯への住宅取得支援や、UIJ ターンの促進などにより、移住・定住促進のための環境を整備します。
- にぎわいを創出し、明るいまちづくりを目指すための施策を実施します。

[施策の体系]

612 移住・定住・交流	6121	移住・定住促進のための環境整備
	6122	交流・関係活動の活性化

【施策と主な取組の概要、目標指標】

6121 移住・定住促進のための環境整備

主な取組	概要・方向
①移住先としての魅力づくりの推進	ア. 買物利便性の向上や子育て支援の充実など、市内外の若者世代が移住先・定住先として魅力を感じるまちづくりを推進します。 イ. 市外の若者世代に移住先候補として意識してもらえるよう、移住者の視点からの市の魅力の情報発信やにぎわい創出に取り組みます。
②若者への住宅取得支援	ア. 子どもや高齢者などが同居する若年者の住宅取得補助制度を継続し、子育て世代など若年層の移住・定住の促進を図ります。

かみす子育て住まい給付金を利用した住宅取得件数

現況値

277 件



目標値 (2026)

280 件

目標の考え方

生産年齢人口の減少傾向を踏まえつつ、同水準を保持する。

6122 交流・関係活動の活性化

主な取組	概要・方向
①関係人口増加に向けた取組の促進	ア. 様々な来訪者との積極的な交流を促進し、市や地域の魅力に触れ、関わりを深めてもらいながら、繰り返しの来訪や一時滞在、さらには移住・定住へと段階に発展していく取組を進めます。 イ. 波崎東部地域などの豊かな地域資源を活かし、その魅力を高めながら様々な交流、人のつながりを生み出す取組を推進します。
②交流拠点整備の推進	ア. 息栖神社周辺や神之池緑地を市内外の人々が集い交流を深める交流拠点と位置づけ、魅力と機能を高める施設や環境の整備を推進します。

観光入込客数

現況値

305,000 人



目標値 (2026)

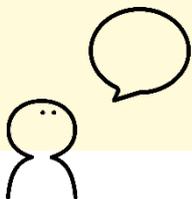
350,000 人

目標の考え方

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前の入込客数への回復を目指す。

※324 観光にも同一指標

【市民みんなでの取り組み例】



- 地域内での祭りやスポーツイベント等の交流の機会に積極的に参加しよう。
- 移住者を温かく迎え入れる地域の雰囲気づくりに努めよう。
- 地域において、多くの人に参加しやすい交流の機会をつくっていこう。

621 男女共同参画社会の推進

[施策が目指す姿]

性別に関わりなく、市民一人ひとりが個性や能力を
発揮しやすい地域社会が形成されています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①人口減少・少子高齢化が進展する中、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりがその多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠です。女性が社会の様々な分野で活躍できるよう、女性の参画拡大を推進することが重要です。
- ②引き続き、男女共同参画情報誌の発行やセミナーの開催による意識啓発、男女共同参画推進事業者の表彰などの取組を進め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図っていく必要があります。
- ③市政等への女性の参画を促進するため、女性人材の情報の収集・整理と共有・活用、また候補人材の育成について検討を進める必要があります。

[基本方針]

- 男女がともに自由な生き方を選択できる男女平等の意識を広めるため、男女共同参画計画や男女共同参画推進条例に基づき、市民や事業者、行政が一体となって、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 基本的人権を尊重する精神を育てながら実践力の育成を目標に、男女平等、男女の相互理解・尊重・協力などについて様々な教育活動を展開します。

[施策の体系]

621 男女共同参画社会の推進	6211	ワークライフバランスの推進
	6212	女性活躍推進
	6213	誰もが安心して暮らせる社会への取り組み

【施策と主な取組の概要、目標指標】

6211 ワークライフバランスの推進

主な取組	概要・方向
①意識啓発	ア. あらゆる人に向けて、ワークライフバランスに関する総合的な情報の発信を進め、ワークライフバランスの意義や重要性の認識を促進します。 イ. 家族を構成する男女が相互に協力し、家庭生活と他の活動との両立を目指すというワークライフバランスの意識の醸成を、家庭や事業所などに対して図ります。
②事業者、団体への働きかけ	ア. ワークライフバランスの推進に向けて、事業者や団体への働きかけを進めます。

ありがとう day の実施回数

現況値

1 回/年



目標値 (2026)

1 回/年

目標の考え方

思いやりを持って家族に感謝する日「ありがとう day」を設置し、庁内におけるワークライフバランスの啓発および意識醸成に努める。

6212 女性活躍推進

主な取組	概要・方向
①行政計画検討過程への参画の促進	ア. 政策形成や方針決定の場への女性の参画を促進します。
②人材の発掘・育成	ア. 女性の活躍機会を増やしていくため、様々な分野で活動している女性人材の情報を収集・整理し、男女共同人材バンク制度として整備を図ります。活躍を期待する人材の発掘と人材の育成につなげていきます。 イ. 地元企業などと連携し、理系分野に対する女性の理解を促進します。

審議会等の女性委員の参画割合

現況値

40%



目標値 (2026)

41%

目標の考え方

神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。

6213 誰もが安心して暮らせる社会への取り組み

主な取組	概要・方向
①暴力のない人権尊重	ア. 基本的人権や互いの性に対する理解を深め、人権を侵害する様々な暴力を根絶するための意識啓発を進めます。
②性差に配慮した生活環境づくりの促進	ア. 性差に配慮した生活環境づくりを促進します。

女性総合相談窓口の相談開催回数

現況値

52 回/年



目標値 (2026)

82 回/年

目標の考え方

神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。

デートDV防止出前講座の開催

現況値

2 回/年



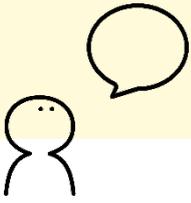
目標値 (2026)

4 回/年

目標の考え方

神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。

【市民みんなでの取り組み例】



- 家族が互いに協力して、子育て、家事、介護などに取り組んでいけるようにしよう。
- 地域で女性が活躍しやすい環境づくりを進めよう。

622 多文化共生

[施策が目指す姿]

多くの市民に、文化等互いの違いを理解し、
多様な価値観を認め、協力し合う意識が浸透しています。
また、言語の違いによる情報格差も縮小し、
誰も置き去りにしない体制づくりが進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①地域においても今後いっそうのグローバル化が進むことが予想される中、国籍や文化の異なる人々が、互いに文化的差を認め合い、尊重しながら地域社会の構成員として暮らしていける、多文化共生の考え方に基づく地域づくりを進めていくことが必要です。
- ②国籍や文化の異なる人々同士のコミュニケーションの機会を増やすため、やさしい日本語の普及および相互理解のための各種交流の取組を、市民との協働により進める必要があります。
- ③言語の障壁なく行政情報にアクセスしやすい仕組みや情報共有できる場の形成が必要です。

[基本方針]

- 国籍や文化の異なる市民間の相互理解を促進する環境づくりを推進します。
- 姉妹都市及び友好都市との交流を通じて、多様性を理解し協力し合える人材の育成を図ります。
- 国籍や文化の違いを越えて、市民誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

[施策の体系]

622 多文化共生	6221	多文化共生意識の醸成
	6222	日本語を母語としない方への情報提供の充実

【施策と主な取組の概要、目標指標】

6221 多文化共生意識の醸成

主な取組	概要・方向
①多文化共生意識の醸成	ア. 様々な交流の機会を持ちながら、多文化共生の意識の醸成と異なる文化に対する理解の促進を図ります。
②多文化交流機会の充実	ア. 国籍や文化の違いを越えた市民間のコミュニケーションを図る場を創造するため、市国際交流協会と協力して各種文化交流事業を実施します。

交流事業数

現況値

5 事業/年



目標値 (2026)

6 事業/年

目標の考え方

現行 5 事業の継続実施及び 1 事業増を目標とする。

6222 日本語を母語としない方への情報提供の充実

主な取組	概要・方向
①日本語を母語としない方への情報提供の充実	ア. やさしい日本語を含む多言語表記やピクトグラム表示を用いた案内板、パンフレットの作成など、市に在住、来訪する日本語に不慣れな方に情報が伝わりやすい表記や表示を進めます。 イ. やさしい日本語講座などを通して、やさしい日本語の普及に努めます。
②日本語に不慣れな方に対する語学支援	ア. 日本語に不慣れな方が地域社会に積極的に参加できるよう、日本語習得の機会を提供します。

日本語ひろばの開催拠点数

現況値

4 拠点



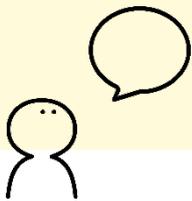
目標値 (2026)

6 拠点

目標の考え方

現行 4 拠点（開催場所）での継続開催及び 2 拠点増を目標とする。

【市民みんなでの取り組み例】



- 国籍や文化の異なる人々同士のコミュニケーション・交流に努めていこう。
- 日本を含めた様々な国の歴史や文化の理解を深めていこう。
- 差別や偏見のない地域社会づくりの意識をもとう。

623 人権

[施策が目指す姿]

市民の人権尊重の意識が高まっています。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①引き続き小・中学生が人権意識・人権感覚を培うための学校教育活動を通じた人権教育の実施や、地域交流の機会など活かした市民への啓発活動を進める必要があります。
- ②人権相談窓口の開設と周知、電話等による相談機会の充実など、引き続き相談体制の充実に努めていく必要があります。

[基本方針]

- 市民に対する啓発活動を推進し、学校や家庭、地域社会における人権意識・人権感覚の高揚を図ります。
- 人権教育を推進するため、県や関係機関、市民団体などとの連携を図ります。
- 幼児、児童、生徒の人権感覚を育むため、学習活動づくりや人間関係づくり、環境づくりが一体となった学校人権教育を推進します。

[施策の体系]

623 人権	6231	人権が尊重される社会の推進
	6232	人権相談体制の充実

[施策と主な取組の概要、目標指標]

6231 人権が尊重される社会の推進

主な取組	概要・方向
①人権意識の向上と人権教育の推進	ア. 広報紙やホームページへの掲載、人権講座の開催などをおして、市民の人権意識の向上を図ります。

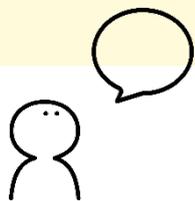
主な取組	概要・方向
	イ. 学校での学習活動を通じ、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進を図ります。

市内各学校等での人権教室の開催回数	現況値	目標値 (2026)	目標の考え方 学校行事等と調整をし、月1回程度のペースで開催を目指す。
	9回/年	12回/年	

6232 人権相談体制の充実

主な取組	概要・方向
①人権相談体制の充実	ア. 専門性の高い相談員の確保や関係機関との連携強化により、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

【市民みんなでの取り組み例】



- 差別や偏見のない地域社会づくりの取り組みを進めよう。

大綱 7 自治体運営

基本目標 71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

施策 711 広報・広聴	157
施策 712 行政運営	159
施策 713 財政運営	162
施策 714 公共施設等管理	165
施策 715 広域行政	167

【施策】

711 広報・広聴

【施策が目指す姿】

市の行政情報や魅力が広く積極的かつ効果的に市内外に広く発信され、
まちへの関心を持つ人が増えています。
市民の意見・要望が市政に反映され、市民本意の市政が行われています。

【SDGs ゴールとの関係】



【現況・課題】

- ①スマートフォンで情報を取得することが多い若者から紙媒体に頼ることが多い高齢者まで、各世代の状況を考慮した上で、行政情報を提供することができるよう、広報紙、ホームページ、メールマガジン、Twitter など、様々な媒体を活用して広報活動を展開する必要があります。また、行政情報の効果的発信として、行政サービスを対象者が受動的に利用できるプッシュ型行政サービスが求められています。
- ②市民本位の市政を推進するため、積極的に市民と懇談し、幅広く市民の意見を聞くことが重要です。広聴の場に幅広い層への参加を促すとともに、効果的な方法での意見把握に努める必要があります。
- ③自治体間競争が激化していく中、市内外に向けて市のイメージや魅力を戦略的に発信していくことが重要です。全庁的に能動的な情報発信を進める必要があります。

【基本方針】

- 「広報かみす」やホームページにおいて行政情報を市民目線でわかりやすく提供することに努め、SNS を活用した様々な市の施策や魅力を戦略的に市内外に発信します。
- 懇談会や市長へのたよりなど、様々な方法で市民の意見・要望を把握し、可能な限りまちづくりに反映させます。

【施策の体系】

711 広報・広聴	7111	広報・広聴活動の充実
	7112	シティプロモーションの推進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

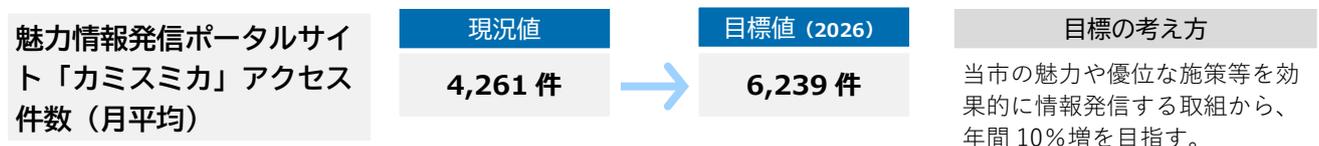
7111 広報・広聴活動の充実

主な取組	概要・方向
①広報の充実	ア. 広報紙やホームページ、メールマガジン、ツイッターなど多様な情報媒体の特性を活かして、行政情報の提供・共有を推進します。なお、各課における SNS の活用にあたっては、ソーシャルメディア利用規程（2019年4月発行）に沿って安全に運用します。
②広聴の充実	ア. 各地区や各種団体との懇談会の一層の推進を図り、市民の生の声を直接聞く場の充実に努めます。 イ. 市民や地区（行政区）からの要望・意見などは、可能な限りまちづくりに反映させるとともに、その経過や結果は市民に公開します。

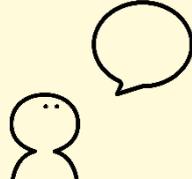


7112 シティプロモーションの推進

主な取組	概要・方向
①シティプロモーションの推進	ア. 様々な媒体を活用して、市のイメージや魅力を効果的に PR するシティプロモーションの推進を図ります。市の知名度・認知度の向上や、シビックプライドの醸成を図り、定住や交流人口の増加につなげていきます。



【市民みんなでの取り組み例】



- 市の広報やホームページ等で行政が発信する情報に関心を持つ。
- 暮らしている地域のことをもっと知ってみよう。
- 自分でもまちの魅力を発信してみよう。
- 自分の意見を市政へ届けよう。

712 行政運営

[施策が目指す姿]

多様化する市民ニーズ等に対応しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供できる効果的・効率的な行政運営が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①令和2年度に策定した「行政経営計画」に基づき、それまで行財政改革で取り組んできた効率化の推進とともに、質の高い市民サービスの提供と市の持続的な発展を目指して、市の持てる能力を最大限発揮できる効果的・効率的な行政運営に取り組む必要があります。
- ②複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握し、事業計画や予算編成、組織構築に反映させた行財政運営を進める必要があります。
- ③防災対応やコロナウイルス感染症対策など、行政ニーズの拡大が今後も見込まれる中、持続的な行政経営のために、職員数の適正管理を進める必要があります。また、今後さらに高度化・専門性が増す事務事業の遂行において、専門知識・専門技術を有した職員の育成が必要となります。
- ④指定管理者制度の活用など、市民サービス向上と業務効率化に向けて、効果的に民間力の活用を図る必要があります。
- ⑤国の「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化を進める必要があります。合わせて、デジタル技術やサービスを利用できる市民と利用できない市民とで生じる様々な格差（デジタルデバイド）を解消するよう、対策を講じる必要があります。

[基本方針]

- 効果的・効率的な行政運営を目指し、必要に応じた行政組織の見直しを行い、職員数の適正化を図るとともに、職員個々の能力が発揮できるよう適材適所の人材活用に努めます。
- 多様化する市民ニーズに対応できる行政サービスを提供し、利便性とサービス向上を目指すため、庁内の協力体制づくりや職員研修を実施します。
- デジタル技術やデータ等の更なる活用により、市民サービスの提供手法や事務手法を見直す「行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を推進し、デジタル化による市民の利便性向上と行政運営の効率化を目指します。

- 個人情報データなどの行政情報に関しては、万全なセキュリティ対策を施すなど適正な管理を行います。
- 働き方改革を推進し、時間外勤務の縮減や年次休暇などの取得促進などを実施するなど、ワークライフバランスの実現を図ります。

【施策の体系】

712 行政運営	7121	行政サービスの向上
	7122	人材の育成と組織力の向上
	7123	行政のデジタル化の推進
	7124	公文書の適正管理
	7125	効果的・効率的な行政経営の推進

【施策と主な取組の概要、目標指標】

7121 行政サービスの向上

主な取組	概要・方向
①効率的な行政経営の推進	ア. 多様化する市民ニーズに対応した行政経営を行うため、各分野が連携を図りながら、効果的かつ効率的に施策を推進します。 イ. 総合計画に基づく実施計画を作成することにより、施策や事業の達成目標等を設定し、その達成度を評価しながら、効率的でムダのない施策事業の遂行、行政運営を目指します。
②市民サービスの向上	ア. 本庁や総合支所の総合窓口をはじめとする窓口業務の向上により、市民サービスの一層の充実を図ります。 イ. 市民の困りごとを早期に解決できるよう、総合案内窓口である「困りごとサポート室」を通じて、担当部署や適切な相談機関と連携を図ります。
③民間活力活用の促進	ア. 多様化する市民ニーズに対し、より良いサービスを提供するため、指定管理者制度など民間活力の効果的な活用を推進します。

7122 人材の育成と組織力の向上

主な取組	概要・方向
①人材の有効活用と資質向上	ア. 職員個々の能力に合った適材適所の人材活用を図るため、将来の職員構成のあり方を検討し、職員の適正配置を進めます。 イ. 職員の研修体系については、自己啓発や自主研修、各所属における実務研修などを促進し、地方分権の進展に対応できる職員の資質の向上、市民ニーズに的確に対応する政策形成能力の向上を図ります。
②時代に適合した組織づくり	ア. 行政環境の変化や新たな行政課題に対応するため、適宜見直しを図りながら、効果的・効率的な行政運営のための組織づくりを推進します。 イ. 職員数については、新たな行政課題に対応するための事務事業の状況や、公務員制度改革の状況などを踏まえて、適正な職員数の管理を進めます。

7123 行政のデジタル化の推進

主な取組	概要・方向
①行政の情報化の推進	<p>ア. 住民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、国の方針等を踏まえながら、当市が今後取り組んでいくべきデジタル化に関する施策をまとめた神栖市DX推進計画を定め、自治体情報システムの標準化や、行政手続きのオンライン化等の取組を推進します。</p> <p>イ. 行政の情報化の推進にあたり、デジタル機器に不慣れな人でもデジタル化の恩恵を受けることができるよう、デジタルデバイドの是正を図るための取組を進めます。</p> <p>ウ. 個人情報を取り扱う住民情報システムやその他の業務システムについては、情報セキュリティ向上のための対策を進め、安全で信頼性の高い運用を図ります。</p>
②行政の透明性・信頼性の向上	<p>ア. 情報公開制度に基づき、市政に関する情報の提供を一層充実させるとともに、個人情報を取り扱う職員などの意識の高揚やセキュリティの強化を図ることで、適正な情報管理を推進します。</p>

オンライン申請可能手続数

現況値

38 手続き



目標値 (2026)

48 手続き

目標の考え方

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(デジタル庁)が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に基づく目標設定。

7124 公文書の適正管理

主な取組	概要・方向
①公文書の適正管理	<p>ア. 文書の收受や回覧、起案から廃棄に至るまでのサイクル全般を文書管理システムで一元管理し、その保有する文書の適正な管理に努めます。</p> <p>イ. 文書管理システムの操作性を高め、利便性の向上に努めます。</p>

7125 効果的・効率的な行政経営の推進

主な取組	概要・方向
①行政経営適正化の推進	<p>ア. 行政経営計画に基づき、市の持つ行政資源を最大限に有効活用しながら市民満足度を更に高める取組を全庁的に推進します。</p> <p>イ. 職員提案制度を推進し、職員の課題認識や改善アイデアを行政運営や行政事務の改善に反映します。</p>

【市民みんなでの取り組み例】



- 市の行財政状況に関心を持つ。
- 市民と行政が役割と責任を担い合う意識を高めよう。



713 財政運営

[施策が目指す姿]

社会経済の変化に柔軟に対応しながら、税収・財源の確保を図り、健全で安定的な財政運営が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①財政力は、県内の市町村の中でも高い水準を維持していますが、人口減少、少子高齢化が本格化し、社会経済情勢が不透明である中、健全な財政運営を一層推進していくことが必要です。
- ②健全な財政運営のため、自主財源の確保を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進める必要があります。また、国・県補助金や地方債などの有効活用に努める必要があります。
- ③経常経費の抑制に努めながら、時代のニーズに応じた事務事業の見直しや重要施策への優先的な配分など、「選択と集中」を進める必要があります。
- ④市民が市の財政状況を正しく認識できるよう、行財政運営に係る情報を分かりやすく発信し周知に努める必要があります。

[基本方針]

- 歳入においては、健全な財政運営を行うため、自主財源はもとより国・県の補助制度等を積極的に活用するなど、財源確保を図ります。
- 歳出においては、市単独の補助制度や扶助費などの見直しを図り、コスト意識を持って、適切な事業選択や創意工夫により、経常経費の節減に努めます。
- 固定資産評価においては、路線価導入のさらなる推進、状況類似地区の分割統合など、より一層適正で均衡のとれた評価業務の実施に取り組み、安定した財源の確保に努めます。
- 市税等納付率向上マスタープランに基づく各種対策や特別徴収義務者の拡充などにより、市税などの収納率向上を目指します。
- 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進します。

[施策の体系]

713 財政運営	7131	計画的な財政運営
	7132	財源の確保

[施策と主な取組の概要、目標指標]

7131 計画的な財政運営

主な取組	概要・方向
①財政運営の適正化	<p>ア. 事務の効率化と事務事業の見直しを図り、経常経費の節減や抑制に努めます。</p> <p>イ. 建設事業については、事案ごとに最適な事業手法を検討し、施設整備や維持管理の費用の縮減に努めます。</p> <p>ウ. 補助金については、その必要性について十分精査し、極力抑制するように努めます。継続の補助金についても、その目的に照らして整理・合理化を進めます。</p> <p>エ. 財務4表を作成し、市ホームページや広報紙で公表を行います。資産の状況、資産と負債の比率、負債の状況、行政コストの状況、受益者負担の状況の5つのポイントについて分析を行います。</p> <p>オ. 総合計画の位置付けに基づく事業実施を基本として、計画的な財政支出を推進します。</p>

7132 財源の確保

主な取組	概要・方向
①財源の確保	<p>ア. 固定資産評価については、賦課業務の効率化を図るとともに、納税者への説明責任に留意して取組を進めます。近隣市町村との連携・情報共有により、評価の均衡化を図り、公平・公正な賦課に努めます。</p> <p>イ. 今後の財政需要に備えるため、計画的に基金への積立を行います。</p> <p>ウ. 手数料・使用料については、受益者負担の観点から、コストを踏まえた上で適正化を図ります。</p> <p>エ. 地方債については、借入額と償還額のバランスを考慮し、充当事業の選別を行い、適正で効果的な活用を進めます。</p> <p>オ. 国・県補助事業については、目的に応じて積極的な活用を図ります。</p>
②税収率の向上	<p>ア. 税負担の公平性や自主税財源の確保のため、市税等対策本部を中心とした収納体制を強化し、「市税等納付率向上マスタープラン」に基づく様々な滞納対策を講じることで、着実な収納率向上を目指します。</p> <p>イ. 市税などの納付方法については、口座振替を促進するとともに、eLTAXのほかコンビニエンスストアやスマートフォンアプリによる納税など、多様な納付機会を確保します。</p>
③ふるさと納税の活用	<p>ア. ふるさと納税の寄付金を活用し、医療や福祉の充実、安全安心なまちづくり、産業の振興などを推進します。</p> <p>イ. 新規返礼品の開拓、ポータルサイトの充実など、ふるさと納税制度の活用拡大に向けた取組を進めます。</p>

市民税の収納率	現況値 97.0%	→	目標値 (2026) 97.5%	目標の考え方 県内中位の収納率を県内平均値まで改善する。
固定資産税の収納率	現況値 98.6%	→	目標値 (2026) 99.1%	目標の考え方 県内上位の収納率のさらなる向上を目指す。
その他の税の収納率	現況値 99.2%	→	目標値 (2026) 99.45%	目標の考え方 県内上位の収納率のさらなる向上を目指す。

[市民みんなでの取り組み例]



- 市の行財政状況に関心を持つ。
- 税金や公共料金は、期日までに納付するようにしよう。



[施策]

714 公共施設等管理

[施策が目指す姿]

将来的な施設需要を見極めながら、
公共施設の適正な管理・活用が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①公共施設等の持続的な維持管理を図るため、更新等費用の縮減と平準化を考慮し、施設等の安全性と機能性を確保しながら長寿命化対策に取り組む必要があります。
- ②公共施設等の将来更新等費用の抑制を図りながら、今後の人口構造の変化等に伴う市民ニーズの変化にも対応する質の高い公共サービスの提供を維持していく必要があります。また ICT 等の新たな技術を活用し、効率化・省力化を進める必要があります。

[基本方針]

- 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、適正管理による計画的な整備・更新や長寿命化による負担の抑制に努めます。

[施策の体系]

714 公共施設等管理	7141	公共施設等の総合的な管理の推進
	7142	市有財産の利活用

[施策と主な取組の概要、目標指標]

7141 公共施設等の総合的な管理の推進

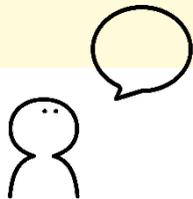
主な取組	概要・方向
①計画的な更新、維持管理の推進、将来更新等費用の抑制	ア. 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正管理及び長寿命化、適正配置及び有効活用、最適化などを図ることによって将来更新等費用の抑制に努めます。

7142 市有財産の利活用

主な取組	概要・方向
①未利用地、跡地の有効活用の促進	ア. 自主財源を確保するため、利用目的のない市有地の売却を促進します。 イ. 公有財産データの一元管理や異動更新等の処理を効率よく行うため、公有財産管理システムの整備を進めます。



【市民みんなでの取り組み例】



- 地域の公共施設を有効に利用していこう。

715 広域行政

[施策が目指す姿]

周辺市町との連携により、
広域でのまちづくりや市民サービス向上の取組が進んでいます。

[SDGs ゴールとの関係]



[現況・課題]

- ①近隣市と一部事務組合を設置して、廃棄物処理事務や消防事務などの事務事業の共同処理を進めており、引き続きその連携体制を継続していきます。
- ②事務の効率化や住民サービスの向上につながる事務事業の共同処理、公益施設等の相互利用、観光振興の広域連携などについて、相互に情報を交換しながら取り組む必要があります。

[基本方針]

- 広域的な共同事務を円滑にするため、一部事務組合については、新たな連携交流事務の創出と分担金の適正化を図るなど、広域事務事業全般の効率化を促進します。
- 国や県と連携しながら、広域的な行政機能の誘致を図るとともに、県境を越えた広域行政の推進について検討します。

[施策の体系]

715 広域行政	7151	広域連携事業の推進
	7152	広域的な住民サービスの充実

[施策と主な取組の概要、目標指標]

7151 広域連携事業の推進

主な取組	概要・方向
①一部事務組合の効率化の促進	ア. 一部事務組合については、構成自治体と連携し、さらなる事務事業の拡大や効率化、分担金の見直しなどについて検討を進めます。

主な取組	概要・方向
②新たな広域連携行政の調査研究	ア. 国や県と連携しながら、広域的な行政機能の誘致を図るとともに、県境をまたぐ広域行政の推進について検討します。

職員共同研修の開催回数

現況値

10回/年



目標値(2026)

10回/年

目標の考え方

職員共同研修の開催回数維持を目指す。

7152 広域的な住民サービスの充実

主な取組	概要・方向
①各種施設の相互利用の推進	ア. 広域圏での住民サービスの向上のため、スポーツ、文化などの市民利用施設の他市町間での相互利用を進めます。

【市民みんなでの取り組み例】



- 周辺市町で共に一緒になって、まちづくりの取組を進めていこう。

第3章 各分野の計画等

総合計画（基本計画）の施策を具体的に推進していくために、各分野において定められている個別計画等の主なものは以下のとおりです。

個別計画名称	計画期間
1. 医療・健康福祉	
神栖市地域医療体制検討委員会「議論のまとめ」	2020(R2)～終期なし
神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）	2020(R2)～2024(R6)年度
第3次健康かみす21プラン	2022(R4)～2026(R8)年度
神栖市国民健康保険第2期データヘルス計画 及び第3期特定健康診査等実施計画	2018(H30)～2023(R5)年度
第1期神栖市いのちを支える計画	2020(R2)～2024(R6)年度
神栖市地域福祉計画（第3期）	2018(H30)～2022(R4)年度
神栖市社協第五次地域福祉計画ふれ愛プラン2020	2020(R2)～2024(R6)年度
神栖市障がい者プラン	2021(R3)～2023(R5)年度
神栖市障害者活躍推進計画	2020(R2)～2023(R5)年度
神栖市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	2021(R3)～2023(R5)年度
2. 生活環境	
神栖市地域防災計画	2018(H30)～終期なし
神栖市津波防災地域づくり推進計画	2021(R3)～終期なし
神栖市津波避難施設整備基本計画	計画期間の設定なし
神栖市国土強靱化地域計画	2021(R3)～2026(R8)年度
神栖市墓地整備基本計画	2021(R3)～2023(R5)年度
神栖市環境基本計画	2019(R1)～2028(R10)年度
神栖市環境保全率先実行計画 （神栖市地球温暖化対策実行計画）（第三次）	2019(R1)～2023(R5)年度
神栖市水素エネルギー利活用戦略	2017(H29)～2040(R22)年度
神栖市一般廃棄物処理基本計画	2021(R3)～2035(R17)年度
神栖市第9期分別収集計画	2020(R2)～2024(R6)年度
神栖市第10期分別収集計画	2023(R5)～2027(R9)年度
3. 産業	
神栖市農業振興地域整備計画	計画期間の設定なし
まちのにぎわいづくりプラン	2021(R3)～2025(R7)年度
4. 都市基盤	
神栖市都市計画マスタープラン	2019(R1)～2039(R21)年度
神栖市立地適正化計画	2022(R4)～2042(R24)年
神栖市建築物耐震改修促進計画	2009(H21)～2022(R4)年度

個別計画名称	計画期間
神栖市公営住宅等長寿命化計画	2020(R2)～2029(R11)年度
波崎東部市営住宅建替基本構想	2021(R3)～2024(R6)年度
神栖市地域公共交通計画	2021(R3)～2025(R7)年度
神栖市自転車活用推進計画	2020(R2)～2029(R11)年度
神栖市空家等対策計画（第2期）	2021(R3)～2026(R8)年度
神栖市橋梁長寿命化修繕計画	計画期間の設定なし
神栖市公園施設長寿命化計画	2017(H29)～2026(R8)年度
神栖市公共サインガイドライン・デザインマニュアル	計画期間の設定なし
神栖市水道ビジョン 2018-2027	2018(H30)～2027(R9)年度
神栖市水道事業経営戦略の改定 2021-2027	2021(R3)～2027(R9)年度
神栖市水道事業水道施設更新計画	2019(R1)～2078(R60)年度
神栖市下水道事業計画	2018(H30)～2024(R6)年度
神栖市下水道事業経営戦略	2021(R3)～2030(R12)年度
神栖市下水道事業アクションプラン	2016(H28)～2025(R7)年度
5. 教育文化	
第3期神栖市教育振興基本計画	2023(R5)～2026 (R8)年度
神栖市学校適正規模適正配置基本計画（改訂版）	2016(H28)～2025(R7)年度
神栖市学校施設等長寿命化計画	2020(R2)～2059(R41)年度
神栖市子ども読書活動推進計画（第三次）	2021(R3)～2025(R7)年度
神栖市第2次生涯学習推進計画	2021(R3)～2030(R12)年度
第2期神栖市スポーツ振興基本計画	2020(R2)～2029(R11)年度
6. 地域づくり	
息栖神社周辺整備基本計画	2024(R6)～2026(R8)年度
神之池緑地整備基本計画	2022(R4)～2028(R10)年度
第2次神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）	2018(H30)～2027(R9)年度
神栖市特定事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進）	2022(R4)～2027(R9)年度
第二次神栖市国際化推進計画	2018(H30)～2023(R5)年度
7. 自治体運営	
神栖市行政経営計画	2021(R3)～2023(R5)年度
神栖市公共施設等総合管理計画	2022(R4)～2061(R43)年度
神栖市 PFI 導入基本方針	計画期間の設定なし

資料編

-
1. 第3次施策とSDGsゴールとの相関
 2. 第3次施策と設定指標一覧
 3. 各種市民等意向の概要

1. 第3次施策とSDGsゴールとの相関

分野	施策	SDGsゴール																	
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	
1 健康・福祉	111 医療			●	●							●						●	111
	121 子ども・子育て支援	●		●	●	●				●							●	●	121
	131 保健			●														●	131
	132 社会保障			●														●	132
	133 地域福祉	●		●								●						●	133
	134 障がい者福祉			●					●		●	●						●	134
	135 高齢者福祉			●								●					●	●	135
2 生活環境	211 防災・危機管理				●						●		●					●	211
	212 消防・救急活動の推進										●							●	212
	213 防犯										●						●	●	213
	214 交通安全				●						●							●	214
	215 消費者行政				●							●						●	215
	216 墓地・火葬場											●							216
	221 環境保全・公害防止						●	●				●	●	●	●	●		●	221
	222 廃棄物対策						●					●	●		●	●		●	222
3 産業	311 企業誘致							●	●			●						●	311
	312 雇用・労働環境				●			●										●	312
	321 農業		●					●	●							●		●	321
	322 水産業							●	●						●			●	322
	323 商工業							●	●									●	323
	324 観光							●	●									●	324
4 都市基盤	411 拠点・市街地整備								●		●							●	411
	412 公共交通			●					●		●		●					●	412
	413 空き家対策										●							●	413
	414 地籍調査								●	●	●		●			●			414
	421 道路・河川								●		●							●	421
	422 公園・緑地										●					●		●	422
	423 景観										●							●	423
	424 上水道						●			●	●							●	424
	425 生活排水						●			●	●				●			●	425
426 雨水									●	●			●				●	426	
5 教育・文化	511 就学前教育				●													●	511
	512 学校教育				●													●	512
	521 生涯学習				●													●	521
	522 芸術・文化				●													●	522
	523 スポーツ・レクリエーション				●													●	523
6 地域づくり	611 市民協働・地域コミュニティ										●						●	●	611
	612 移住・定住・交流							●			●							●	612
	621 男女共同参画社会の推進					●											●	●	621
	622 多文化共生			●	●						●	●					●	●	622
	623 人権			●	●	●											●	●	623
7 自治体運営	711 広報・広聴									●	●						●	●	711
	712 行政運営					●					●						●	●	712
	713 財政運営										●							●	713
	714 公共施設等管理						●				●	●						●	714
	715 広域行政										●							●	715

2. 第3次施策と設定指標一覧

大綱-分野	大綱-基本目標	施策(項目)	目標指標	現状値	目標値(2026)	目標の考え方
1 医療・健康福祉	11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる	111 医療	① 市内医療機関の救急搬送収容率(市内収容人数÷市内発生人数)	60.5%	70%	目標値は市内の救急医療機関が指す。救急搬送受入件数の増加を踏まえて設定。※現況値は令和3年の実績。
			② 人口10万人当たりの市内の診療所数	32.7施設	41.1施設	目標値は令和元年度の県平均値に段階的に近づけることとして設定。※現況値は令和3年度の実績。
			③ 神栖市民延入院患者における市内医療機関収容率	42%	65%	目標値は神栖済生会新病院整備等の体制強化等を踏まえて設定。※現況値は令和2年度の推計値。
			④ 人口10万人当たりの医師数(医療施設従事者)	88人	138人	目標値は市内医療機関の医師確保計画や診療所数の増加を踏まえて設定。※現況値は令和2年度公表データの実績値。
			⑤ 産業医トレーニングセンターの就労医師数	3人	15人	目標値は同センターの医師確保計画を踏まえて設定。※現況値は令和4年の人数。
	12 子どもを産み育てやすい環境を整える	121 子ども・子育て支援	① 子育て世代包括支援センター利用者数	1,855人	1,875人	現状維持を目指す。
			② 児童館利用者数	91,835人	100,000人	現状維持を目指す。
			③ 母子・父子自立支援員による訪問調査	186件/年	200件/年	現状維持を目指す。
			④ 乳児家庭全戸訪問対象状況把握率	100%	100%	100%の維持を目指す。
			⑤ 乳幼児健康診査の受診率(4ヶ月児健診)	97.7%	100%	100%を目指す。
			⑥ 乳幼児健康診査の受診率(1歳6ヶ月児健診)	95.1%	100%	100%を目指す。
			⑦ 乳幼児健康診査の受診率(3歳児健診)	93.9%	100%	100%を目指す。
	13 健康でひとにやさしいまちをめざす	131 保健	① 特定保健指導実施率の向上	45%	54.5%	2029年度までに国の目標値である60%到達を目指す。
			② 定期予防接種の接種率の向上	94%	96%	接種勧奨の取組により、年間0.5%増を目指す。
		132 社会保障	① 国民健康保険税の収納率	79.67%	82.6%	収納率の向上を目指す。R3年度実績県平均99.49%を目標値とし、各年度0.05%増を目標として設定。
			② 後期高齢者医療保険料の収納率	99.25%	99.5%	収納率の向上を目指す。R3年度実績県平均99.49%を目標値とし、各年度0.05%増を目標として設定。
		133 地域福祉	① 交通弱者対策の推進	45.98%	50%	路線バス福祉バスの利用率の増加を目指す。
		134 障がい福祉	① 相談支援事業の利用者数	892人/年	927人/年	相談を受ける体制の構築による、相談件数の増加を目指す。
			② 訪問系サービス利用者数	175人/年	180人/年	地域(在宅)での生活を確保するため、訪問系サービスの利用促進を図る。
			③ 通所系サービス利用者数	495人/年	560人/年	通所による日中の創作活動や介護サービスを利用することにより、在宅生活の充実を図る。
135 高齢者福祉		① 生きがい講座の受講者数	620人/年	700人/年	今後高齢者数の増加が見込まれ、受講者数も増加すると考えられるため。	
		② 介護用品支給事業の利用人数	1,460人/年	1,580人/年	今後高齢者数の増加に伴い、利用者の増加が見込まれるため。	
	③ 医療・介護サービス事業者連絡会の参加者数	700人/年	810人/年	開催方法として、集合型のみならず、オンライン方式の2種類の開催で参加者数の増加が見込めるため。		
	④ 介護保険料徴収率	97%	97%	介護サービスの給付費確保のため、事業計画で定めた介護保険料徴収率の維持に努める。		
2 生活環境	21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる	211 防災・危機管理	① 自主防災組織の編成数	53地区	61地区	組織結成や防災活動に要する費用の補助の取組により年間2地区増を目指す。
			② 防災士数	139人	171人	防災士資格取得に要する費用の補助の取組により年間8人増を目指す。
		212 消防・救急活動の推進	① 消防団員充足率	88%	100%	充足率(実団員数/条例定数)100%を目指す。
			213 防犯	① 防犯灯の整備数	10,180灯	10,680灯
		② 防犯カメラの設置数		33カ所	53カ所	年間4カ所の増を目指す。
		214 交通安全	① 交通安全教室の開催数	50回/年	60回/年	高齢者団体への教室の実施を年間10回増を目指す。
	② 高齢者の運転免許証返納支援者数		190人/年	250人/年	令和4年度の制度改正により対象年齢の引き下げが行われたため増を目指す。	
	215 消費者行政	① 消費生活出前講座の開催数	30件	50件	自立した消費者の育成を目指して、消費生活出前講座による消費者教育の充実を図る。	
	216 墓地・火葬場	① 墓地需要に対する提供率	100%	100%	核家族化などの社会問題やそれに伴い変動する墓地需要に柔軟に対応する。	
	22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる	221 環境保全・公害防止	① 温室効果ガス排出量	4,104千t-CO2	4,104千t-CO2	環境基本計画に基づき設定。2026年の目標を既に達成しているため現状維持とするが更なる削減を目指す。
			222 廃棄物対策	① 1人1日当たりのごみの排出量	997g/人日	969.2g/人日
	3 産業	31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える	311 企業誘致	① 鹿島港北公共埠頭のコンテナ取扱貨物量	14,792本	17,992本
② 企業の課税免除制度を利用した固定資産税の課税標準額				20,831千万円	20,831千万円	現状維持を目標とする。
32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる		312 雇用・労働環境	① 就職イベント等の参加者数	延べ38人	延べ50人	参加人数の上限。
			321 農業	① ※検討中	●	●
		② 認定農業者数		181人	185人	現状維持を目標とする。
		322 水産業	① 資源増殖対策	5種類	5種類	漁業権対象魚種の種苗放流による水産資源の維持回復を目標とする。
			② 地元水産物・加工品販売店舗	18店舗	18店舗	直売店店舗数の現状維持を目標とする。
			③ 波崎漁港の水揚量	25,000トン	25,000トン	水産資源を持続的に採育可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復することを目標とする。
			④ 波崎漁港背後地の早期利用促進	0区画	8区画	特定漁港漁場整備長期計画に基づく目標の設定。
		323 商工業	① 神栖市商工会への市内事業者加入率	50.7%	51%	加入率の推移より。
			② 特定創業支援事業による創業件数	5件/年	5件/年	経済産業省から認定を受けている創業支援等事業計画による目標設定。
		324 観光	① スポーツ合宿泊数	5,500泊	10,000泊	PR・誘致活動により、年間1,000泊程度増を目指す。
② 新規スポーツ大会の誘致	2大会		毎年2大会	スポーツ施設等の現状及びPR・誘致活動により。		
③ 観光入込客数	305,000人		350,000人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前の入込客数への回復を目指す。		
④ 海水浴場入込客数	49,000人		68,000人	夏のレジャーの多様化により減少した海水浴客の回復を目指す。		
4 都市基盤	41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める	411 拠点・市街地整備	① 市街化区域内(居住誘導区域)の平均の人口密度	64.6人/m ²	62.0人/m ²	神栖市立地適正化計画における長期目標に關係する計画期間内の参考値に基づく目標設定。
			② 木造住宅の耐震化率	90.3%	95%	神栖市建築物耐震改修促進計画に基づく目標設定。
			③ 市営住宅の入居数	136戸	186戸	入居数を50戸増を目指す。
			④ 波崎東明神周辺地区住環境整備事業での道路整備による消防活動困難区域の解消率	71.2%	80%	「波崎東明神周辺地区住環境整備事業計画」に基づく目標設定。※目標年度は事業計画期間に合わせて2025年度
		412 公共交通	① デマンドタクシーの利用者数	19,200人	30,000人	利用者の拡大による利便性の向上。
			② コミュニティバスの利用者数	29,000人	37,000人	利用者の拡大による利便性の向上。
		413 空き家対策	① 空き家バンク物件登録数(累計)	8件	53件	神栖市空き家等対策計画に基づく目標設定。
			② 空き家相談会等の開催	1回/年	2回/年	所有者及び市民の意識啓発のためのセミナーと事業向けのセミナーを毎年開催する。
	414 地籍調査	① 地籍調査事業の推進(完了率)	12.69%	16.27%	完了率を向上し、土地情報の明確化を図る。	
		② 地籍調査事業の推進(完了面積)	10.98km ²	14.08km ²	完了面積を増やし、土地情報の明確化を図る。	

大綱-分野	大綱-基本目標	施策(項目)	目標指標	現状値	目標値(2026)	目標の考え方
	42 良好な居住環境を整える	421 道路・河川	① 市道舗装率	78.4%	79.6%	整備計画に基づき、年次的に整備を推進する。
		422 公園・緑地	① 住民一人あたりの都市公園の敷地面積	26㎡	27㎡	既存の公園を安心安全に、維持管理を行い、条件の合致する場所があれば新規公園の整備を行う。
		423 景観	① 市が管理する公共サインのうち、ガイドラインに準拠したものの割合	5.1%	6.3%	公共サインの更新等に際して、ガイドラインに準拠したデザインに統一する。
		424 上水道	① 普及率	93.9%	95.1%	未普及地区の配水管の整備、未加入者に対する加入を推進する。
			② 水道料金の収納率	99.4%	99.4%	納付の利便性を高め、収納率の維持を図る。
			③ 上水道整備状況(配水拡張)	717km	737km	配水管拡張整備事業を進める。
			④ 管路更新率	0.5%	0.5%	配水管の総延長(長さ)の0.5%を毎年更新する。
		425 生活排水	① 公共下水道の普及率	48.5%	52.8%	年約1%上昇を目標とする。
			② 公共下水道の整備率	82.8%	88.6%	年5,000m整備を目標とする。
			③ 下水道使用料の収納率	98.5%	98.66%	年0.04%上昇を目標とする。
④ 補助金を交付した高度処理型合併処理浄化槽の設置基数	232基		232基	過去5カ年の補助基数を踏まえて設定。現状維持を目指す。		
426 雨水	① 雨水排水対策事業(須田団地雨水排水路整備工事)整備進捗率	24%	100%	排水路整備計画総延長に対する整備済延長に基づく目標の設定。		
5 教育・文化	51 充実した教育環境を整える	511 就学前教育	① 障がいのある幼児等に対応できる生活指導員や補助教諭の配置充足率	89%	100%	障がいのある幼児等の指導体制の充実。
			② おはなしひろばの相談件数	1,641件	1,800件	相談可能件数の90%を目標とする。
		512 学校教育	① 中学3年を対象に行う英語技能検定におけるCEFR 評価A1以上を取得した生徒の割合	70.6%	75%	文部科学省「第3期教育振興基本計画」による目標設定。
			② 外壁改修工事の推進(%)	80%	95%	神栖市学校施設等長寿命化計画による目標設定。
			③ タブレット学習を進めていく中での天板の大きな机の切替実績	261台/年	522台/年	年次計画策定時の目標値による。
	④ 「個別の教育支援計画」を進学先等に引き継いでいる割合		85.7%	100%	学校教育指導方針による目標設定。	
	⑤ 学校運営協議会の設置率		0%	50%	各学校等に学校運営協議会を設置する。	
	52 生涯にわたり学び続ける環境を整える	521 生涯学習	① 公民館定期講座等	105講座	110講座	各種講座を開催し学習機会の充実を図る。
			② 公民館の利用者数	84,000人	100,000人	地域における生涯学習拠点として活用を促進する。
			③ 重点店舗訪問件数	120件/年	120件/年	重点店舗を毎年訪問する。現状維持を目標とする。
④ 市民1人当たりの貸出数			6.75冊点	7.25冊点	実績値から年間0.1冊増を目指す。	
⑤ 図書資料の受入数			19,320冊	19,890冊	前年度実績値を維持する。	
⑥ 学校図書館図書標準達成率	72.7%(16校)		100%(22校)	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を満たす学校数に基づく目標設定。		
522 芸術・文化	① 芸術・文化イベントの開催回数	3回/年	3回/年	現在のイベントを毎年継続開催。		
② 展示事業の開催回数(企画展・収蔵品展等)	4回/年	5回/年	展示事業に積極的に取り組み、歴史民俗資料館の充実を図る。			
523 スポーツ・レクリエーション	① かみす防災アリーナ利用人数	151,423人	166,453人	指定管理者からの事業提案書による目標設定。		
② 文化・スポーツ振興公社運動施設 自主事業数	21事業	21事業	指定管理者の事業計画による目標設定。			
6 地域づくり	61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる	611 市民協働・地域コミュニティ	① 地域のコミュニティ醸成事業	30件/年	34件/年	市民協働事業推進により、年間1件程度増を目指す。
			② 協働のまちづくり意識醸成事業	3件	4件	市民協働事業推進により、現状維持または1件程度増を目指す。
	612 移住・定住・交流	① かみす子育て住まい給付金を利用した住宅取得件数	277件	280件	生産年齢人口の減少傾向を踏まえつつ、同水準を保持する。	
		② 観光入込客数	305,000人	350,000人	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける以前の入込客数への回復を目指す。	
	62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる	621 男女共同参画社会の推進	① ありがとうdayの実施回数	1回/年	1回/年	思いやりを持って家族に感謝する日「ありがとうday」を設置し、市内におけるワークライフバランスの啓発および意識醸成に努める。
			② 審議会等の女性委員の参画割合	40%	41%	神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。
			③ 女性総合相談窓口の相談開催回数	52回/年	82回/年	神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。
			④ デートDV防止出前講座の開催	2回/年	4回/年	神栖市第二次男女共同参画計画に基づく目標設定。
	622 多文化共生	① 交流事業数	5事業/年	6事業/年	現行5事業の継続実施及び1事業増を目標とする。	
		② 日本語ひろばの開催拠点数	4拠点	6拠点	現行4拠点(開催場所)での継続開催及び2拠点増を目標とする。	
623 人権	① 市内各学校等での人権教室の開催回数	9回/年	12回/年	各学校行事等と調整をし、月1回程度のペースで開催を目指す。		
7 自治体運営	71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す	711 広報・広聴	① 市民懇談会開催数	10回/年	12回/年	月1回程度の開催を目指す。
			② 市のホームページアクセス件数(月平均)	109,996件	115,052件	10年間で10%増を目指す。
			③ 神栖市公式Twitterの登録者数(累計)	11,500人	19,500人	年間2000件増を目指す。
			④ 魅力情報発信ポータルサイト「カミスマカ」アクセス件数(月平均)	4,261件	6,239件	当市の魅力や優れた施策等を効果的に情報発信する取組から、年間10%増を目指す。
		712 行政運営	① オンライン申請可能手続数	38手続	48手続	「デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁)が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に基づく目標設定。
		713 財政運営	① 市民税の収納率	97.0%	97.5%	県内中位の収納率を県内平均値まで改善する。
			② 固定資産税の収納率	98.6%	99.1%	県内上位の収納率のさらなる向上を目指す。
			③ その他の税の収納率	99.2%	99.45%	県内上位の収納率のさらなる向上を目指す。
		714 公共施設等管理	① 未利用市有地の販売額	25,363千円	27,900千円	公有財産管理システムの導入により、令和3年度販売額から10%程度の増を目指す。
		715 広域行政	① 職員共同研修の開催回数	10回/年	10回/年	職員共同研修の開催回数維持を目指す。
7	13	46	110			

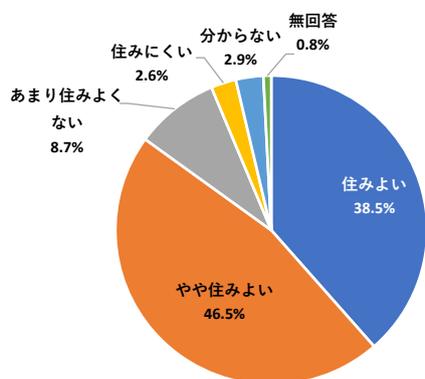
3. 各種市民等意向の概要

第3次神栖市総合計画の策定にあたり、市民、市内高校生、市外若者、転入者・転出者のそれぞれを対象としたアンケート調査を実施し、広く市民等の意向把握を行いました。

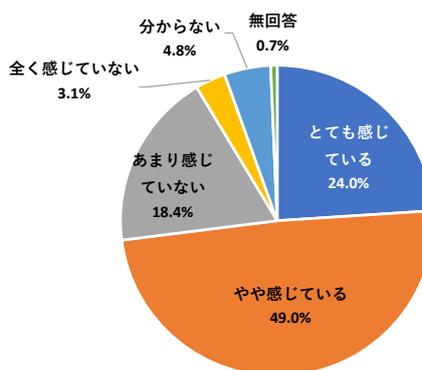
(1) 市民アンケート調査

項目	内容
対象者	・ 神栖市在住の18歳以上の男女6,000人、無作為抽出
調査方法	・ 紙面方式、ウェブ方式（インターネットによる配布・回答）の併用 ・ 無記名方式
調査時期	・ 2021年(令和3)11月
回答数	・ 回答数2,841票（紙面方式2,315票、ウェブ方式526票）、回答率47.35%

① 神栖市の住みやすさ



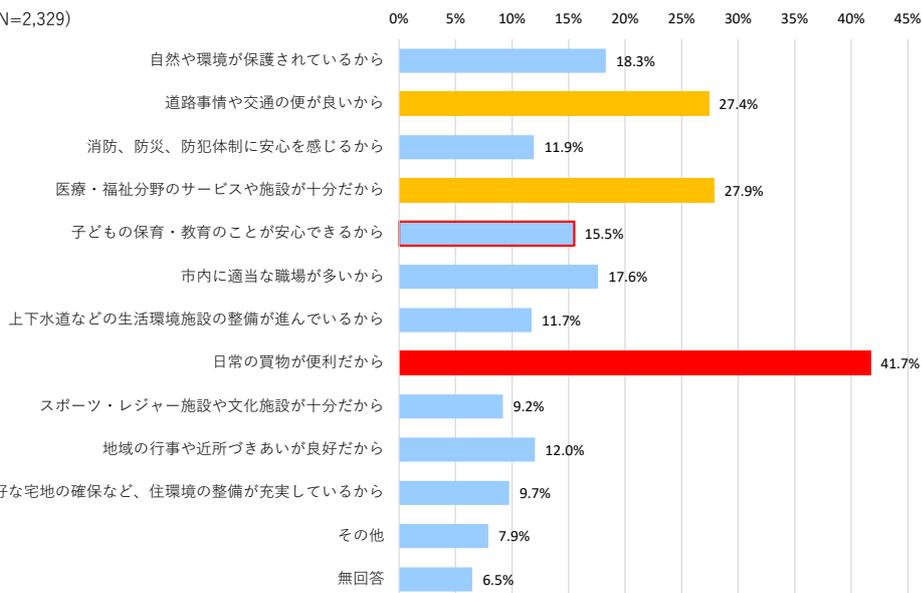
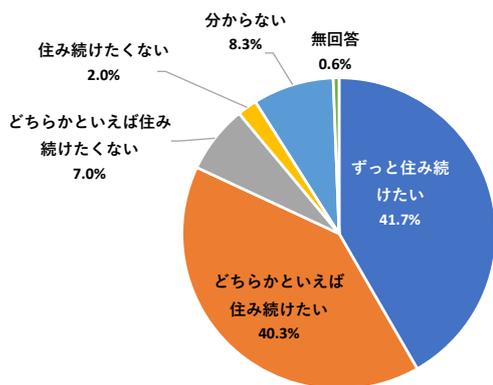
② 誇り・愛着



- ・《住みよい》（住みやすい+やや住みよい）は85.0%、《住みにくい》（あまり住みよくない+住みにくい）は11.3%であり、《住みよい》が大半を占めています。
- ・《誇り・愛着を感じる》（とても感じている+やや感じている）は73.0%、《誇り・愛着を感じていない》（あまり感じていない+全く感じていない）は21.5%であり、《誇り・愛着を感じる》が過半を占めています。

③定住意向、住み続けたい理由

(N=2,329)

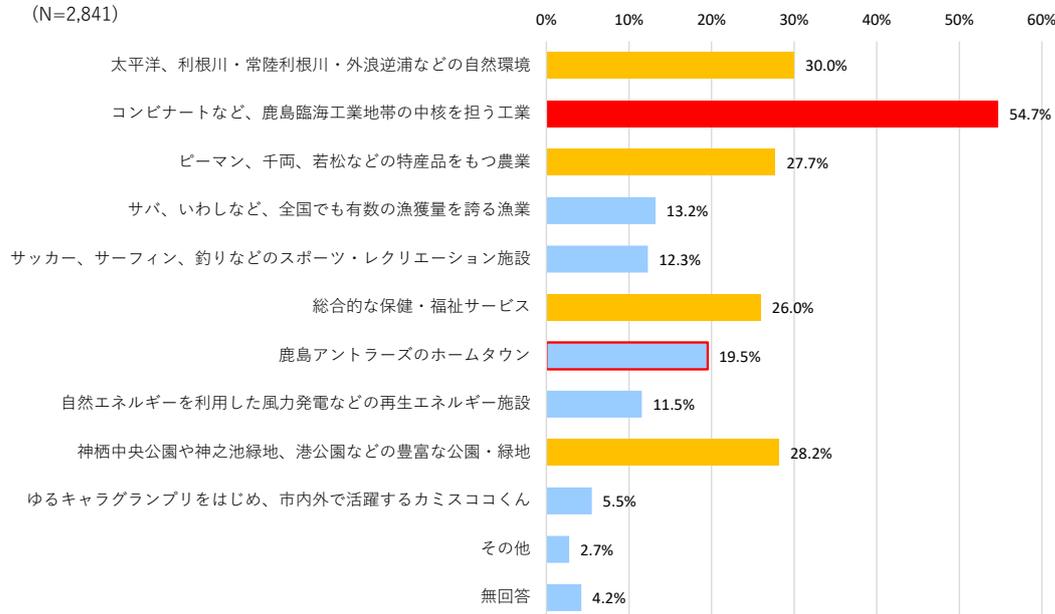


・《住み続けたい》(ずっと住み続けたい+どちらかといえば住み続けたい)は 82.0%、《住み続けたくない》(どちらかといえば住み続けたくない+住み続けたくない)は 9.0%であり、《住み続けたい》が大半を占めています。

・住み続けたい理由としては、「日常の買物が便利だから」41.7%が最も多く、次いで「医療・福祉分野のサービスや施設が十分だから」27.9%、「道路事情や交通の便が良いから」27.4%となっています。

④神栖市の魅力、誇れる・自慢できるもの

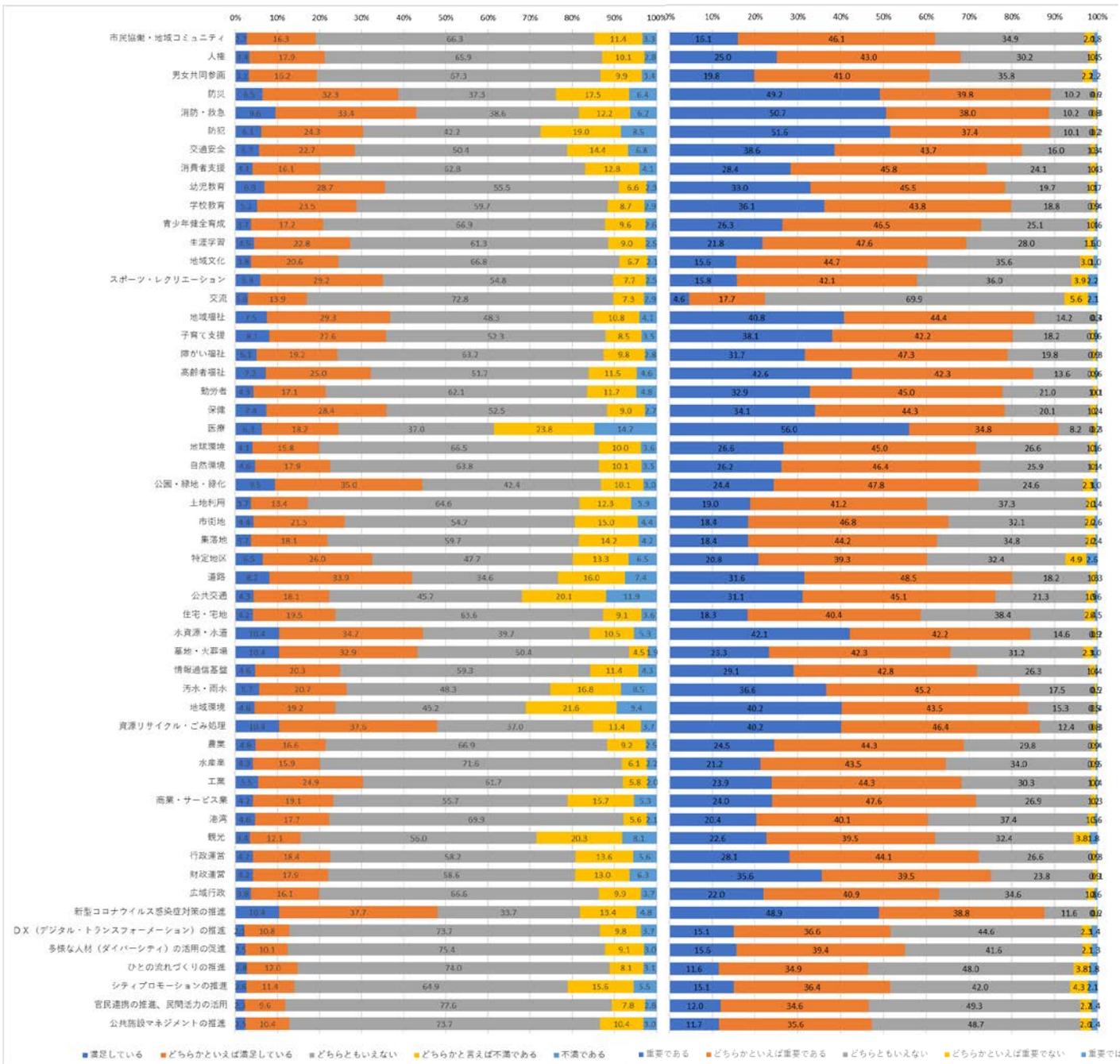
(N=2,841)



・「コンビナートなど、鹿島臨海工業地帯の中核を担う工業」54.7%が最も多く、次いで「太平洋、利根川・常陸利根川・外浪逆浦などの自然環境」30.0%、「神栖中央公園や神之池緑地、港公園などの豊富な公園・緑地」28.2%、「ピーマン、千両、若松などの特産品をもつ農業」27.7%、「総合的な保健・福祉サービス」26.0%となっています。

⇒市の自然環境、農産品、公園等施設、Jリーグホームタウン等の様々な地域資源を最大限に活用し、市のイメージアップ、対外的アピール、情報発信の強化に取り組んでいく必要があります。

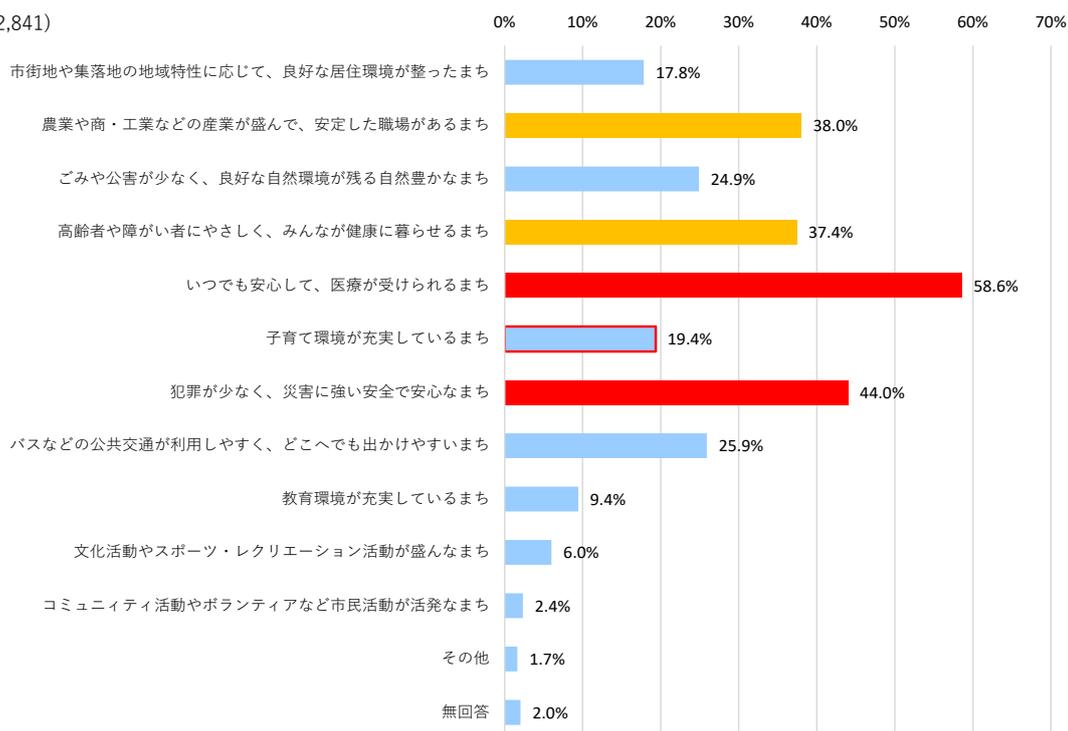
⑤市のこれまでの取組に対する満足度・重要度



- ・第2次総合計画に基づく施策等の取組に対する満足度については、評価点の全体平均は0.109であり、満足が不満をわずかに上回るという結果でした。施策分野別にみると、平均を下回る施策が多い分野は、①市民と協働のまちづくり、②安全性の高いまちづくり、⑤自然環境と調和したまちづくり、⑥くらしの質を高めるまちづくり、⑦産業活力にあふれたまちづくり、⑧健全な行財政のまちづくり、⑨近年の社会変化に対する取組、となっています。
- ・重要度については、評価点の全体平均は0.947である。施策分野別にみると、平均を上回る施策が多い分野は、②安全性の高いまちづくり、④健康で人にやさしいまちづくり、⑤自然環境と調和したまちづくり、⑥くらしの質を高めるまちづくり、⑧健全な行財政のまちづくり、となっています。

⑥今後、神栖市が目指すまちづくり

(N=2,841)

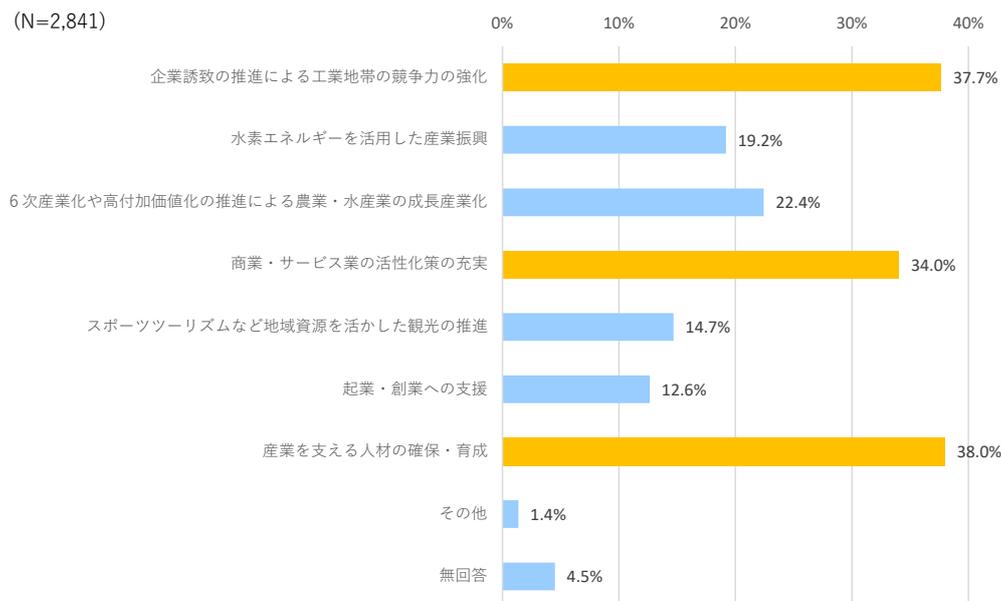


・「いつでも安心して、医療が受けられるまち」58.6%と最も多く、次いで「犯罪が少なく、災害に強い安全で安心なまち」44.0%、「農業や商・工業などの産業が盛んで、安定した職場があるまち」38.0%、「高齢者や障がい者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち」37.4%となっています。

⇒ 医療、福祉、健康、防災、防犯、産業（働く場）等の面から、暮らしの安全、安心、安定が求められています。

⑦産業力の強化、地域経済の活性化に関して力を入れる取組

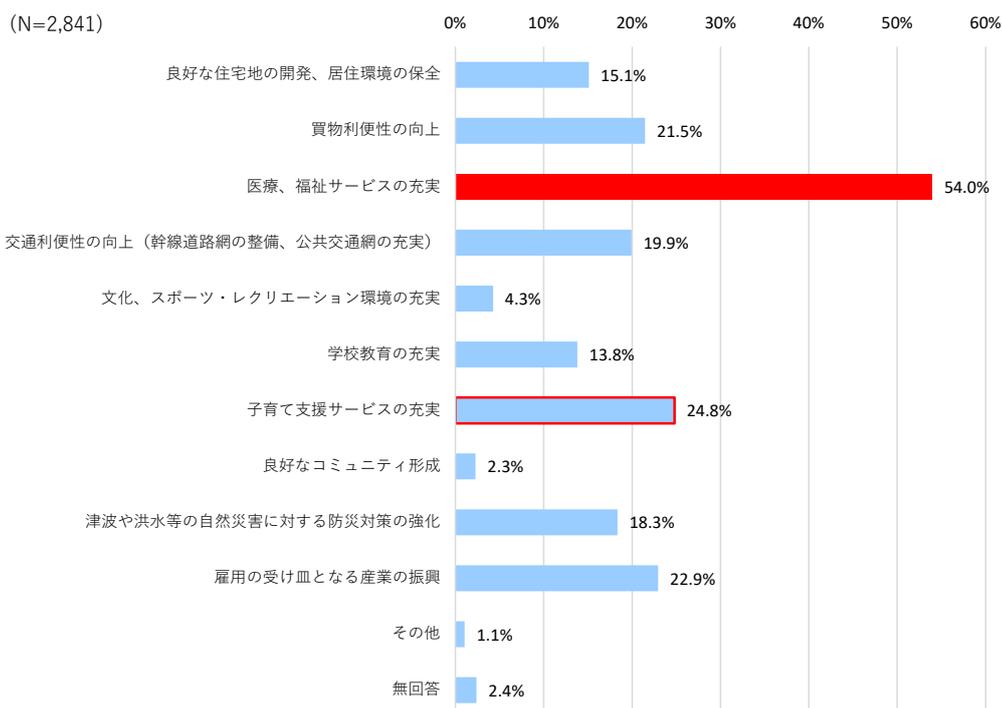
(N=2,841)



・「産業を支える人材の確保・育成」38.0%、「企業誘致の推進による工業地帯の競争力の強化」37.7%、「商業・サービス業の活性化策の充実」34.0%が高くなっています。

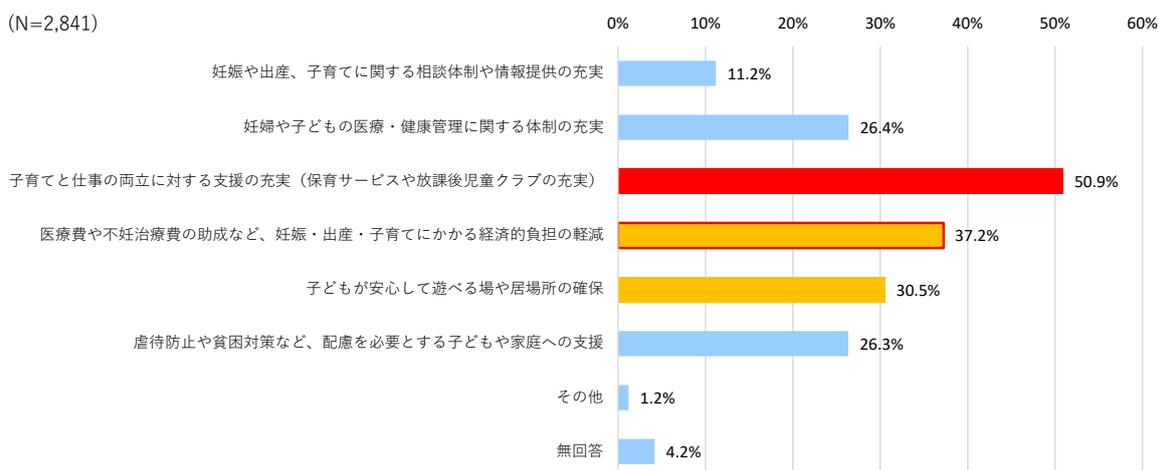
⇒ 地域経済の活性化に向けて、従来からの企業誘致を中心とした産業力の強化とともに、人材育成や高付加価値化に係る取組を強化していく必要があります。

⑧若者の移住・定住の促進に関して力を入れるべき取組



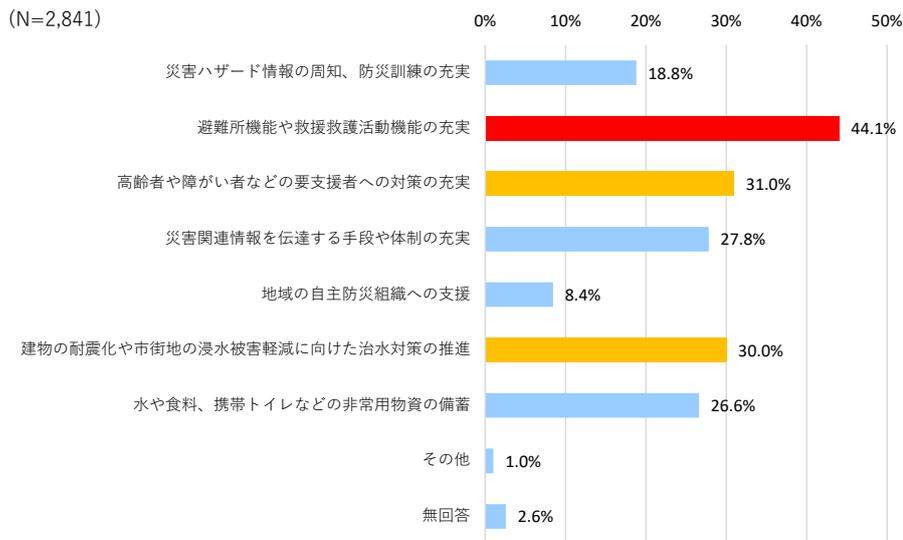
・「医療・福祉サービスの充実」54.0%が最も多くなっています。子育ての中心層（10・20～40歳代）では、「医療・福祉サービスの充実」と合わせて、「子育て支援サービスの充実」、「買物利便性の向上」も高くなっています。
 ⇒ 買物等の基本的な生活利便性の維持向上と、生活の安心感を高める医療・福祉、子育て・教育の充実を図っていくことが重要となります。

⑨子育てに関して力を入れるべき取組



・「子育てと仕事の両立に対する支援の充実」50.9%が最も多く、次いで「妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減」37.2%、「子どもが安心して遊べる場の確保」30.5%となっています。
 ⇒ 子育てと仕事の両立というライフワークバランスに関しては、全ての世代から要望が高くなっています。子育て支援のサービスや施設の充実と合わせて、企業でライフワークバランスの推進や、男親の子育てへの積極的な参加や役割分担など、社会全体で子育てしやすい環境づくり、意識づくりを進めていくことが重要です。

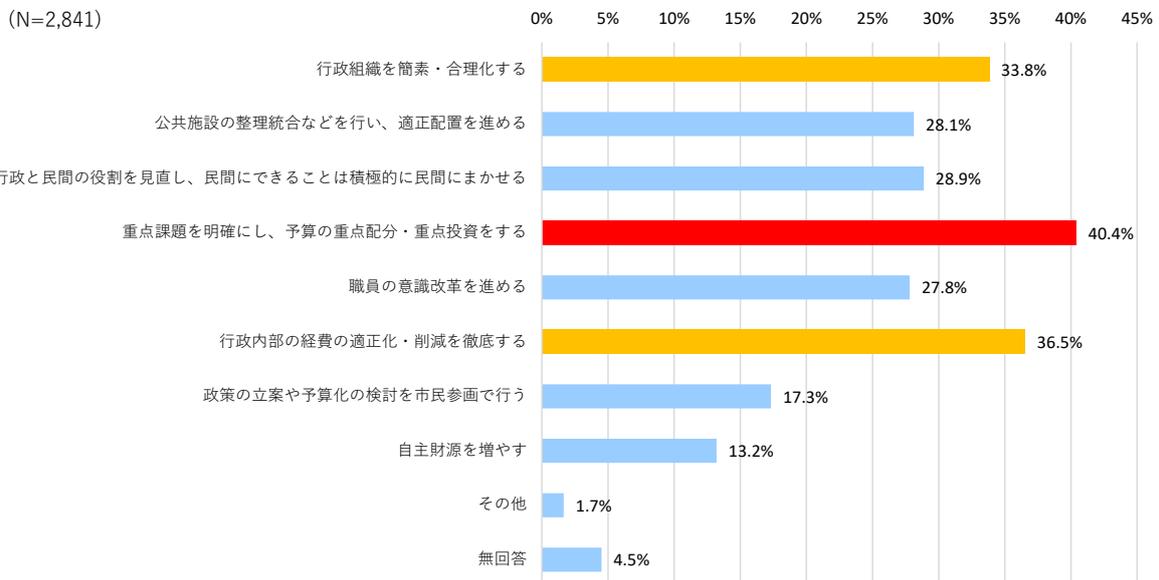
⑩防災力の向上に関して力を入れるべき取組



・「避難所機能や救援救護活動機能の充実」44.1%が最も多く、次いで「高齢者や障がい者などの要支援者への対策の充実」31.0%、「建物の耐震化や市街地の浸水被害軽減に向けた治水対策の推進」30.0%となっています。

⇒ 発災時の対応（避難所機能や救援活動機能、要支援者対策、情報伝達体制等）と、事前の防災体制（耐震化、浸水対策、非常用物資の備蓄等）の強化に取り組んでいく必要があります。

⑪行財政改革の推進に関して力を入れるべき取組



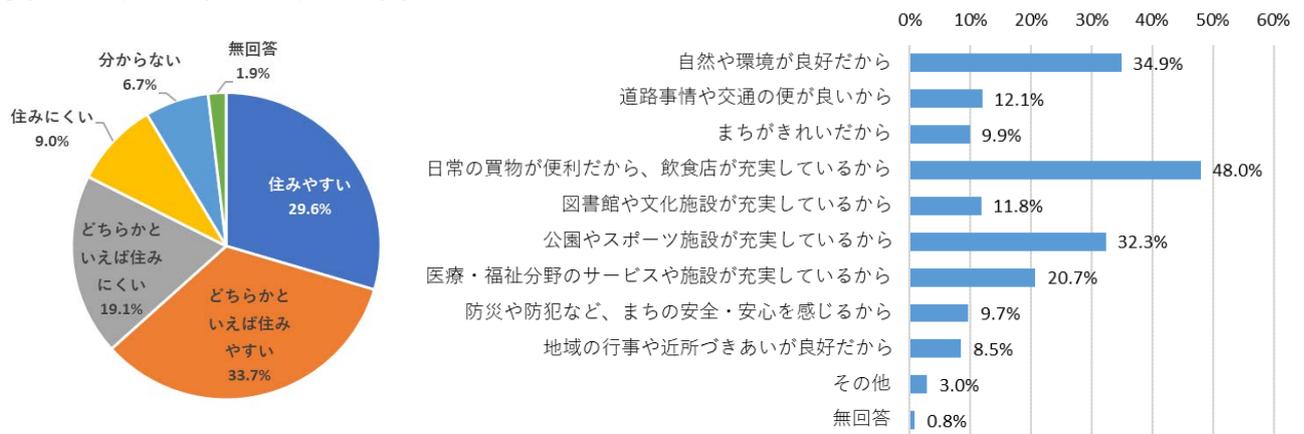
・「重点課題を明確にし、予算の重点配分・重点投資をする」40.4%、「行政内部の経費の適正化・削減を徹底する」36.5%、「行政組織を簡素・合理化する」33.8%が上位となっています。

⇒ 様々な観点から、行財政運営の合理化・効率化に取り組んでいく必要があります。

(2) 高校生アンケート結果

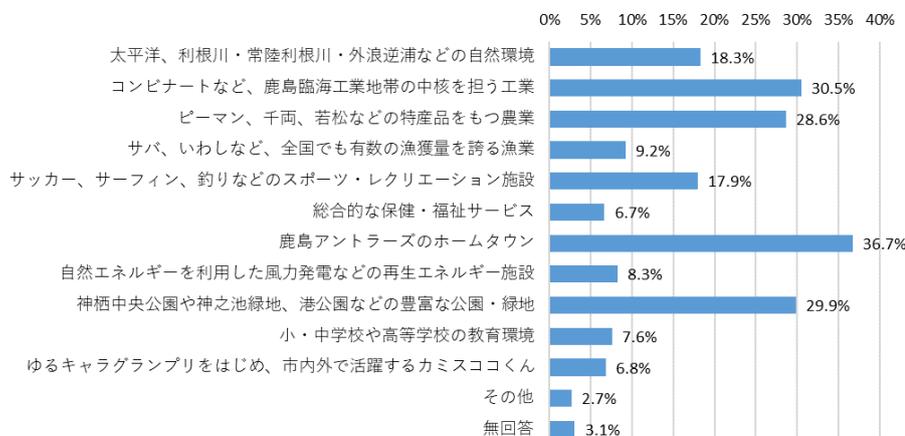
項目	内容
対象者	・ 神栖市内の高校に在籍している高校2年生、3年生 県立神栖高等学校 273名 (32.6%) 県立波崎高等学校 363名 (43.4%) 県立波崎柳川高等学校 201名 (24.0%) 合計 837名 (100.0%)
調査方法	・ 紙面方式、ウェブ方式 (インターネットによる配布・回答) の併用 ・ 無記名方式
調査時期	・ 2021年(令和3)11月
回答数	・ 回答数 747票 (紙面方式 499票、ウェブ方式 248票)、回答率 89.2%

① 住みやすさ、住みやすい理由



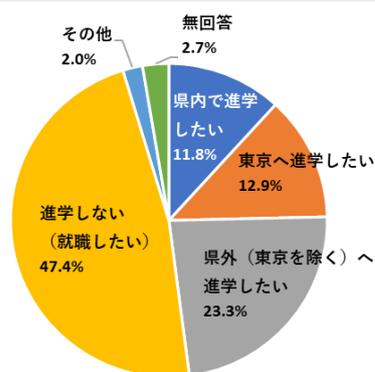
- ・ 「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」(計 63.3%) が、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」(計 28.1%) を大きく上回っています。
- ・ 住みやすい理由としては、「日常の買物が便利だから、飲食店が充実しているから」48.0% が最も多く、次いで「自然や環境が良好だから」34.9%、「公園やスポーツ施設が充実しているから」32.3%となっています。

② 神栖市の魅力、誇れるもの・自慢できるもの

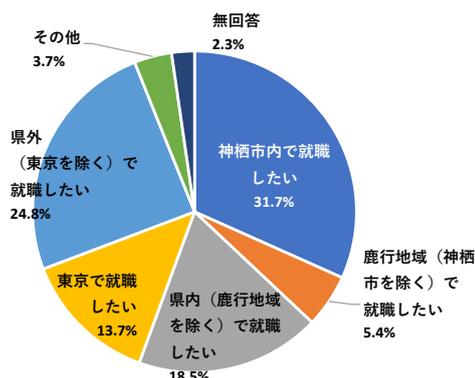


- ・ 「鹿島アントラーズのホームタウン」36.7%、「コンビナートなど、鹿島臨海工業地帯の中核を担う工業」30.5%、「神栖中央公園や神之池緑地、港公園などの豊富な公園・緑地」29.9%、「ピーマン、千両、若松などの特産品をもつ農業」28.6%などが多くなっています。

③高校卒業後の進路

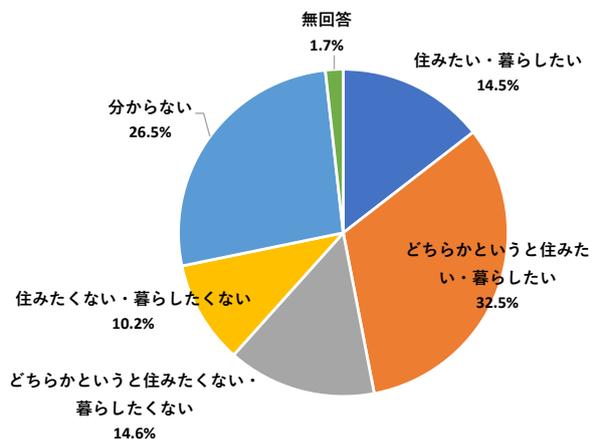


④将来(高校卒業後あるいは進学後)の就職



・高校卒業後の進路については、「進学」47.9%、「就職」47.4%と、半々となっています。
 ・将来(高校卒業後あるいは進学後)の就職については、「市内で就職したい」31.7%が最も多く、次いで「県外(東京を除く)で就職したい」24.8%、「県内(鹿行地域を除く)で就職したい」18.5%となっています。茨城県内が55.6%、県外が38.4%となっています。

⑤将来、神栖市に住みたい・暮らしたいか



・将来の神栖市への居留意向については、「どちらかというに住みたい・暮らしたい」と「住みたい・暮らしたい」の合計は47.0%となり、約半数を占めています。

⑥今後、神栖市はどのようなまちを目指すべきか



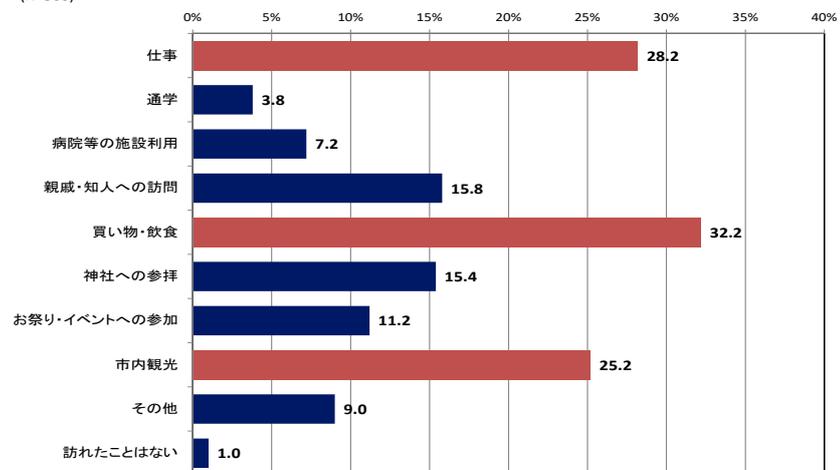
・「バスなどの公共交通が利用しやすく、どこへでも出かけやすいまち」46.3%が最も多く、次いで「犯罪が少なく、災害に強い安全で安心なまち」41.0%、「ごみや公害が少なく、良好な自然環境が残る自然豊かなまち」34.8%となっており、交通便利、防犯・防災、環境保全などに関して多くなっています。

(3) 市外若者アンケート結果

項目	内容
対象者	・茨城県内に在住する 20 歳代以下から 40 歳代の方で、 神栖市に住んでいたことがある方もしくは訪れたことがある方を対象 ※インターネット調査事業者のモニターを対象に上記条件でスクリーニング
調査方法	・ウェブ方式（インターネットによる配布・回答） ・無記名方式
調査時期	・2021 年(令和 3)10～11 月
回答数	・回答数 500 票

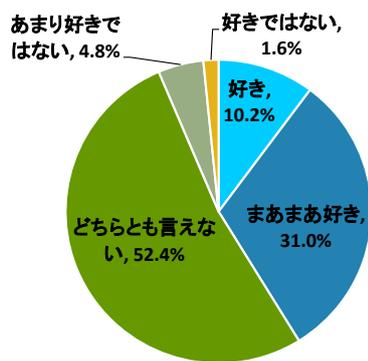
①神栖市を訪れた目的

(N=500)



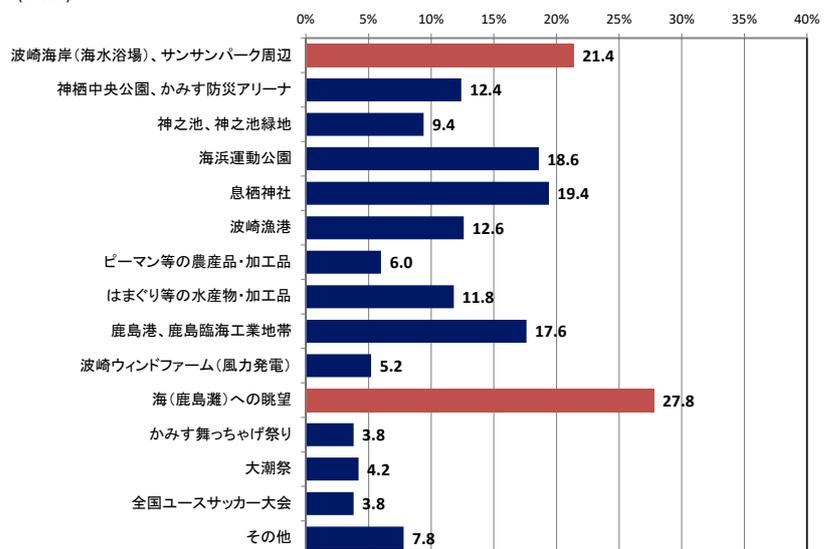
②神栖市に対する思い（好き/嫌い）

(N=500)



③神栖市の地域資源で好きなもの

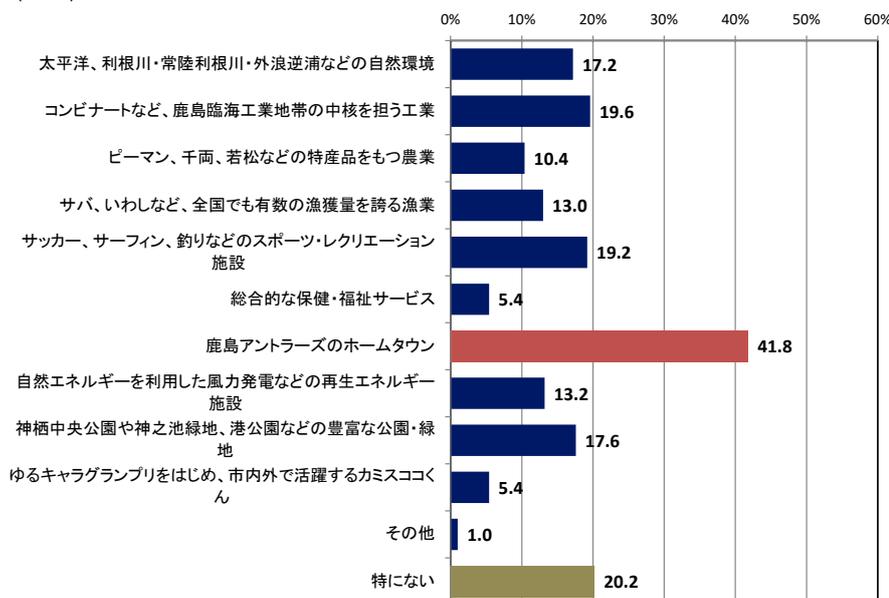
(N=500)



- ・[好き] *が[好きではない] *を大きく上回っていますが、「どちらとも言えない」が過半数を占めています。 * [好き] = 「好き」+「まあまあ好き」 [好きではない] = 「あまり好きではない」+「好きではない」
- ・地域資源で好きなものとしては、「海(鹿島灘)への眺望」27.8%、「波崎海岸(海水浴場)、サンサンパーク周辺」21.4%等の良好な自然環境が上位となっています。次いで、「息栖神社」19.4%、「海浜運動公園」18.6%等の歴史文化資源やスポーツ・レクリエーション施設となっています。

④神栖市の魅力、誇れる・自慢できるもの

(N=500)

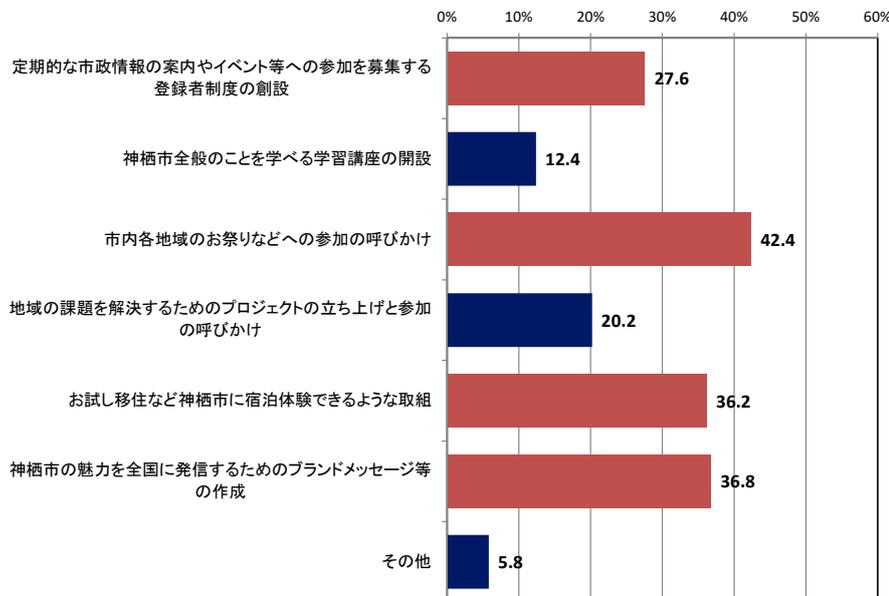


・「鹿島アントラーズのホームタウン」41.8%が最も多くなっていますが、次いで多いのが「特にない」21.4%となっています。

⇒引き続き、鹿島アントラーズのホームタウンとしての発信力、これまでのスポーツ関連の様々な環境整備、また鹿島臨海工業地帯の中核地という立地特性等の本市の強みを最大限に活かしながら、まちの活性化やブランド力向上につながる取組を進めていく必要があります。

⑤神栖市が市外の人との関わりを増やしていくために必要な取組

(N=500)



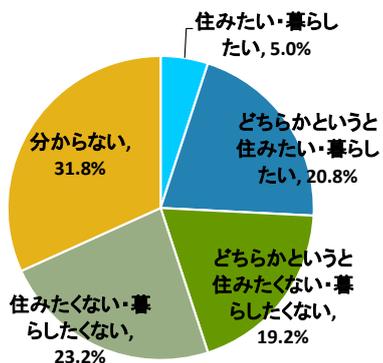
・「市内各地域のお祭りなどへの参加の呼びかけ」42.4%、「神栖市の魅力を全国に発信するためのブランドメッセージ等の作成」36.8%、「お試し移住など神栖市に宿泊体験できるような取組」36.2%、「定期的な市政情報の案内やイベント等への参加を募集する登録者制度の創設」27.6%など、それぞれの選択肢に一定数の回答（支持）があります。

⇒いずれの取組についてもターゲットを絞り込むなど、効果的な推進について検討を進めていく必要があります。

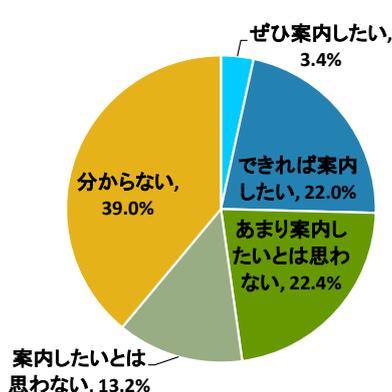
⑥将来、神栖市に住みたい・暮らしたいか

⑦神栖市を訪れたことのない人に、まちを案内したいと思うか

(N=500)



(N=500)



・ [住みたい] * - [住みたくない] * はマイナス 16.6 ポイントとなり、[住みたい] が [住みたくない] を下回るという結果でした。

* [住みたい] = 「住みたい」 + 「どちらかというに住みたい」 [住みたくない] = 「どちらかというに住みたくない」 + 「住みたくない」

⇒ 移住・定住をより具体的に検討する年代となる 30~40 代に向けて、有効な取組を充実していくこととそのアピールが必要です。

・ [案内したい] * - [案内したいと思わない] * は、マイナス 10.2 ポイントであり、[案内したい] が [案内したいと思わない] を下回るという結果でした。

* [案内したい] = 「是非案内したい」 + 「できれば案内したい」

[案内したくない] = 「あまり案内したいとは思わない」 + 「案内したいとは思わない」

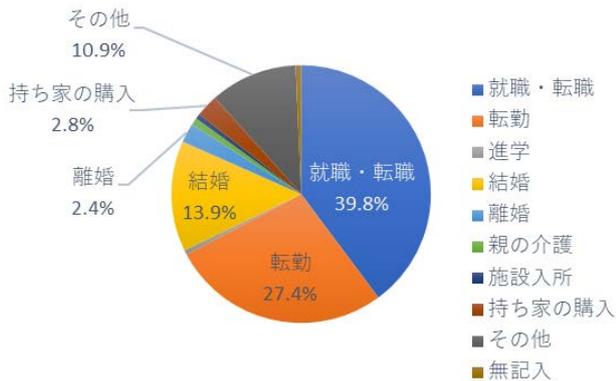
⇒ 良好な自然環境や歴史文化資源、充実したスポーツ・レクリエーション施設を活かした、魅力的な場（集客ポイント）の形成を進めていく必要があります。

(4) 転入転出アンケート結果

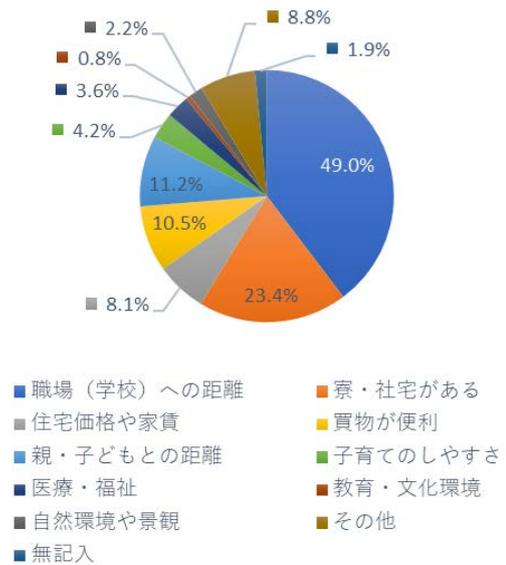
項目	内容
対象者	・2015年(平成27)3月～2021年(令和3)9月の6.5年間の転入者・転出者
調査方法	・窓口記入 ・転入・転出の世帯ごとに調査を依頼
回答数	・転入；8,437人(世帯) ・転出；8,079人(世帯)

■転入者

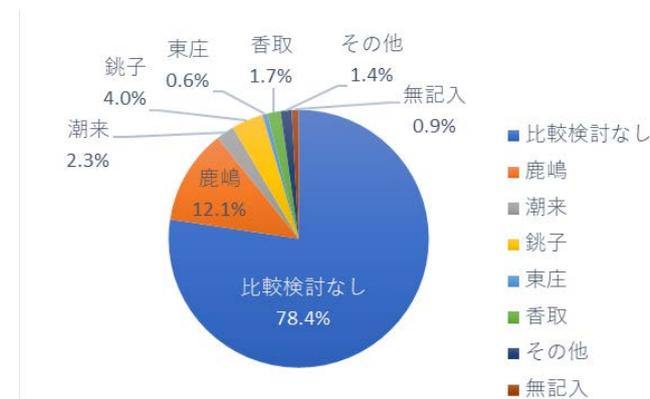
①転入の要因



②神栖市を転入先に選んだ理由

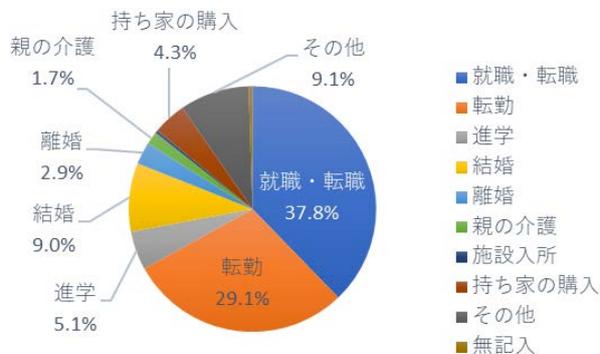


③転入を検討した他都市の有無



■転出者

④転出の要因



⑤神栖市の良かった点

